Japanese Society for the Study of Social Work

第41回大会
日本ソーシャルワーク学会

「多様性 × 包摂性～誰一人取り残さないソーシャルワーク～」

プログラム抄録集

日程 ≫ 2024年 6.29 SAT / 30 SUN

時間 ≫ 6.29 10:00～17:45
6.30 10:00～16:00

場所 ≫ 東京都立大学南大沢キャンパス

https://jsssw41taikai.peatix.com

主催団体

日本ソーシャルワーク学会

共催団体

【東京都】

(公社)東京社会福祉士会　(一社)東京精神保健福祉士協会　(一社)東京都医療ソーシャルワーカー協会

【全国団体】

(公社)日本社会福祉士会　(公社)日本精神保健福祉士協会　(公社)日本医療ソーシャルワーカー協会
(特非)日本ソーシャルワーカー協会　(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

目　　次

1　実行委員長あいさつ…… 1
2　第 41 回大会　テーマと趣旨 …… 2
3　大会概要…… 3
4　大会プログラム第１日目…… 5
5　大会プログラム第２日目…… 6
6　大会参加者の皆さまへ…… 7
7　会場・分科会・情報懇親会の配置図…… 8

【全体プログラム】

8　開会式…… 10
9　基調講演…… 11
10　大会校企画シンポジウム…… 30
11　学会企画シンポジウム…… 47
12　閉会式…… 77

【自由研究発表】

13　第１分科会～第５分科会スケジュール…… 78
　　第１分科会…… 81
　　第２分科会…… 88
　　第３分科会…… 95
　　第４分科会…… 102
　　第５分科会…… 109

実行委員長あいさつ

日本ソーシャルワーク学会
第 41 回全国大会
実行委員会委員長
和気 純子（東京都立大学）

この度は、日本ソーシャルワーク学会第 41 回全国大会にご参加いただき、誠にありがとうございます。本大会の実行委員会を代表して、一言ご挨拶させていただきます。

第 41 回大会は、東京都八王子市に位置する東京都立大学南大沢キャンパスを会場とし、東京都立大学に所属する会員と、学会の研究推進第 2 委員会に所属する首都圏在住の理事、さらに東京都のソーシャルワーカー職能団体の代表者の皆様を加えた 8 名で構成する実行委員会によって企画･運営されます。また、開催にあたり、全国のソーシャルワーク関連の職能団体および日本ソーシャルワーク教育学校連盟にも共催いただきましたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、コロナ禍ではオンラインによる大会開催を余儀なくされましたが、昨年は対面とオンラインによるハイブリッド開催が実現し、コロナ禍が一定の収束をみた本年は、従来型の対面による大会を開催することができました。ソーシャルワーク研究に取り組む仲間が、地域や組織を超えて対面で集い合うという、これまで当たり前であった日常を取り戻す機会がもてることは感慨深く、あらためて関係者の皆様の努力とご協力に感謝いたします。

ところで、本学会では、特定のテーマのもとで会員有志の参加による研究会を設置し、日頃より相互の研鑽に努めています。2023 年からは、「多様性と文化的コンピテンスにもとづくソーシャルワークのあり方に関する研究会」を組織し、活動を行っています。本大会のテーマは、こうした研究会の成果も反映させながら、大都市東京の特性でもある多様性に着目し、包摂的な支援の実現による、「誰一人取り残さないソーシャルワーク」について議論を深めてまいります。シンポジウムでは、第一線で活躍している実践者や研究者から報告をいただきます。さらに、多様性を生み出すグローバリゼーションの潮流をふまえ、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の次期会長（本年 7 月 1 日より就任）のアントワネット・ロンバード（Antoinette Lombard）博士を招聘し、ソーシャルワークと社会開発のための、包摂的な社会変容の共同構築のためのグローバル・アジェンダについて講演いただきます。

コロナ禍が収束したとはいえ、国内外で戦争や災害が多発し、人々が苦悩する姿を目にしない日はありません。あらためて、ソーシャルワークに何ができるのか。ソーシャルワーク研究、実践、教育がさらに連携を深め、地域、国、世界がその使命を共有し、共同で社会変容に取り組む重要性がかつてなく高まっています。このような視点を共有しつつ、本大会が、参加者の皆様にとって実り多いものとなることを願います。

第 41 回大会　テーマと趣旨

1　大会テーマ

「多様性×包摂性～誰一人取り残さないソーシャルワーク～」

2　趣旨

グローバリゼーションの進展は、国籍、民族、性別、性的指向、障がい、年齢、宗教など多様な特性をもつ人々の共生を必然とする。しかし、戦後、福祉六法体制により、年齢や障がいなどの属性によって縦割的に発展してきた日本の社会福祉システムは、多様化、複合化する人々のニーズに十分こたえられていない現状がある。もとより、「誰一人取り残さない」ことがソーシャルワークの真髄であり、その実現にむけて様々な課題提起や先進的な取り組みもなされている。国においても領域をつなぎ、包括的な支援体制を可能にする制度を創設し、孤立・孤独への対策にも着手したところであるが、その取組みには依然として大きな壁が立ちはだかっている。本大会では、このような問題意識のもと、多様性と包摂性を担保し、誰一人取り残さないソーシャルワークの実現にむけて、その現状と課題を研究者と実践者双方の視点を交えながら議論し、求められる革新を展望する。

大会概要

名　　称　日本ソーシャルワーク学会第 41 回全国大会
主催団体　日本ソーシャルワーク学会
大会テーマ　「多様性×包摂性～誰一人取り残さないソーシャルワーク～」

実行体制

主　　催　日本ソーシャルワーク学会　第 41 回大会実行委員会
実行委員長　和気　純子（東京都立大学）
実行委員会　長沼　葉月（東京都立大学）
ヴィラーグ・ヴィクトル（日本社会事業大学）
荒井　浩道（駒澤大学）
杉野　聖子（江戸川おおたかの森専門学校）
岡野　範子（公益社団法人　東京社会福祉士会）
松永実千代（一般社団法人　東京精神保健福祉士協会）
田上　　明（一般社団法人　東京都医療ソーシャルワーカー協会）
共催団体
【東京都】　公益社団法人　東京社会福祉士会
一般社団法人　東京精神保健福祉士協会
一般社団法人　東京都医療ソーシャルワーカー協会
【全国団体】公益社団法人　日本社会福祉士会
公益社団法人　日本精神保健福祉士協会
公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会
特定非営利活動法人　日本ソーシャルワーカー協会
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

開催日時　2024 年 6 月 29 日（土）、6 月 30 日（日）
開催場所　東京都立大学南大沢キャンパス　1 号館 1 階
（情報交換会は、同キャンパス国際交流会館 1 階喫茶コーナー）
〒 192-0397　東京都八王子市南大沢 1 － 1（京王線南大沢駅より徒歩 3 分）
参加申込　以下の Peatix のサイトからお申込みください。
https://jsssw41taikai.peatix.com

支払い方法は、クレジットカードまたはコンビニ決済が選択できます。参加登録後 8 日以内にお支払いください。直前に申し込みされた方は、最終の支払い期限が 6 月 25 日（火）12：00 までとなります。期限までの入金が確認できない場合は、参加登録は無効となりますのでご注意ください。なお、一旦納入された参加費は、不参加であっても、払い戻しはいたしません。

大会および情報交換会参加費

会員（含共催団体の会員）	7,000 円
非会員	8,000 円
学生・院生	3,000 円
情報交換会	5,000 円

問合せ先　　日本ソーシャルワーク学会第 41 回大会事務局
jsssw-seminer@worldpl.co.jp

大会プログラム　第1日目

9：15	**受付開始**
10：00 1-120 教室	**開会式** 会長、実行委員長、共催団体等挨拶
10：30-12：30 1-120 教室	**基調講演**（逐語通訳あり） コーディネーター：**和気 純子**（東京都立大学） 挨拶：**黒木 保博**（長野大学） 講師：**アントワネット・ロンバード**（Antoinette Lombard） （国際ソーシャルワーク学校連盟次期会長） **「ソーシャルワークと社会開発にむけたグローバル・アジェンダ ～包摂的な社会変容の共同構築～」** コメンテーター：**小原 眞知子**（日本社会事業大学・IFSW-AP 会長）
12：30-13：30	昼食
13：30-16：00 1-120 教室	**大会校企画シンポジウム** テーマ：「多様性×包摂性とソーシャルワーク」 コーディネーター：**荒井 浩道**（駒澤大学） シンポジスト **加山　弾**（東洋大学） 「地域共生社会づくりにおけるコミュニティソーシャルワーク機能 ～重層性（制）を志向する支援体制とは～」 **小林 聖子**（豊島区民社会福祉協議会） 「多様性×包摂性とソーシャルワーク～豊島区民社協の取組み～」 **瀧脇　憲**（自立支援センターふるさとの会） 「関係性の生成変化～居住・生活支援による包摂の可能性～」 **横田 千代子**（女性自立支援施設いずみ寮） 「“売春防止法”から女性支援新法“困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律”へ～支援の現場から思うこと～」 コメンテーター： **松永 実千代**（東京精神保健福祉士協会） **アントワネット・ロンバード**（国際ソーシャルワーク学校連盟）
16：15-17：45	自由研究発表　第1分科会　　**会場　1-102 教室** 自由研究発表　第2分科会　　**会場　1-103 教室** 自由研究発表　第3分科会　　**会場　1-104 教室**
18：00-19：30 国際交流会館	**情報交換会 会場　東京都立大学国際交流会館　1 階喫茶コーナー**

大会プログラム　第2日目

9：15	**受付開始**
10：00- 12：30 1-120 教室	**学会企画シンポジウム** **テーマ：「文化的コンピテンスとＳＷ～国籍、在留資格を超えて～」** コーディネーター：ヴィラーグ・ヴィクトル（日本社会事業大学） シンポジスト **武田　丈**（関西学院大学） 「文化的コンピテンスに基づくソーシャルワークの実践モデル・アプローチ」 **杉山 聖子**（入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク） 「日本社会における外国人のメンタルヘルス　～収容と仮放免から考える～」 **南野 奈津子**（東洋大学） 「移住家族と子どもの包摂をめぐる課題とソーシャルワーク」 **門 美由紀**（横浜市国際交流協会） 「“避難民”の共通性と個別性　～ソーシャルワークの視座から～」 コメンテーター： **岡野 範子**（東京社会福祉士会） **森　恭子**（日本女子大学）
12：30- 13：30	昼食
13：00- 14：00 1-120 教室	総会
14：15- 15：45	自由研究発表　第4分科会　**会場　1-103 教室** 自由研究発表　第5分科会　**会場　1-104 教室**
15：50- 16：00 1-120 教室	閉会式

大会参加のみなさまへ

1　参加受付およびクローク

1 号館の 110 教室にて、参加受付いたします。受付にて、参加証（ネームフォルダー）およびプログラム集をお渡しいたします。お名前を書き、大会期間中は、ネームフォルダーを身に着けていただきますようお願いいたします。また、上記の時間、荷物をお預かりいたします。その際、荷物受け取りのため半券をお渡しいたしますので、受け取りまで失くさないようにしてください。

6 月 29 日（土） 9 時 15 分～ 18 時　1 号館 1 － 110 教室
6 月 30 日（日） 9 時 15 分～ 16 時　1 号館 1 － 110 教室

2　Eduroam によるインターネット通信（ゲスト用）

大会会場では、Eduroam アカウント使えます。また必要な方は、受付にてゲスト用 ID および PW を記した書類をお渡しいたしますので、受付でお尋ねください。

3　プログラム抄録集（電子配信のみ）

本大会の抄録集は紙媒体の印刷は行わず、学会ホームページに掲載いたします。各自、アクセスして閲覧ください。

4　昼食および休憩

1 号館の 101 教室を参加者の休憩室とし、昼食をとっていただけます。また受付の向い側に飲み物の自動販売機があります。なお、徒歩 3 分の南大沢駅周辺には、コンビニ、スーパー、レストラン等が多数ございますので、そちらを利用いただけます。

5　書籍販売

1 号館の 107 教室で書籍販売を行っています。是非お立ち寄りください。

6　問い合わせ

質問等は以下のメールでお問合せください。ただしすぐにお答えできない場合があります。緊急の場合は、受付スタッフにお声かけください。

日本ソーシャルワーク学会第 41 回大会事務局：jsssw-seminer@worldpl.co.jp

会場・分科会・情報懇親会の配置図

1　大会会場・分科会の配置図

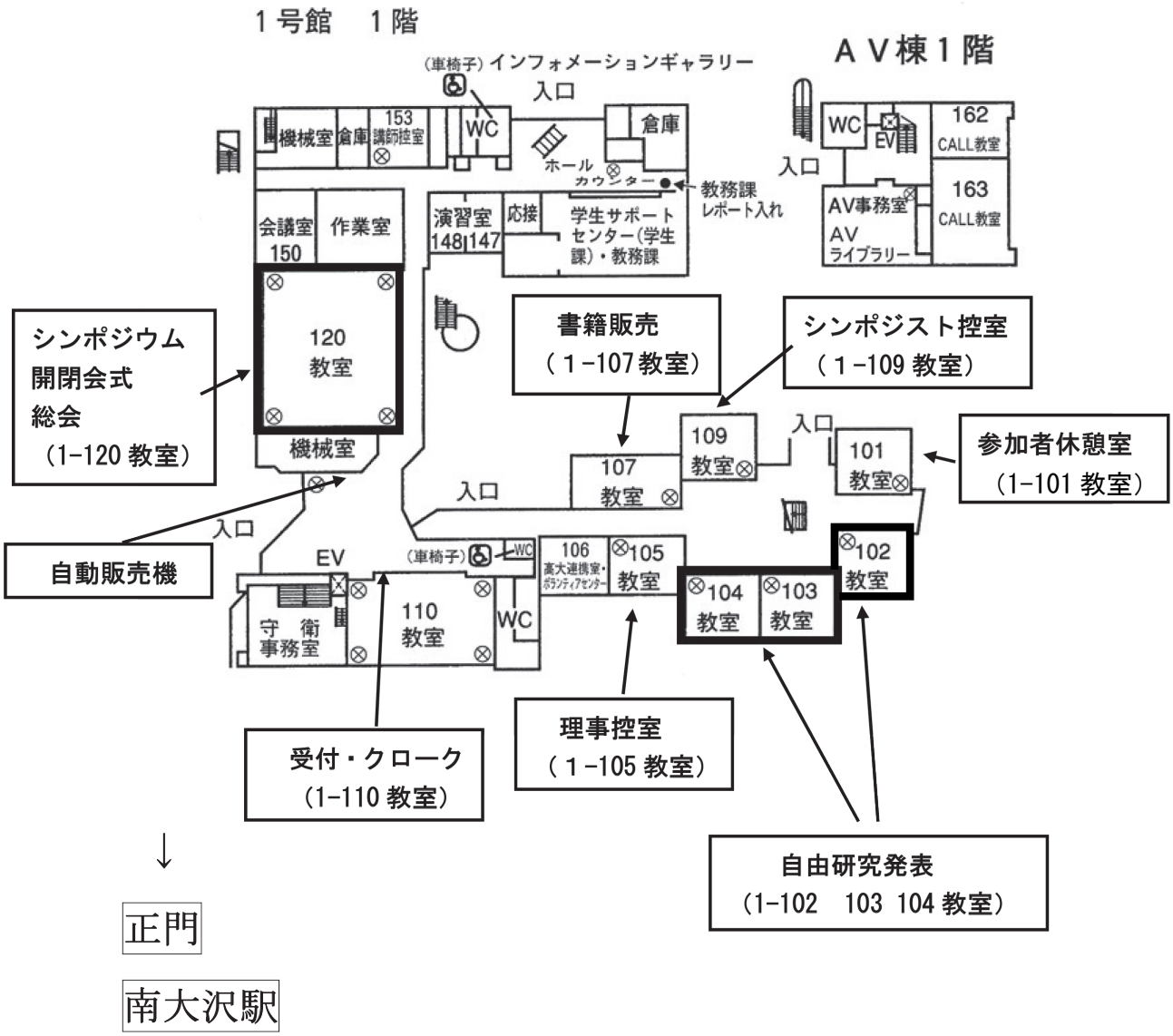

2　キャンパスマップ

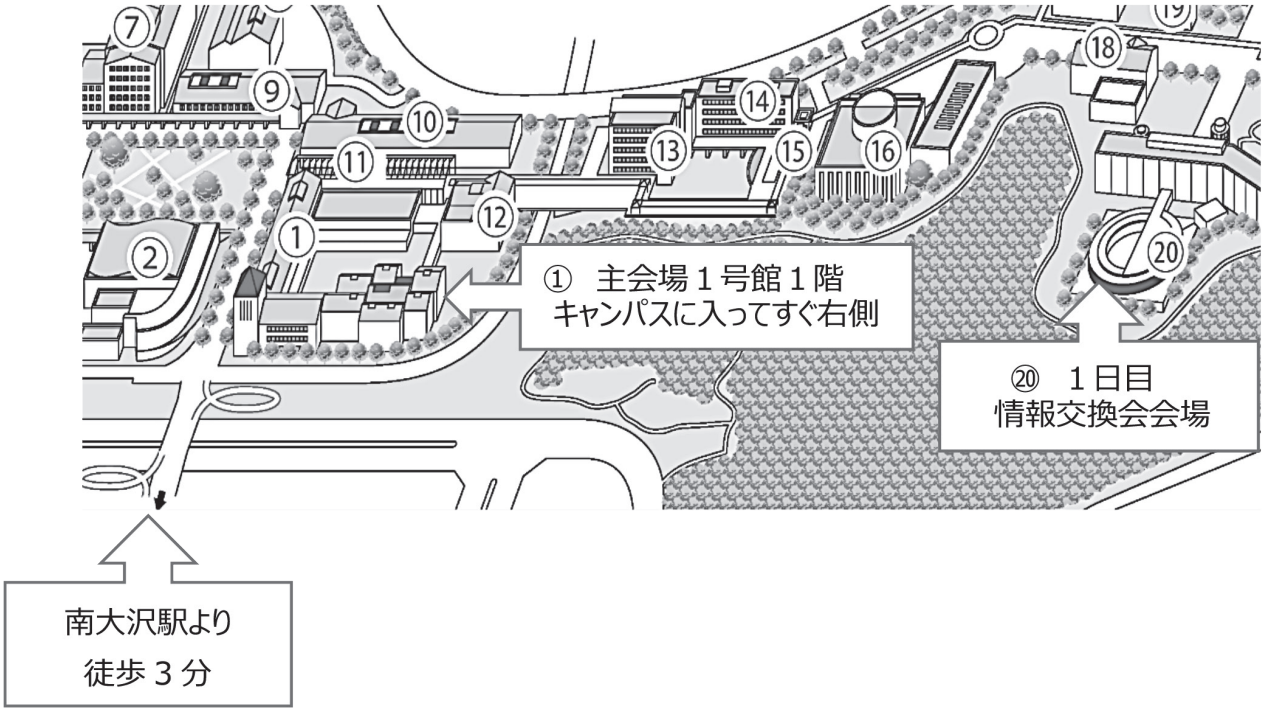

3　交通アクセス

＜東京駅方面より＞

東京→（中央線快速約 20 分）新宿→（京王相模原線特急約 40 分）南大沢→大学

＜品川駅方面より＞

品川→（山手線約 20 分）新宿→（京王相模原線特急約 40 分）南大沢→大学

＜新横浜経由橋本駅より＞

新横浜→（横浜線約 30 分）橋本→（京王相模原線約 5 分）南大沢→大学

＜羽田空港方面より＞

羽田空港→（モノレール約 20 分）浜松町→新宿（山手線約 25 分）→

（京王相模原線特急約 40 分）南大沢→大学

＊公共交通機関でお越し下さい。やむを得ない事情で車での来場が必要な方は、問い合わせメールアドレスまで事前にご連絡願います。

全体プログラム　　開会式

司会　長沼 葉月（東京都立大学）

開会あいさつ

日本ソーシャルワーク学会　会長
小山 隆（同志社大学）

日本ソーシャルワーク学会第 41 回大会　実行委員長
和気 純子（東京都立大学）

共催団体あいさつ

日本ソーシャルワーカー連盟　会長
田村 綾子

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ～包摂的な社会変容の共同構築～

アントワネット・ロンバード教授
プレトリア大学
次期会長IASSW
antoinette.lombard@up.ac.za

IASSW AIETS

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ 2020–2030：包摂的な社会変容の共同構築

概要

- グローバル・アジェンダ：包括的テーマと具体的テーマ
- 危機にある世界
- 気候変動とその影響
- より広い正義の範囲
- 包摂的な社会変容を共同構築するためのフレームワーク
- 人権
- 持続可能な開発
- 平和で公正かつ包摂的な社会のための目標と変革的戦略
- 結論
- ソーシャルワークへの示唆

https://medium.com/equality-includes-you/sociology-and-social-change-daily-activism-grounded-in-hope-6c7ac42f2d76

https://www.social-excellence.com/blog/st

IASSW AIETS

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ 2020–2030：包摂的な社会変容の共同構築

IASSW、ICSW、IFSW会長

私たちは、すべての国々で活発な会員を擁するグローバルな組織として、すべての人々の強みを称え、持続可能な開発をリードするために彼らの積極的な役割を促進することを認識し、取り組んでいく。私たちは、**人々と環境のために、繁栄するコミュニティと社会を共同設計し、共同構築**するために協力することに努める。

すべての人々の声をきき、特に社会から排除されがちな人々の積極的な参加を促すことは、ソーシャルワークと社会開発の専門職にとって核心であり、**包摂的な社会変容を共同で設計し、共同構築するために**不可欠である。

これには、国家的にもグローバルにも、すべての人々の**普遍的な権利、機会、自由、そして持続可能なウェルビーイングを促進**するような、政府と政府が仕える人々との間の新たな社会的合意の形成が含まれる。

https://www.iassw-aiets.org/global-agenda/global-agenda-2020-2030/
（→日本語訳を本レジメの後にプリントアウトしてつけています！）

IASSW AIETS

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ

包摂的な社会変容の共同構築
（包括テーマ2020-2030）

- *ウブントゥ：社会的連帯とグローバルなつながりの強化*
- *新しいエコ・ソーシャル・ワールドの共同構築*
- *共同するソーシャルアクションにおける多様性の尊重*
- *ブエン・バイバー：変革のための未来の共有*

IASSW AIETS

IASSW AIETS

紛争、暴力

- 毎年50万人以上が暴力で死亡
- 世界の子どもの半数、女性の少なくとも3分の1が暴力の被害者である（Pathfinders, 2019:5）。

https://www.independent.co.uk/life-style/health-and-families/violent-communities-impact-antisocial-behaviour-child-health-8366006.html

https://www.forbesafrica.com/current-affairs/2018/12/14/in-pictures-shots-fired-violence-in-south-africa/

https://www.theguardian.com/world/2021/jun/21/documenting-violence-against-migrants-in-south-africa-a-photo-essay

戦争

https://stock.adobe.com/search?k=war&asset_id=63923978

- 紛争の影響を受けた国に住む人々は、持続可能な平和と持続可能な開発への道を阻む複数の障害に直面している（Pathfinders, 2019:5）。

汚職

- 汚職や不正な資金・武器の流れは社会や経済を脅かし、民主主義と法の支配を弱体化させる（Pathfinders, 2019:5）。

https://www.google.com/search?q=free+image+of+illicit+financial+and+arms+flow&oq=free+image+of+illicit+financial+and+arms+flow&gs_lcrp=EgZjaHJvbWUyBggAEEUYOTIHCAEQIRigATIHCAIQIRigATIGCAMQIRgV0gEJMTQ0MDhqMGo0qAIAsAIB&sourceid=chrome&ie=UTF-8#vhid=2GLqWw5RsjPUM&vssid=l

https://stock.adobe.com/search?k=corruption&asset_id=182999037

（強制）移住

https://www.aljazeera.com/news/2023/6/14/here-are-the-key-takeaways-from-un-report-on-forced-displacement

https://www.unhcr.ca/news/global-forced-displacement-vastly-more-widespread-2019/

https://www.manoramayearbook.in/current-affairs/world/2019/06/19/over-70-million-people-displaced-globally-UN-report.html

不平等

- 不平等の拡大と深刻な社会的・経済的・政治的排除に早急に取り組まなければならない（Pathfinders, 2019:5）。

https://nicspaull.com/2019/10/24/the-stories-we-tell-ourselves-about-inequality/

排除され、取り残され、そして最も取り残される人々は誰なのか、それは何故なのか？

脆弱な人々や国々は、以下により取り残されている
- 暴力と不安
- 不正
- 除外
- 貧弱なガバナンス

（Pathfinders, 2019:15）

開発に対する脅威には次のようなものがある
- 紛争
- 過激主義
- 人的災害
- 人々の強制移住

（Pathfinders, 2019:15）

IASSW AIETS

誰も置き去りにしない

https://www.globalgiving.org/projects/enbale-150-ugandan-children-to-overcome-disability/report/

https://povertychild.org/disability-in-street-children-causes-and-in

https://gcap.global/es/news/leave-no-woman-behind-situation-of-women-and-girls-with-disabilities-africa-report/

https:// ite%20people

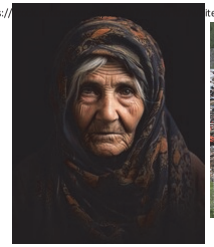

https://stock.adobe.com/at/search?k=poor+white+people&asset_id=778879884

気候変動は既存の貧困と不公正に拍車をかけ、人と地球の両方に壊滅的な結果をもたらす

貧困が蔓延する世界は、常に生態系やその他の大災害に見舞われやすい」（Brundtland報告書、1987年）。

橋が流され、間に合わせの橋を渡る人々（4月12日　Ntuzuma）

気候変動の社会的・経済的影響は、**貧しい人々により深刻な影響を与える**（Hawkins, 2010）。

「気候変動が、気候変動に最も責任がなく、気候変動に対して最も脆弱な人々に及ぼす不均衡（過大）な影響は、根本的に不公正な問題である。

Olave FvkseTveit,　世界教会協議会　総書記（OHCHR, 2015:7）

IASSW AIETS

https://www.worldvalues.com/articles/what-is-social-transformation.html

包摂的な社会変容のためには、より広範囲な正義が必要である

ザリシヤの生い茂った家（チェルノブイリ立入禁止区域内の村）

人間に対する一方的な正義観では、人間も地球も救われない。

どちらか一方だけが生き残るのであれば、それは地球であろう。Pripyatの例が示すように、人間が手を出さなければ、地球は自らを「野生化」させることができるからだ。
Attenborough, 2020)

ザリシヤの生い茂った家（チェルノブイリ立入禁止区域内の村）

包摂的な社会変容の共同構築には、持続可能性のため拡大した正義への焦点を含む

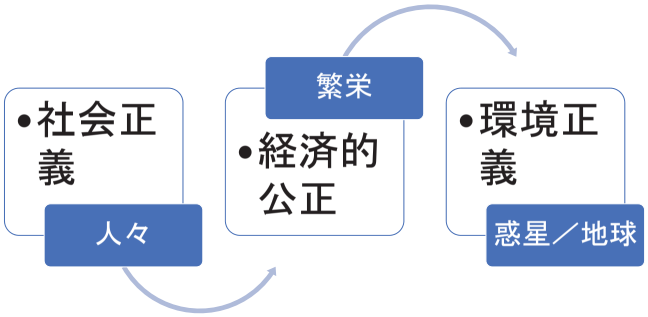

IASSW AIETS

包摂的な社会変容を共同構築するための枠組み

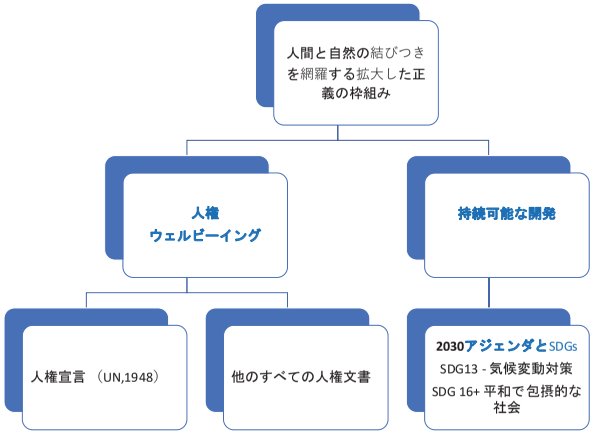

IASSW AIETS

人権を基盤とする／ウェルビーイングの枠組み

❑ 以下への権利

- 人生
- 自己決定
- 開発
- 食料
- 水と衛生
- 健康
- 住宅
- 教育
- 有意義で情報に基づいた参加

❑ 気候変動の影響を最も受ける人々の権利
❑ 将来世代の権利
(OHCHR, 2015）。

IASSW AIETS

持続可能な開発の枠組み（国連、2015年）

2030アジェンダは、将来の世代のために、より公正で、より持続可能で、より豊かな世界を目指す意欲的な行動計画である。

司法への平等なアクセスを提供し、人権の尊重に基づく、平和で公正かつ包摂的な社会を構築する必要性を認識する。

平和と安全の促進。持続可能な開発は、平和と安全（セーフティ）なくして実現することはできない。

IASSW AIETS

包摂的な社会変容を共同構築するための持続可能な開発枠組み

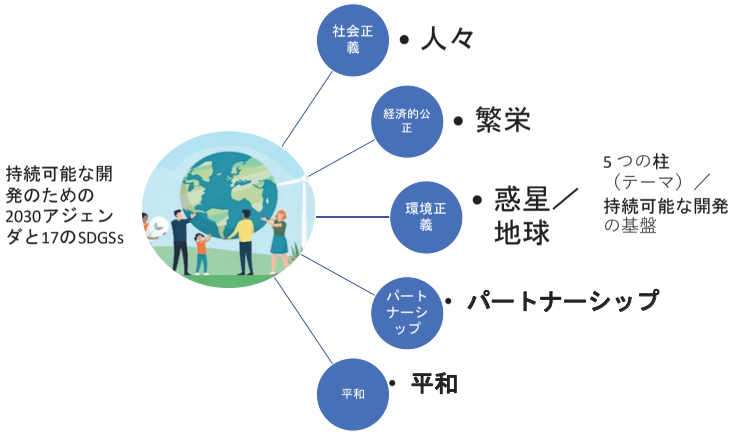

IASSW AIETS

包摂的な社会変容を共同構築する枠組み相互関連

人権の枠組み

権利に基づく枠組みは、包摂、参加、平等を最大化する（OHCHR, 2015:9）。

2030アジェンダは、人権と国際法に関する文書の重要性を確認している。

国連人権高等弁務官事務所は17のSDGsと関連する人権の表を提示している。

持続可能な開発の枠組み

IASSW AIETS

包摂的な社会変容の共同構築 SDGビジョンの共有

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ

持続可能な開発のための2030アジェンダと17のSDGs

持続可能な開発のための平和で公正かつ包摂的な社会

IASSW AIETS

平和で公正かつ包摂的な社会のための目標と変革戦略

（Pathfinders 、2019）

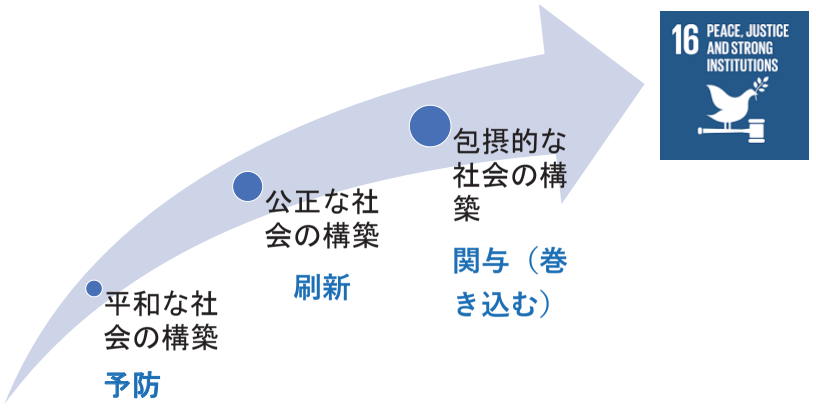

IASSW AIETS

平和で公正かつ包摂的な社会の共同構築

平和で公正かつ包摂的な社会のためのロードマップ

平和で公正かつ包摂的な社会のための2030アジェンダの目標をどのように達成するかについて、共通のビジョンを提供する。

SDG16：「持続可能な開発のために平和的で包摂的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任を果たし、包摂的な制度を構築する」。

SDG16+には、SDG16の12のターゲットと、平和、正義、包摂の側面を直接測定する他の7つのSDGsの24のターゲットが含まれている（Pathfinders, 2019）。

https://www.freepik.com/premium-ai-image/world-harmony-with-people-different-cultures-races-shaking-hands-hugging-world-peace_71466557.htm

平和な社会の構築
予防

https://medium.com/equality-includes-you/sociology-and-social-change-daily-activism-grounded-in-hope-6c7ac42f2d76

公正な社会の構築
刷新

https://chamberofmines.org.na/blog-post/esg-the-trilogy-of-social-transformations/#prettyPhoto

包摂的な社会の構築
関与
（巻き込む）

- すべての社会と人々が潜在能力を発揮できるよう、**予防に**投資する。
- 平和を持続させるための取り組みには、国家が所有し、人々が中心であり、社会から排除された人々や集団の声を反映した、予防に関する前向きなビジョンが必要である（Pathfinders, 2019）。

より豊かで、包摂的で、持続可能な未来への願望を満たすことができるように制度を変革することによって、より公正な社会へ**「刷新」する**（Pathfinders, 2019）。

包摂的な社会は、人々がより良い未来のために潜在能力を発揮できるように、人々を包摂し、力を与えるよう**「関与する」（巻き込む）**（Pathfinders, 2019）。

結論

- ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿ったものである。
- 包摂的な社会変容は、持続可能な開発に組み込まれている。
  - 人と地球／自然環境の両方に焦点を当てる。
  - 社会的公正に焦点を当て、経済的公正、環境的公正を含める。
  - 「取り残された人々」や「最も取り残された人々」へのリーチアウトにおいて、彼らの包摂の促進するために、SDGsと各ターゲットと人権をリンクさせる。

https://www.linkedin.com/pulse/art-design-catalyst-promoting-diversity-inclusivity-julio-lucas/

持続可能な開発のための包摂的な社会変容の共同構築におけるソーシャルワークへの示唆

再考し、対話し、定義する

https://www.reflectionsoftware.com/blog/inclusivity-and-diversity-for-instructional-designers

- 包摂的な社会変容のための気候変動への適応と影響緩和にむけて学生が準備するために、 ソーシャルワーク教育が焦点を当てるべきグローバルな問題
- 包摂的な社会変容を促進するためのソーシャルワーク教育と実践にとって重要な、関連するグローバル・パートナーおよび「共同構築者」
- 持続可能な開発に貢献する包摂的な社会変容の共同構築における IASSW と IFSW の連帯責任
- 包摂的な社会変容とSDGs達成に関する優先研究課題
- グローバル、国際的、国内レベルでのソーシャルワーク教育と実践の範囲

参考文献

- Attenborough, D., with Hughes, J. 2020. *A life on our planet. My witness statement and a vision for the future*. Penguin Random-House.
- Brundtland, G,H. 1987. Our Common Future (Report of the World Commission on Environment and Development (WCED). Geneva, UN-Document A/42/427.
- Hawkins, C. A. 2010. Sustainability, human rights, and environmental justice: Critical connections for contemporary social work. *Critical Social Work*, *11*(3), 68–81.
- UN Human Rights Office of the High Commissioner (OHCHR). N.d. Table of the 17 SDGs and related human rights. https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/Session5_OHCHR_SDG_HR_Table.pdf .
- The Pathfinders for Peaceful, Just and inclusive societies. 2019. *The roadmap for peaceful, just and inclusive societies. A call to action to change our world*. Delivering the 2030 Agenda commitment to peaceful, just and inclusive societies. https://www.sdg16.plus/roadmap
- United Nations. a. *Transforming our world, the 2030 Agenda for sustainable development*. Advanced unedited version. Finalized text for adoption (1 August). https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/21252030%20Agenda%20for%20Sustainable%20Development%2web.pdf
- United Nations. 2015. *Understanding human rights and climate change*. Submission of the Office of the High Commissioner for Human Rights to the 21st Conference of the Parties of the United Nations Framework Convention on Climate Change. https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/ClimateChange/COP21.pdf
- United Nations. 1948. Human Rights Declaration.

IASSW AIETS

プレスリリース　2020 年 10 月
ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ

IASSW/ICSW/IFSW[1]

ダブリン世界会議 2018 で開始された協議の結果、国際ソーシャルワーク学校連盟、国際社会福祉協議会、国際ソーシャルワーカー連盟の指導者は、2020 年 10 月 1 日に開催された三者会議の中で、「2020-2030 年ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ」の枠組みと 2020-2022 年の第 1 テーマを採択した。

残りの 4 つのテーマを明確にするために、上記の国際機関は、パンデミックやその他の進展の影響を考察する時間を確保するために、2021 年に協議を継続することを決定した。

グローバル・アジェンダに関するプロセスの最初の 10 年間は、ソーシャルワークと社会開発に統一的に取り組む焦点を示し、 次の 10 年間の枠組みをさらに発展させるための基礎を築いた。

IASSW の会長であるアンナマリア・カンパニーニは次のように述べている。「IASSW は、新しいグローバルな社会契約を体現する包摂的な社会変容を共同構築するために、ソーシャルワークの養成校、ソーシャルワーク教育と研究を結びつけることによって、グローバル・アジェンダの次の段階へのパートナーシップの維持に取り組む。」

ICSW の会長であるエヴァ・ホルムバーグ＝ヘルストレームは次のように述べている。「パンデミックは、今こそ持続可能な世界における公衆衛生と福祉のための新しい社会契約の時であることを私たちに示してくれた。グローバル・アジェンダは、このプロセスにおける私たちの中核となる貢献である。」

IFSW の会長であるシルヴァナ・マルティネスは次のように述べている。「過去 10 年間、グローバル・アジェンダは、ソーシャルワーク専門職を統一する力として機能してきた。それは、社会的・経済的平等、すべての人々の尊厳と価値の認識、持続可能なコミュニティと環境の促進、 人間関係の重要性という原則に基づき行動するため、私たちを団結させてきた。第 2 の 10 年を迎えるにあたり、私たちの決意はこれらの原則に基づいている。長年のパートナーと新たな IFSW パートナーは、2020 年から 2030 年の包括的な枠組みを「包摂的な社会変容の共同構築」とすることを確認している。この枠組みは、すべての人々が平等に扱われ、歴史とその未来の主役になれるような、新しい社会構築のビジョンである、世界で起こる重要な変化の必要性を認識している。2020 年から 2022 年までの最初のテーマである

『ウブントゥ（Ubuntu）：我々が存在するから、私も存在する』は、この枠組みの基礎を築くものである。これは、すべての人々の生活と未来が絡み合い、私たちの運命がつながっていることを認識する。この枠組みを立ち上げることで、私たちはすべてのコミュニティが社会的に公正な新しい世界を共同で構築するため、その役割を認識・遂行することを願い、次の 10 年間の行動に尽力する。」

ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ 2020-2030 年に向けた枠組み

包摂的な社会変容の共同構築

グローバルに、各国そして地域において、ソーシャルワークと社会開発の専門職は、私たちのパートナーと共に人々、コミュニティ、そして各種の社会運動と積極的に協力し、10 年間のアジェンダである**包摂的な社会変容の共同構築**を前進させる。

私たちは、すべての国々で活発なメンバーを擁するグローバルな組織として、すべての人々の強みを称え、持続可能な開発をリードするために彼らの積極的な役割を促進することを認識し、取り組んでいく。私たちは、人々と環境のために繁栄するコミュニティと社会を共同設計し、共同構築するために協力することに努める。

すべての人々の声を聴き、特に疎外されがちな人々の積極的な参加を促進することは、ソーシャルワークと社会開発の専門職の核心であり、包括的な社会変容を共同設計し、共同構築するために不可欠である。

これには、国家的にもグローバルにも、すべての人々の普遍的な権利、機会、自由、そして持続可能なウェルビーイングを促進するような、政府と政府が仕える人々との間の新しい社会的合意の形成が含まれる。

すべての人のための新しいプラットフォームと空間を開拓し創造するにあたり、ソーシャルワークと社会開発の役割は、新しい社会的合意の形成のために極めて重要である。グローバル・アジェンダ 2020-2030 は、こうした決意にもとづいている。

グローバル・アジェンダは、10 年間の 5 つのテーマ（2 年に 1 つのテーマ）で構成されている。ここでは、タスクフォースは 2020 年から 2022 年の第 1 のテーマ（柱）を提案する。

他の４つのテーマを決定するためのプロセスは継続される。

第1テーマ 2020-2022
「ウブントゥ：社会的連帯とグローバルなつながりを強化する 」

解説

倫理原則にもとづき、ソーシャルワークと社会開発の実践者と教育者は、人とコミュニティとシステムを結び、持続可能なコミュニティを共同設計し、共同構築し、包摂的な社会変容を促進するという本質的な役割を担っている。

社会的連帯を強化し、グローバルなつながりを認識するための原則としてのウブントゥは、すべての人々と環境との間の責任を強調する、共有された持続可能な未来のための根幹ともいえる。それは、政府と政府が仕える人々との間の新しい社会的合意を形成する包摂的なプロセスを促進するための基礎を築く。新たな社会的合意は、各国、地域、世界のすべての人々のために、普遍的な権利、機会、自由、そして持続可能なウェルビーイングを促進することを目的としている。

ウブントゥは、ネルソン・マンデラによって世界中に普及し、一般的には「我々が存在するから、私も存在する」という意味と解釈されている。すべての人々とその環境との相互のつながりというソーシャルワークと社会開発の視点に共鳴する言葉、概念、哲学である。ウブントゥはまた、地域・民族固有の知識と知恵を強調し、私たちは、テーマである「我々が存在するから、私も存在する」を推進するために、同義の言葉や概念をそれぞれの文化で語るようにすべての国々や人々を歓迎する。

注

1 「グローバル・アジェンダ」は、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW、アンナマリア・カンパニーニ会長)、国際社会福祉協議会（ICSW、エヴァ・ホルムバーグ＝ヘルストレーム会長)、 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW、シルヴァナ・マルティネス会長)、の共同イニシアチブである。

Global Agenda for Social Work & Social Development: Co-building inclusive social transformation

Prof Antoinette Lombard
University of Pretoria
Incoming President: IASSW
antoinette.lombard@up.ac.za

IASSW AIETS

Global Agenda for Social Work & Social Development 2020-2030: Co-building inclusive social transformation

Overview

- Global Agenda: Overarching and specific themes
- World in crisis
- Climate change and impacts
- Broader scope of justice
- Frameworks for co-building inclusive social transformation
  - Human rights
  - Sustainable development
- Targets and transformative strategies for peaceful, just and inclusive societies
- Conclusions
- Implications for social work

https://medium.com/equality-includes-you/sociology-and-social-change-daily-activism-grounded-in-hope-6c7ac42f2d76

https://www.social-excellence.com/blog/st

IASSW AIETS

Global Agenda for Social Work & Social Development 2020-2030: Co-building inclusive social transformation

IASSW, ICSW, IFSW Presidents:

"As global bodies with active membership in all countries, we recognize and commit to celebrating the strengths of all people and promoting their active role in leading sustainable development. We commit to working together to **co-design and co-build thriving communities and societies for people and the environment**.

Fostering the active participation of all voices, particularly those often marginalized, is at the core for the profession of social work and social development and is essential **to co-design and co-build inclusive social transformation**.

This would include the development of new social agreements between governments and the populations they serve that **facilitate universal rights, opportunities, freedom and sustainable well-being** for all people nationally and globally."
https://www.iassw-aiets.org/global-agenda/global-agenda-2020-2030/

IASSW AIETS

Global Agenda for Social Work & Social Development

Co-building inclusive social transformation
(Overarching theme 2020-2030)

- *Ubuntu: Strengthening Social Solidarity and Global Connectedness*
- *Co-building a New Eco-Social World*
- *Respecting diversity in joint social action*
- *Buen Viver: Shared future for transformative change*

IASSW AIETS

IASSW AIETS

Conflict, Violence

- Half million+ people die every year from violence
- Half of the world's children and at least a third of women are victims of violence (Pathfinders, 2019:5).

https://www.independent.co.uk/life-style/health-and-families/violent-communities-impact-antisocial-behaviour-child-health-a8366006.html

https://www.forbesafrica.com/current-affairs/2018/12/14/in-pictures-shots-fired-violence-in-south-africa/

https://www.theguardian.com/world/2021/jun/21/documenting-violence-against-migrants-in-south-africa-a-photo-essay

Wars

https://stock.adobe.com/search?k=war&asset_id=63923978

- People living in conflict affected countries are confronted by multiple obstacles that block their path towards durable peace and sustainable development (Pathfinders, 2019:5).

Corruption

https://www.google.com/search?q=free+image+of+illicit+financial+and+arms+flow&oq=free+image+of+illicit+financial+and+arms+flow&gs_lcrp=EgZjaHJvbWUyBggAEEUYOTIHCAEQIRigATIHCAIQIRigATIGCAMQIRgV0gEJMTQ0MDhqMGo0qAIAsAIB&sourceid=chrome&ie=UTF-8#vhid=2GLqWw5RsjiPUM&vssid=l

- Corruption and illicit financial and arms flow threaten societies and economies, undermining democracy and the rule of law (Pathfinders, 2019:5).

https://stock.adobe.com/search?k=corruption&asset_id=182999037

Displacement

https://www.aljazeera.com/news/2023/6/14/here-are-the-key-takeaways-from-un-report-on-forced-displacement

https://www.unhcr.ca/news/global-forced-displacement-vastly-more-widespread-2019/

https://www.manoramayearbook.in/current-affairs/world/2019/06/19/over-70-million-people-displaced-globally-UN-report.html

Inequality

- Rising inequality and high levels of social economic, and political exclusion must be urgently tackled (Pathfinders, 2019:5).

https://nicspaull.com/2019/10/24/the-stories-we-tell-ourselves-about-inequality/

Who are the *excluded*, the *left* behind, the *furthest left* behind and why?

Vulnerable people and countries are left behind due to:

- Violence and insecurity
- Injustice
- Exclusion
- Poor governance
  (Pathfinders, 2019:15)

Threats to development, include:

- Conflict
- Extremism
- Humanitarian disasters
- Forced displacement of people
  (Pathfinders, 2019:15).

IASSW AIETS

Leaving no on behind

https://www.globalgiving.org/projects/enbale-150-ugandan-children-to-overcome-disability/reports/

https://povertychild.org/disability-in-street-children-causes-and-in

https://gcap.global/es/news/leave-no-woman-behind-situation-of-women-and-girls-with-disabilities-africa-report/

https://stock.adobe.com/at/search?k=poor%20white%20people

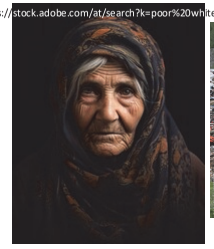

https://stock.adobe.com/at/search?k=poor+white+people&asset_id=778879884

Climate change adds to existing poverty and injustices with devastating consequences for both people and planet

A World in which poverty is endemic will always be prone to ecological and other catastrophes" (Brundtland Report, 1987).

People walk across a makeshift bridge after a bridge was swept away (Ntuzuma on April 12. Str/AP)

The social and economic impacts of climate change affect **poor people disproportionately** (Hawkins, 2010).

"The disproportionate impact of climate change on persons least responsible for climate change and most vulnerable to it is an issue of fundamental injustice."

Olave FykseTveit, General Secretary, World Council of Churches (OHCHR, 2015:7).

IASSW AIETS

https://www.worldvalues.com/articles/what-is-social-transformation.html

Broader scope of justice is required for inclusive social transformation

Overgrown House In Zalissya (Village Inside Chernobyl Exclusion Zone)

A one-sided view of justice for humans will not save them or the planet.

If only one of the two will survive, it is likely to be the planet, as it can "rewild" itself if humans are out of their way, as the example of Pripyat shows. (Attenborough, 2020)

Overgrown House In Zalissya (Village Inside Chernobyl Exclusion Zone)

Co-building inclusive social change includes an extended justice focus to be sustainable

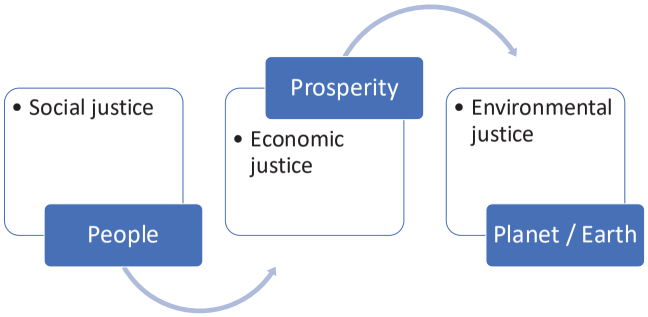

IASSW AIETS

Frameworks for co-building inclusive social transformation

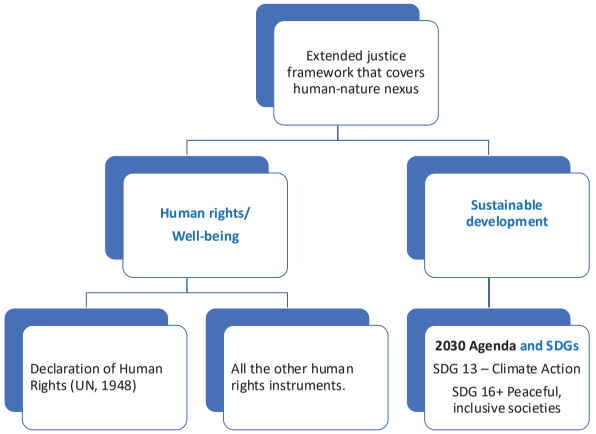

IASSW AIETS

Human rights-based / well-being framework

❑ The right to

- Life
- Self-determination
- Development
- Food
- Water and sanitation
- Health
- Housing
- Education
- Meaningful and informed participation

❑ Rights of those most affected by climate change
❑ Rights of future generations
(OHCHR, 2015)

IASSW AIETS

Sustainable development framework (UN, 2015)

The 2030 Agenda is an aspirational plan of action for more just, more sustainable and more prosperous world for future generations.

Recognises the need to build peaceful, just and inclusive societies that provide equal access to justice and that are based on respect for human rights.

Facilitate peace and security. Sustainable development cannot be realised without peace and security (safety); and peace and security will be at risk without sustainable development.

IASSW AIETS

Sustainable development framework for co-building inclusive social transformation

IASSW AIETS

Frameworks for co-building inclusive social transformation inter-related

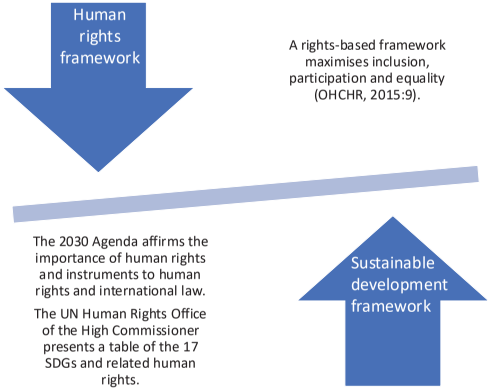

IASSW AIETS

Co-building inclusive social transformation: A shared SDG vision

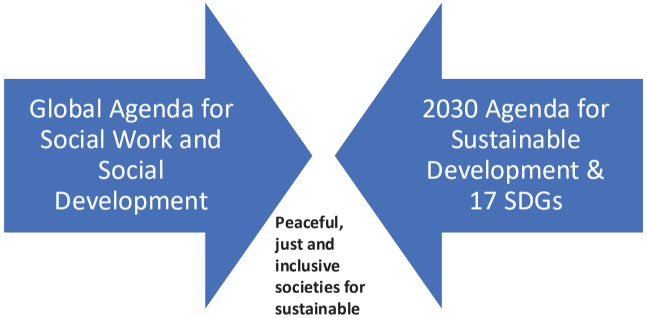

IASSW AIETS

Targets and transformative strategies for peaceful, just, and inclusive societies (Pathfinders, 2019)

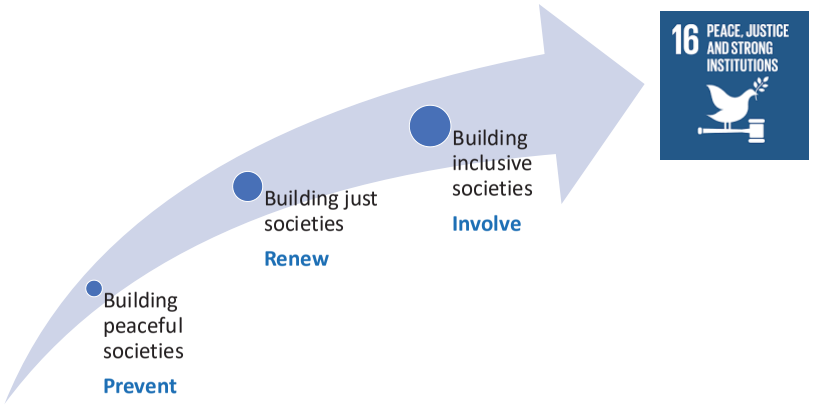

IASSW AIETS

Co-building peaceful, just, and inclusive societies

Roadmap for peaceful, just and inclusive societies

Provides a shared vision for how to deliver the 2030 Agenda targets for peaceful, just and inclusive societies.

> **SDG16:** "Promote peaceful inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels".

SDG16+ includes 12 targets from SDG 16 and 24 targets from 7 other SDGs that directly measure an aspect of peace, justice and inclusion (Pathfinders, 2019).

IASSW AIETS

https://www.freepik.com/premium-ai-image/world-harmony-with-people-different-cultures-races-shaking-hands-hugging-world-peace_71466557.htm

Building peaceful societies

Prevention

- Invest in **prevention** so that all societies and people reach their potential.
- Efforts to sustain peace require a positive vision of prevention that is nationally owned, people-centered, and that provides a voice for marginalised people and groups ((Pathfinders, 2019).

https://medium.com/equality-includes-you/sociology-and-social-change-daily-activism-grounded-in-hope-6c7a042f2d76

Building just societies

Renew

Building more just societies **'renew'** by transforming institutions so that they can meet aspirations for a more prosperous, inclusive, and sustainable future (Pathfinders, 2019).

https://chamberofmines.org.na/blog-post/esg-the-trilogy-of-social-transformations/#prettyPhoto

Building inclusive societies

Involve

Inclusive societies **'involve'** by Including and empowering people so that they can fulfil their potential to work for a better future (Pathfinders, 2019).

IASSW AIETS

Conclusions

- The Global Agenda for Social Work and Social Development is aligned with the 2030 Agenda for Sustainable Development.
- Inclusive social transformation is embedded in sustainable development which include
  - A focus on both people and the planet / natural environment.
  - An extended focus on social justice to include economic, and environmental justice.
  - Linking SDGs and respective targets with human rights in reaching out to the 'left behind' and 'furthest left behind' to facilitate their inclusion.

https://www.linkedin.com/pulse/art-design-catalyst-promoting-diversity-inclusivity-julio-lucas/

Implications for social work in co-building inclusive social transformation for sustainable development.

Re-think, dialogue, and define

https://www.reflectionsoftware.com/blog/inclusivity-and-diversity-for-instructional-designers

- The global issues that social work education should focus on in preparing students for adaptation and mitigating the impacts of climate change for inclusive social transformation.
- The relevant global partners and 'co-builders' important for social work education and practice to promote inclusive social transformation.
- The collective responsibility of IASSW and IFSW in co-building inclusive social transformation that contribute to sustainable development.
- Research priorities on inclusive social transformation and achieving the SDGs.
- The scope of social work education and practice on a global, international and national level.

References

- Attenborough, D., with Hughes, J. 2020. *A life on our planet. My witness statement and a vision for the future*. Penguin Random-House.
- Brundtland, G,H. 1987. Our Common Future (Report of the World Commission on Environment and Development (WCED). Geneva, UN-Document A/42/427.
- Hawkins, C. A. 2010. Sustainability, human rights, and environmental justice: Critical connections for contemporary social work. *Critical Social Work*, *11*(3), 68–81.
- UN Human Rights Office of the High Commissioner (OHCHR). N.d. Table of the 17 SDGs and related human rights. https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/Session5_OHCHR_SDG_HR_Table.pdf .
- The Pathfinders for Peaceful, Just and inclusive societies. 2019. *The roadmap for peaceful, just and inclusive societies. A call to action to change our world*. Delivering the 2030 Agenda commitment to peaceful, just and inclusive societies. https://www.sdg16.plus/roadmap
- United Nations. a. *Transforming our world, the 2030 Agenda for sustainable development*. Advanced unedited version. Finalized text for adoption (1 August). https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/21252030%20Agenda%20for%20Sustainable%20Development%2web.pdf
- United Nations. 2015. *Understanding human rights and climate change*. Submission of the Office of the High Commissioner for Human Rights to the 21st Conference of the Parties of the United Nations Framework Convention on Climate Change. https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/ClimateChange/COP21.pdf
- United Nations. 1948. Human Rights Declaration.

IASSW AIETS

大会校企画

シンポジウム

地域共生社会づくりにおけるコミュニティソーシャルワーク機能
—重層性（制）を志向する支援体制とは—

2024年6月29日
加山　弾（東洋大学）

①孤立社会化・不寛容社会化と求められるソーシャルワーク

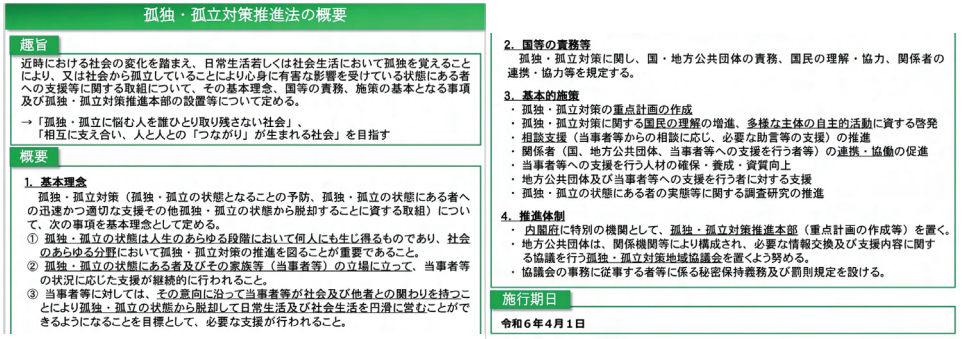

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念
孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。
① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等
孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策
・孤独・孤立対策の重点計画の作成
・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制
・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和６年４月１日

「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年）」（孤独・孤立対策担当室）より抜粋

- 調査項目：
  ①孤独に関する事項･･･孤独感の継続期間、影響を与えたライフイベント等
  ②孤立に関する事項･･･家族・友人とのコミュニケーション、社会活動への参加、行政・NPO等からの支援等
  ③属性事項･･･年齢、性別、配偶者、世帯構成、居住形態等

- 調査結果（注目したい点）：
  ・孤独感が「しばしばある・常にある」は全体の4.9%、「時々ある」は15.8%、「たまにある」は19.6%
  ・年代別では、「しばしば・常に」は30代（7.2%）、20代（7.1%）が最多
  ・配偶者・同居人がない人の方が孤独を感じやすい
  ・日常生活に不安や悩みを感じている人のうち、88.2%が行政機関・NPO等からの支援を受けていない

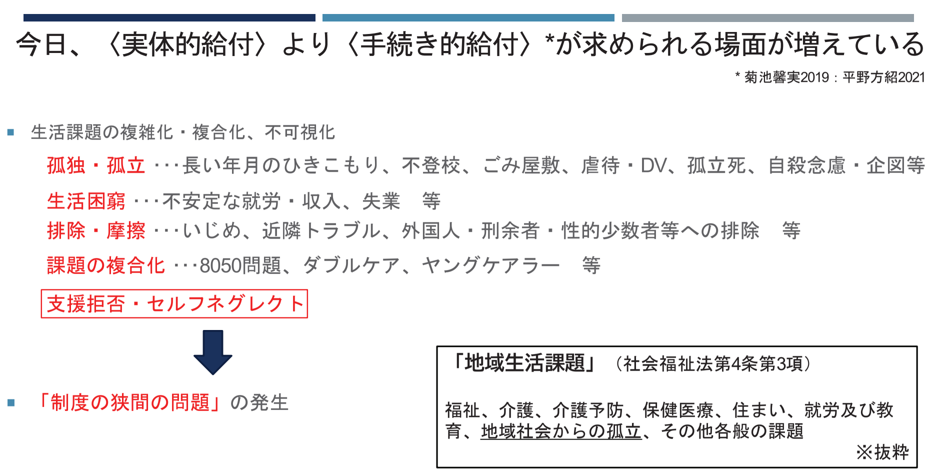

今日、〈実体的給付〉より〈手続き的給付〉*が求められる場面が増えている
＊菊池馨実2019：平野方紹2021
生活課題の複雑化・複合化、不可視化
孤独・孤立 …長い年月のひきこもり、不登校、ごみ屋敷、虐待・DV、孤立死、自殺念慮・企図等
生活困窮 …不安定な就労・収入、失業　等
排除・摩擦 …いじめ、近隣トラブル、外国人・刑余者・性的少数者等への排除　等
課題の複合化 …8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー　等
支援拒否・セルフネグレクト
「制度の狭間の問題」の発生
「地域生活課題」（社会福祉法第4条第3項）
福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育、地域社会からの孤立、その他各般の課題
※抜粋

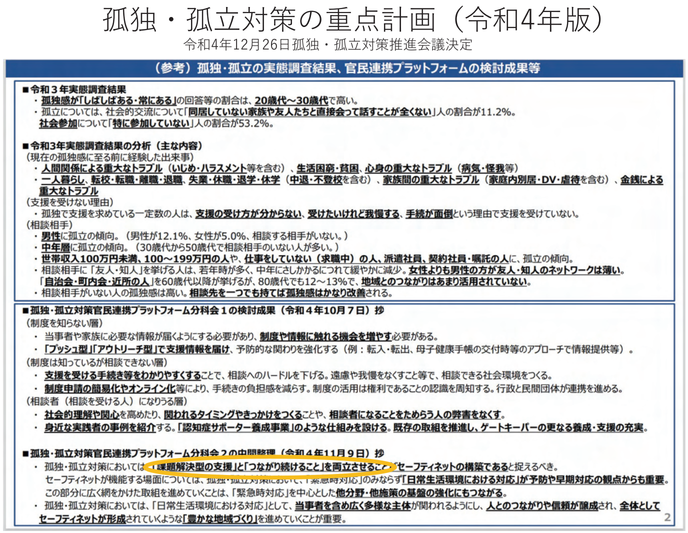

孤独・孤立対策の重点計画（令和4年版）
令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定
（参考）孤独・孤立の実態調査結果、官民連携プラットフォームの検討成果等
■令和３年実態調査結果
・孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、20歳代～30歳代で高い。
・孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%。
社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2%。
■令和3年実態調査結果の分析（主な内容）
（現在の孤独感に至る前に経験した出来事）
・人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
・一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）、金銭による重大なトラブル
（支援を受けない理由）
・孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続が面倒という理由で支援を受けていない。
（相談相手）
・男性に孤立の傾向。（男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。）
・中年層に孤立の傾向。（30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。）
・世帯収入100万円未満、100～199万円の人や、仕事をしていない（求職中）の人、派遣社員、契約社員・嘱託の人に、孤立の傾向。
・相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減少。女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。
「自治会・町内会・近所の人」を60歳代以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていない。
・相談相手がいない人の孤独感は高い。相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。
■孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会１の検討成果（令和４年10月７日）抄
（制度を知らない層）
・当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
・「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。
（制度は知っているが相談できない層）
・支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
・制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。
（相談者（相談を受ける人）になりうる層）
・社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
・身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実。
■孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会２の中間整理（令和４年11月９日）抄
・孤独・孤立対策においては「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
・孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。
2
5

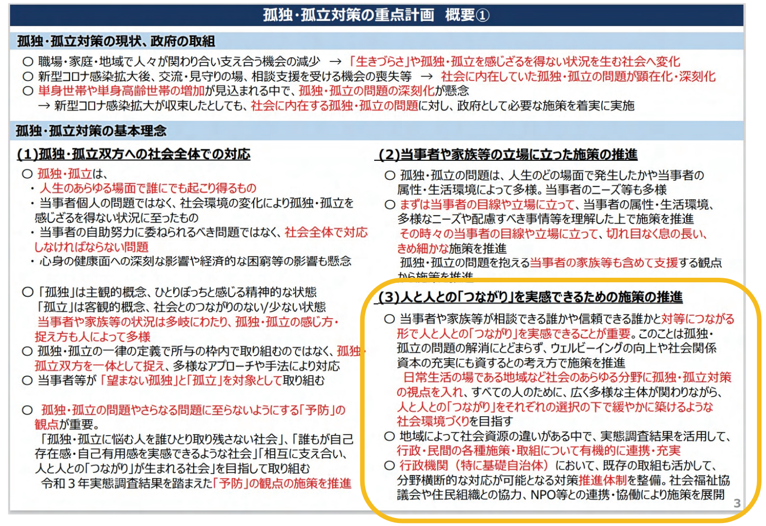

孤独・孤立対策の重点計画　概要①
孤独・孤立対策の現状、政府の取組
○ 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少　→「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
○ 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等　→ 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
○ 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
孤独・孤立対策の基本理念
(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応
○ 孤独・孤立は、
・人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
・当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
・当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
・心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
○「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
○ 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
○ 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
○ 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和３年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進
(2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進
○ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
○ まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進
(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
○ 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
○ 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
○ 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開
3
6

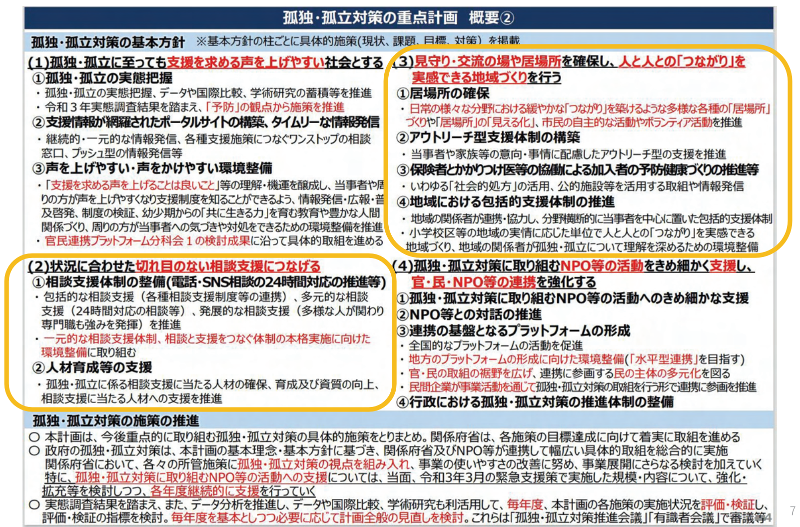

孤独・孤立対策の重点計画　概要②
孤独・孤立対策の基本方針　※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策）を掲載
(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
①孤独・孤立の実態把握
・孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
・令和３年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進
②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
・官民連携プラットフォーム分科会１の検討成果に沿って具体的取組を進める
(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
・包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多元的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進
・一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む
②人材育成等の支援
・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進
(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保
・日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進
②アウトリーチ型支援体制の構築
・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
④地域における包括的支援体制の推進
・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備
(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
②NPO等との対話の推進
③連携の基盤となるプラットフォームの形成
・全国的なプラットフォームの活動を促進
・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）
・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進
④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備
孤独・孤立対策の施策の推進
○ 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ。関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
○ 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
○ 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等
4
7

今日、〈実体的給付〉より〈手続き的給付〉が求められる場面が増えている

実体的給付
制度的サービス

- 申請主義（本人の求めから始まる）
- 個別給付＝現金給付・現物給付による「課題解決」をゴールとする援助
- 契約に基づく援助関係（終結が計画されている）

「入口」（契約）と「出口」（終結）がはっきりしている

「受給要件」や「支援内容・期間・対象」が定義されている（フォーマル主体によるサービス供給）

制度ごとのケースワーク等の領域

手続き的給付
制度の狭間ニーズに対するサービス

- アウトリーチ（援助者が見つけ出す）
- 伴走型支援＝寄り添うこと（ずっと気にしてくれる、同行支援してくれる等）
- 「課題解決」自体がゴールでない援助（いつ解決・達成できるかわからない）

「入口」「出口」は明確でない

「支援内容・期間・対象」は状況に応じて変化

フォーマルとインフォーマルの協働による支援

コミュニティソーシャルワークの領域

②重層的支援体制をめぐる重層性と重層制

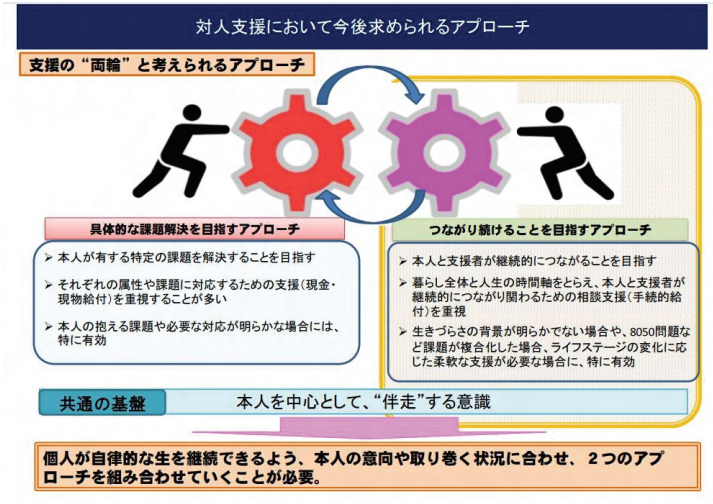

「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ（2019）

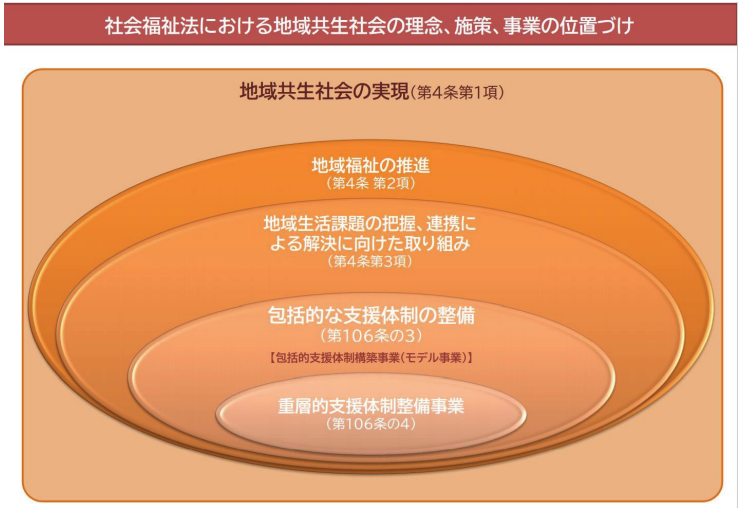

日本地域福祉学会研究シンポジウム（20/12/13）『地域共生社会政策と地域福祉研究の展開』厚生労働省社会・援護局 玉置隼人専門官行政報告資料

重層的支援体制整備事業では、なにを重層化するのか？なにを事業化するのか？

重層的支援

分野の重層性：空間軸の重層性：時間軸の重層性

重層的支援体制整備（社会福祉法第106条の３「包括的支援体制の整備」）

市町村の努力義務

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の４～11）

市町村の任意事業

社会福祉法第4条「地域福祉の推進」
第1項「共生する地域社会の実現」（地域共生社会）

13

重層的（multilayered）の含意

①分野の重層性（横断性）・・・高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、所得保障
多文化共生、防災、まちづくり、地方創生　等

＊分野横断の仕組み：庁内連携、公私協働、民間同士の連携
福祉内連携、福祉と他分野の連携
多職種連携、多機関協働

②空間軸の重層性・・・重層的な圏域設定

③時間軸の重層性・・・24時間の相談支援、目標・終わりを定めない支援（伴走型支援*）

*本人の状況が変わっても（卒業しても、退職・失業しても）変わらず寄り添ってくれる人がいる

重層的支援体制整備事業の各事業と既存施策との対応関係（中野区）

社会福祉法第106条の4第2項

		機能	既存制度の対象事業等	中野区事業（一部修正）
第1号	イ	包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営委託
	ロ		【障害】障害者相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業等
	ハ		【子ども】利用者支援事業	利用者支援事業（基本型・母子保健型・特定型）
	ニ		【困窮】自立相談支援事業	自立相談支援事業
第2号		参加支援事業	【新規】	ひきこもり支援事業
第3号	イ	地域づくり事業	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	健康・生きがいづくり事業
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業	生活支援サービス体制整備
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業	精神障害者地域生活支援センター事業運営委託等
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【新規】	アウトリーチ推進
第5号		多機関協働事業	【新規】	
第6号		支援プランの作成	【新規】	

15

重層的な圏域設定のイメージ

（ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる）

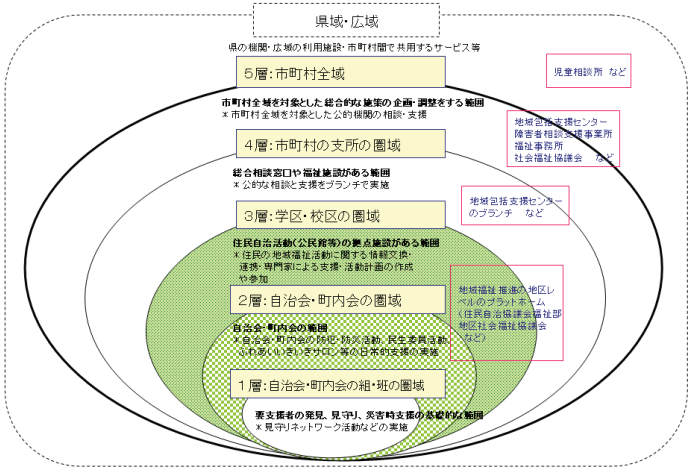

厚生労働省,2008,
「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書

16

③重層的支援体制の構築を足がかりとする コミュニティソーシャルワーク機能の強化

17

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

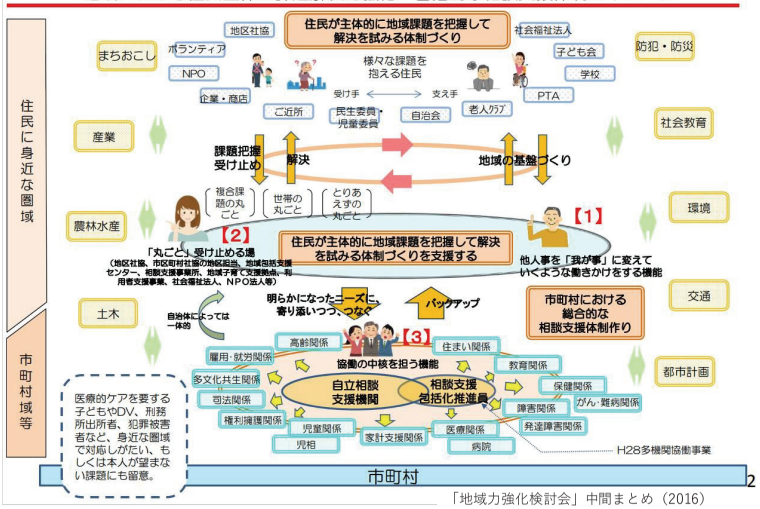

「地域力強化検討会」中間まとめ（2016）

18

新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①断らない相談支援
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

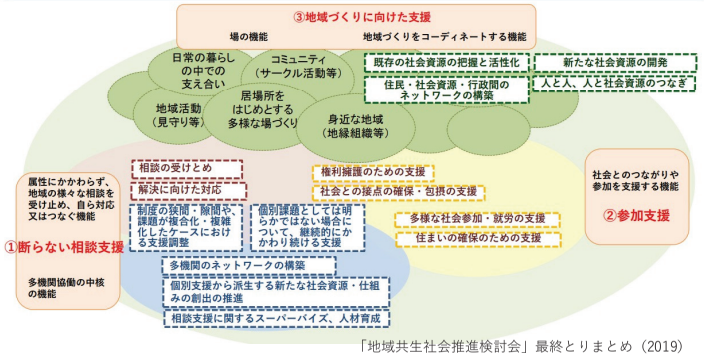

「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ（2019）

19

「３つの支援」＋新機能

- 包括的（分野を問わない／断らない）相談支援【第106条の4第2項1号】
- 参加支援【同2号】
- 地域づくりに向けた支援【同3号】

- アウトリーチ【同4号】
- 伴走型支援【同号】
- 多機関協働【同5号】

重層的支援体制整備事業によって
「３つの支援」を連動させる

包括的相談支援
（断らない相談支援）

- 制度の狭間のニーズを抱える高齢者＆多世代の住民
- 住民に身近な圏域
- 相談機能付き活動拠点
- 多様な主体（フォーマルーインフォーマル）が交わるプラットホーム
- 相談持ち込み＋アウトリーチ（訪問支援等）

参加支援

- 社会参加に困難のある人の居場所・役割獲得・相互承認の機会提供
- 伴走型支援 ＞ 問題解決型支援
- 参加支援 ≠ 就労支援

地域づくりに向けた支援

- 福祉以外の分野（医療・住宅・雇用・産業・教育・趣味等）のコミュニティとの一体的展開
- 地方創生、まちづくり、防災・復興等の施策との連動

21

地域づくりの可能性

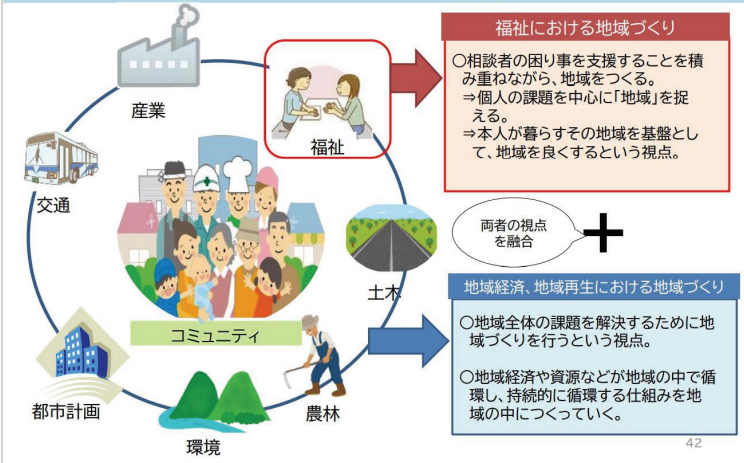

22

日本地域福祉学会研究シンポジウム（20/12/13）『地域共生社会政策と地域福祉研究の展開』厚生労働省社会・援護局 玉置隼人専門官行政報告資料

多機関担当CSWと拠点CSWの配置・増員（八王子市）

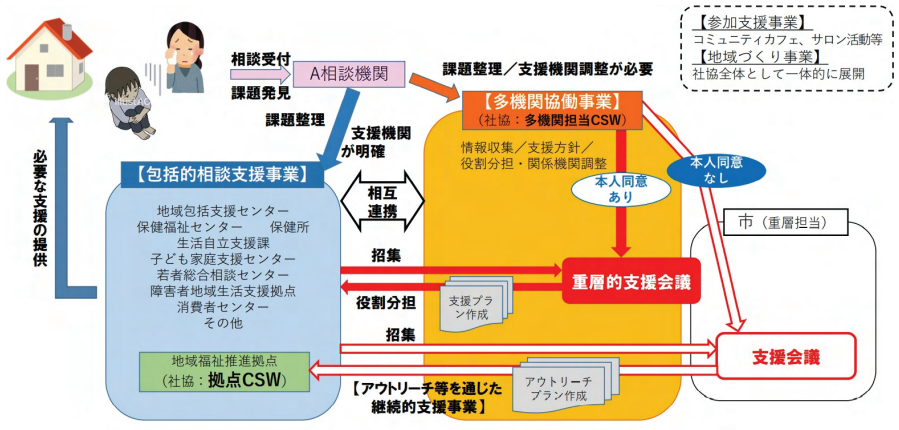

「令和3年度区市町村社協　会長・役員・事務局長研究協議会」八王子市社協資料を修正.

23

重層性をいかにひろく捉え、制度設計・実践につなげるか
－阪南市・八尾市（大阪府）へのヒアリングから－

【阪南市】

- 「くらし丸ごと相談室」や「庁内連携推進会議」の設置により、制度の狭間問題に対する包括的相談支援や多機関協働の機能を強化した
- 市内のサロン等を活用した「まちなかほっこり相談」の実施によりアウトリーチ機能を充実させた
- 地域包括支援センターに配置されているCSWに対して事業交付金で役割強化を図り、アウトリーチ・伴走型支援を拡張させた
- 地域特性を生かした農業・漁業との連携や少年院のボランティア活動支援等を通じ、地域づくり支援と参加支援を一体的に進めている

【八尾市】

- 既存の部署を再編して地域共生推進課・つなげる支援室を創設し、重層事業の司令塔とした
- 庁内を横断する「福祉職等相談対応職員」制度の導入や多機関協働による「つながり会議」の実施により、包括的相談の受付を可能にした
- 府事業で民間配置していたCSWを改めて出張所ごとに配置し、アウトリーチ・伴走型支援の体制を整えた
- 中小企業等の産業部門の地域づくりと要支援者への参加支援を融合的に実施している
- 啓発活動を通した地域づくり支援を進めている
- 社会福祉法人との協働により地域公益活動の基盤づくり（地域づくり支援）を進めている。

社会福祉法人による地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条（略）
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

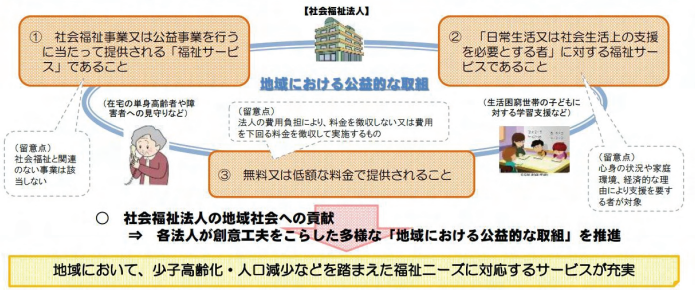

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ（2019）

④まとめ

自治体・実践現場の〈裁量権〉の拡大

- 従来の個別給付型サービス（申請主義を前提とする／統一的・客観的基準に即した）に適合しがたい問題が埋もれやすい

  →問題解決（課題達成）型支援より伴走型支援が必要な場面が増加

  * 曖昧・主観的で必要度の測定が困難である、ニーズが重複している、本人・家族が支援を求め（られ）ない・拒否的である、近隣同士の摩擦・排除によって発見・解決困難等

- 地域特性を活かした「プログラムの自由度の高さ」を盛り込んだ政策・制度

  * 社会資源の有無・多寡・分布、住民・関係者による合意形成や問題解決方法の蓄積等

■ 「地域的アプローチ」を組み込んだ政策形成

・介護保険制度における地域包括ケアシステム（生活支援、地域ケア会議、総合事業、生活支援体制整備事業等）

・生活困窮者自立支援制度における中間的就労等

・障害者差別解消支援地域協議会

・社会福祉法人による地域公益事業 / 公益的取組み　等

これをどう受け止めるか？
・自治体、関係機関・住民等の戸惑い・混乱、「わかりにくさ」「進めにくさ」「負担感」→自治体間の発想・力量の格差
・新たな主体・対象・方法を掘り起こす「開発的実践」の契機にできるか？

29

近年の制度・政策化におけるソーシャルワーカーの新たな活動領域（イメージ）

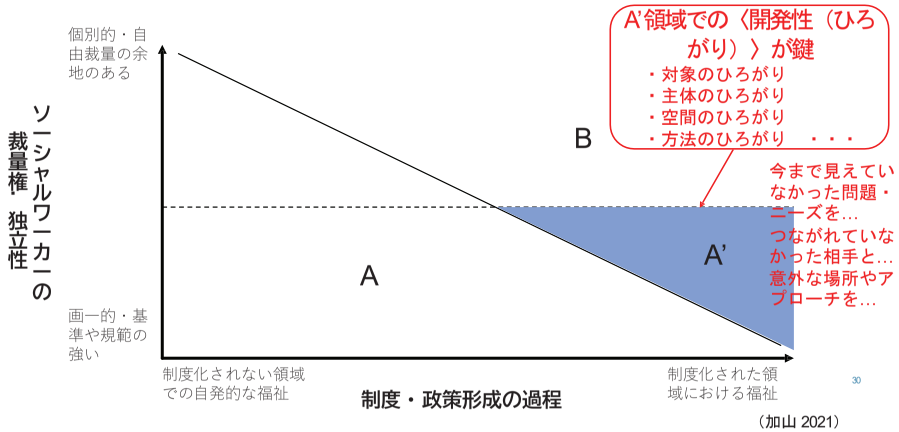

（加山 2021）

30

ご清聴ありがとうございました

31

日本ソーシャルワーク学会第 41 回大会　大会校主催シンポジウム
「多様性×包摂性とソーシャルワーク～豊島区民社協の取組み～」

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会　小林　聖子

【略歴】

1993 年　豊島区社会福祉協議会（当時の名称）入職。ボランティア担当
2003 年　地域福祉係。経理・地域福祉事業・生活福祉資金・助成事業・広報等を担当
2009 年　地域福祉事業担当。コミュニティソーシャルワーク（CSW）のモデル事業開始
　　直接の担当ではなかったが、2 名の CSW 担当と同じ係だったため、サポートで関わる
2010 年　地域福祉・ボランティア担当
2011 年　CSW（中央圏域）担当。東日本大震災直後に担当となり、豊島区への避難者の支援から始まった
2014 年　自立相談支援担当。生活困窮者自立支援事業のモデル実施・事業立上げに従事
2015 年　生活困窮者自立支援事業等の主任相談支援員を担当
2022 年　地域相談支援課長に。CSW・自立相談支援・生活支援コーディネーターを所管
2023 年　組織改正により共生社会課長に。上記 3 事業に加え、ボランティア担当・住民参加型サービスも所管
2023 年12 月より総務課長
＊2015 年～2023 年　日本社会福祉士会　生活困窮者支援委員会　委員

【豊島区におけるコミュニティソーシャルワーク（CSW）・生活困窮者支援の取り組み】

豊島区の CSW の特徴、５つの役割
豊島区の生活困窮者支援の取り組み

【コロナ禍における特例貸付と外国人世帯への支援からみえてきたこと】

特例貸付の申請受付総件数 29,498 件のうち、約 4 割が外国人世帯であった
（住民登録数に占める外国人の割合は約 1 割）

【多様性×包摂性とソーシャルワーク】

一人ひとりの「人」と「地域」をよくみる　➡　アセスメント、個別支援、地域支援
　　多面的にとらえる
属人的ではない人材育成　➡　専門性の確立と「その職員にしかできない支援」は違う

瀧脇憲（自立支援センターふるさとの会）
「関係性の生成変化～居住・生活支援による包摂の可能性～」

NPO 法人自立支援センターふるさとの会は、1990 年に東京・山谷地域の日雇い労働者を支援するためのボランティア団体として発足し、1999 年に特定非営利活動法人の認証を受けて活動してきた。活動目的は、生活困窮者が地域のなかで安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所を回復するための支援を事業として行うことである。現在は山谷を超えて他の地域へと活動が広がり、東京都台東区、墨田区、荒川区、新宿区、豊島区の５地域で事業を展開している。

関連団体としては、炊き出し等を行うボランティアサークルふるさとの会、介護事業を行う有限会社ひまわり、社会的不動産事業を行う株式会社ふるさと（居住支援法人）、中間支援団体の NPO 法人すまい・まちづくり支援機構、更生保護法人同歩会などがあり、これらをひっくるめて「ふるさとの会」と総称している。

相談や利用のきっかけは、以下のように大別される。①住まいがなく、路上、ネットカフェ等で生活。②病院、福祉施設、刑事施設等から帰住先がない。③近隣トラブルや保証人不在、ADL や認知機能の低下、介護者の高齢化等により、自宅での生活に困難がある。④緊急保護が必要な DV・虐待からの避難者、自宅が分からず保護された高齢者等。

このようなニーズに対し、①安定した住まいを確保するための「居住支援」、②地域で安心して暮らし続けるための「生活支援」、③地域の中で仲間をつくり役割を得るための「互助づくり」、④人生の最期まで孤立せずに生きることを支える「在宅看取り」の４つの取組を事業の柱にしている。

ふるさとの会にたどり着いた人は、家族、職場、住まいなど居場所を失う体験を既にしている。きっかけは、多くの場合、こだわり行動や自傷他害である。周囲の人には、本人がどのような意味世界を体験しているかが分かりにくいが、逆にそこが分かると共感が生まれ、大した問題に見えなくなることもある。

たとえば、認知症の人が「徘徊」する。警察に保護されて怒られる。しかし彼が街を歩きながら子どもに声をかけている様子からは「パトロール」をしているようにも見える。やがて若いときに警備員だったことが分かって来る。それまでは「ケアされる人」として対象化されてきた人の〈主体〉が立ち上がる＝承認されている。

そしてこのような意味の生成を居住者同士やコミュニティのレベルで展開していくことで、heterogeneity を損なわずに共存・共棲の時間が持続するならば、それは包摂の状態と言えるのではないだろうか。日々の出来事や街の変化も交えて報告する。

売春防止法から「困難な問題を抱えた女性への支援に関する法律」へ

婦人保護施設～女性自立支援施設

～女性支援新法を「地域」に「当事者に」どう生かしていけるのか～

日本SW学会第41回大会シンポジウム

女性自立支援施設　いずみ寮
施設長　横田千代子

婦人保護施設とは

◆根拠法「売春防止法」（1956年制定）　＊特別刑法
　DV防止法（2001年）　人身取引行動計画（2004年）
　ストーカー規制法（2013年）
◆法的位置づけ
　売春防止法「第4章　保護・更生」　＊婦人保護事業

◆設置；全国47か所　＊任意設置なので全都道府県に設置されていない
　未設置県（7県）；青森・奈良・富山・鳥取・島根・高知・熊本
　休止県（1県）；岡山県

◆形態；　公立公営22　　公立民営9　　民立民営16
　東京5か所　　千葉県・愛知県・兵庫県2か所　　その他県1か所

売春防止法とは？

「特別刑法」　刑法（典）以外の刑罰法規を総称していう
　行政刑法⇒覚醒剤取締法・道路交通法
　経済刑法⇒独占禁止法

第1章	総則	
第2章	刑事処分	売春防止法第2章第5条で女性が処罰される
第3章	補導処分	刑事処分を受け執行猶予とされた女性が6か月間補導院に入れられ指導を受ける
第4章	保護更生	その支援は「婦人保護事業実施要領」に規定される 回復支援・自立支援の概念はなく「更生・管理」の視点

「売春防止法」について振り返る・・・

66年間、変わらなかった「売春防止法」この中で女性たちはどのように評価され、どのように差別され、どのように自分を守り生き抜いてきたであろう？

＜歴史の流れから振り返る＞

・終戦後の日本　　慰安所設置　　性の氾濫

- 「婦人保護要綱」（昭和21年・厚生省）のなかで
  終戦後、貧困の中で身を売って生きながらえた女性たち・女子たち
  女性たちは『闇の女』と言われていた　＊性病検査のための狩り込み
- 戦後10年、「売春防止法」（昭和31年・1956年制定）「第4章保護・更生」
  『要保護女子』（売春防止法の中のみの用語）

★歴史の中で、2分化されてきた女性たち

「売春防止法」からの脱却

なぜ、法律改正が必要であったのか・・・

・女性たちは犯罪者ではなく、被害者であり、支援を必要とする対象者であった

・法律は、女性が処罰される法律であった　第2章（刑事処分）第3章（補導処分）

・施設は第4章「保護・更生」に位置され、自立支援・回復支援への発想は皆無

・生活は「管理」中心、外出は自由であったが生活全体は管理されていた

・社会・地域からも偏見の眼差し（「売春婦」）

・困難な問題（貧困・障害・暴力等）を抱える女性？への視点はなかった

40年前の「婦人保護施設」いずみ寮を振り返って
売防法による入所者への目線は？管理が中心の生活であった

◆居室には扉がなかった

◆食堂では席が決められ、始めも終わりも全員そろって

◆生活物品・被服はすべて支給（婦人保護事業実施要領に基づく）

◆来る日も来る日も内職作業（時給70円）

◇「収容保護」の中、指導員は指導する「先生」と呼ばれていた

◆地域との交流は皆無であった（生活主体者として見られなかった）

◆「保護更生」の中、看護師も心理職配置もなかった

施設の女性たちが語っていたこと・・・。

・どの人も好きで「売春」をしてきたわけではない…・でも女性たちは・・・

「私は汚い」「私は馬鹿だから仕方がない」「それでしか生きてこれなかった」

と言います。40年間の出会いの中で、多くの女性たちから聞いていた言葉です。

どの人も“そうではない生き方”をしたいと思っていたのです。本来、法律で守られるべき女性たち。　でも・・・その法律が「売春防止法」だったのです。

女性たちをレッテル張りして来た法律だったのです。第4章「保護・更生」の中で「管理」の中に置かれたのです。　当たり前のように・・・。

「売春」という言葉に潜む偏見・差別からの脱却

――施設の改革へふみきり！社会化へ――

◆地域に進出（保健所・作業所などとのつながり）

施設を地域へ開放（バザー・地域行事など）　喫茶店開店2003・7月

◆女性性への尊重・教育（妊娠・出産の機能の尊厳）

◆生活ルールの改革（”消灯“なしへ）

◆居住環境の整備…個室化へ（尊重される“ひとり”）2009・3月完成

現在は・・・「暮らしつくり」「回復支援」を支援の中核に

ひとりひとりが「自分の暮らし」を作っています。その暮らし方はひとりひとり違います。そこはひとりの人生の時間がおかれている場所です。

◆2006年から「暮らしつくり」をテーマにして

スタートは「ゆたかな暮らしつくり」でした　＊生活こそが回復支援

◆2024年度の「暮らしつくり」（18年目を迎えて）

「自分がデザインして作る暮らしつくり　「文化」を育てる暮らしつくり

自分がデザインすることで「文化」を育てます。

「文化」は心を育てます。

◆被害からの回復支援に医療実践を導入（毎月1回白川美也子先生訪問診療）

売春防止法改正の流れ

★2008年　（売春防止法50周年　2006年＊表彰状「要保護女子の保護更生に尽力」）
全婦連（全国婦人保護施設等連絡協議会）「売春防止法見直し検討会」を立ち上げた。　東京の5施設長が中心になった

- ★2011年　全婦連民営施設長会に「売防法の私案」が示された（宮本節子氏）
- それは顧客を罰する法律であったが、"時期尚早"と却下された。
- ★2012年　4月　厚生労働大臣（小宮山洋子氏）に直訴。15分間の時間で「売春防止法」
- の改正を訴えた。
- 5月「婦人保護事業の課題に関する検討会」が立ち上がった。
- ＊政権が変わり、大臣が変わりこの会は「議論の整理」で終わった。
- ★2015年　全婦連で「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」を立ち上げた。
- 東京5施設長・近県施設長・退職施設長・学識者・毎月1回の集会

★2016年　与党「10の提言」この提言の中に3か所婦人保護事業が掲げられた。

★2018年　厚労省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」が立ち上がった

★2021年　5月13日「与党性暴力・性犯罪被害者支援体制の充実に関するPT」から

「困難な問題を抱える女性への支援の新たな枠組み」の骨子が示された。

★2022年　法律制定に向けて、一層の強化を図るために、戒能民江氏（お茶の水女子大学名誉教授）・村木太郎（元厚労省）氏・堀千鶴子（城西国際大学教授）・横田で「女性支援新法を促進する会」を立ち上げ、与党・野党議員のロビー活動に走る。

4月22日　参議院本会議を通過

5月19日　衆議院本会議にて全員一致の「議員立法」にて法律が制定された。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の誕生であった。

…・・と同時に「売春防止法」からの脱却であった。

「売春防止法からの脱却」～ゼロからの女性支援法

「保護更生」から解き放たれ、積み重ねられてきた「売防法」を

バリバリと・・1枚も残さず剥ぎ取り・・・管理から尊重へ

◆女性支援法への期待　「自分らしく生きる権利の獲得」を柱に

◆人権侵害からの回復　自分らしく生きる権利があります！"

◆性的被害からの回復　自分の身体は自分のもの性は命！

◆生活障害からの回復　奪われたものは取り戻します！

◆社会的被害からの回復　社会生活の主体者です！

新法制定；何より意識の改革へ・・・新たな機能の展開へ期待

◆直接入所の試行；東京では女性センターの一時保護を経ないで、施設が福祉事務所から直接一時保護できる機能を開き、試行期間を経て現在は直接施設入所になりました。

◆性被害からの回復支援の強化　専門職員の研修・養成

精神医療の導入　連携（治療から回復へ）

《女性の人権確保への整備；最低基準の改革》

◆職員配置（国基準2名：監視）からの脱却

女性自立支援施設の最低基準の改革（職員2名以上）

◆住環境の整備；個室化へ（最低基準の見直し）

◆居室；入所者一人当たりの床面積　おおむね9．9平方メートル

◆居室の入所定員；原則として一人

新法のポイント

◆目的・基本理念が明確化された
その視点；「女性福祉」「人権の尊重・擁護」「男女平等」

◆国・地方公共団体の責務（教育啓発・人材確保・民間団体援助・調査研究推進）

◆国の基本方針（有識者会議で検討しました）が示された。

◆都道府県基本計画等　⇒自治体による基本計画（努力義務）

◆3機関の連携；女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設

民間団体との「協働」による支援

支援調整会議（自治体）；関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。

連携・協働した支援

◆国・自治体による支弁・負担・補助　　民間団体に対する補助規定創設

支援現場が実践につなげる新法のポイント

1. 基本理念（第3条）の共有；それぞれの意思が尊重、最適な支援、福祉の増進多様な支援を包括的に提供、その体制整備、関係機関・民間の協働切れ目のない支援の実施、人権擁護、男女平等
2. 定義（2条）；　女性支援法の対象者が定義に示されている。対象者の中に困難な問題を抱える女性として「性的な被害」が明記された。
3. 支援内容；「当事者を真ん中に」置くことです。
   3機関（女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設）の協働
   特に支援調整会議を有効に生かす。
4. 常に支援の検証　女性たちの実態　　ニーズの把握　　役割分担

新法を命あるものにするのが現場の役割です。

地域とともに　①

孤立していた婦人保護施設・・・40年前、地域の人が施設に入って来ることもありませんでした。「売春婦」がいる…近寄らない・

今にあるのは、地域の皆様との出会いです。　出会いは利用者に様々なチャンスを与えてくれました。

地域の仲間入りを積極的に致しました。関係を繋ぎました。

地域交流バザー・地域の皆さんとカラオケ大会

地域との連携会議　　地域の行事にも出向きました

利用者への理解　　施設の存在への理解に努めました

温かい思いやりに支えられ　地域の生活主体者になっていきました

地域と共に ②

地域で守り･･･地域で育てよう

･･･「困難な問題を抱える女性への支援」
特に”若年女性“への支援を･･･

★地域の中に若年女性等･･･気軽に立ち寄れるの「居場所」の創設を！

早期発見･被害の未然防止は「出会い」から。 寄り添い話を聞くことから。

ソーシャルワークの機能を地域に展開して

☆ 施設に辿り着く若年女性の実態。

- 両親などからの暴力･･･名前を変えたい　戸籍から抜きたい
- 家には絶対に帰りたくない

特徴； 食事が食べられない　過剰な睡眠　過敏な反応　信頼関係不安

経過；自分について考えられるようになっている

地域と共に ③

居場所があれば

被害を未然に防ぐことが出来ます
安心して自分を語れる「時」が持てます

地域の連携　会議～実践へ

女性自立支援施設･民間団体･保健相談所･総合福祉事務所･子ども家庭センター･地域包括支援センター･地域生活支援センター･民生委員など

特に守りたい「性被害」 地域で守る･･･連携

被害は低年齢化しています　被害は家庭の中で起きています

誰にもSOSを言えません　被害を受けた心の傷は長く影響されます

おわりに

新法がスタートしました。「女性自立支援施設」は女性たちが中長期に「自分の生活の場」として利用します。

そこで求められるのは温かい出会い･優しい眼差し･安心した関係･信頼の構築などなど･･･。個別的な課題や人間関係の調整などの支援は日々です。日々の生活です。

施設の支援者は、社会とのつながり方、心の回復支援、家族関係の調整など「トータルソーシャルワーカー」としての専門職です。大切な寄り添い人です。それが「人権の擁護」です。　「売春防止法」にはなかった･････。

【生きた法律】を現場から作り上げてゆきたいと願っています。

ひとり･･･ひとりが「自分らしく生きてほしい」と、重ねて願います。　☆彡

春の庭

喫茶シオン

慈愛の像
愛犬　うめちゃん

学会企画

シンポジウム

学会企画シンポジウム（趣旨説明）

文化的コンピテンスとソーシャルワーク　～国籍、在留資格を超えて～

2024年6月30日（日）＠東京都立大学

JCSW 日本社会事業大学
Japan College of Social Work
ヴィラーグ　ヴィクトル
Virág Viktor
（当学会理事・大会実行委員）

趣旨（1）

- 大会の主テーマ「多様性と包摂性」の中でも、シンポジウムでは特に文化等の多様性に焦点
- 具体的に、文化的なコンピテンス（多様な文化に対応できる実践力）について取り上げ
- とりわけ、大会の副テーマ「誰一人取り残さない」ことを念頭に、国籍や在留資格を超えて真の包摂的な共生社会を構築するために求められるソーシャルワークについて問いかけ

2

趣旨（2）

- 近年、厚生労働省が提唱している地域共生社会の形成におけるソーシャルワークへの期待が大きい
- また、以前から総務省主導で進められてきた多文化共生社会の構想においても多文化ソーシャルワークの必要性が指摘
  - 外国人住民が抱える生活課題の解決に向けて、文化的背景のちがいを踏まえながら、ケースワークやコミュニティワークなどをおこなうことのできる人材（2006）

3

趣旨（3）

- なお、2022年に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は、『外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ』を提示
  - 「安全・安心な社会」・「多様性に富んだ活力ある社会」・「個人の尊厳と人権を尊重した社会」（2023）
- その中で、ソーシャルワーク的な機能を果たす、外国人等向けの相談対応への従事を想定されている外国人支援コーディネーターの養成が開始
  - 生活上の困りごとを抱えた外国人に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材（2024）

4

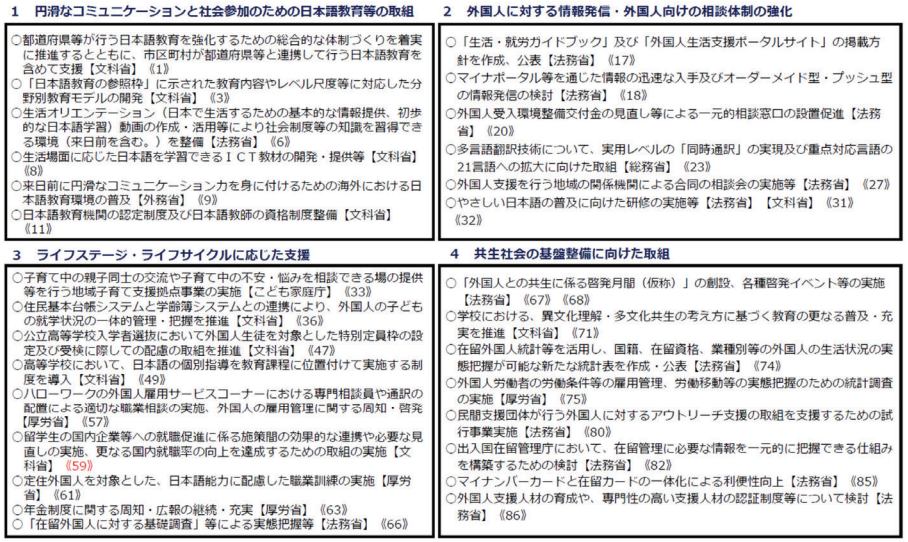

1　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
○生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
○生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等【文科省】《8》
○来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

2　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
○マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

3　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
○留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
○「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

4　共生社会の基盤整備に向けた取組

○「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
○在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
○民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

趣旨（4）

- 一方、このような包摂の動向の反面、排除の動向も顕著化
- 例えば、2023年に成立し、本年6月より施行される入管法改正案について、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）の専門職4団体が反対する共同声明及び要望を発行
- JFSWは、「難民認定申請者等の滞日外国人（非正規滞在者を含む）の人権擁護、保健・医療・福祉および生活保障の視点からみれば、不十分かつ憂慮すべき内容」を指摘し、「適切な保健・医療・福祉及び生活保障等の体制整備などの人道的な支援を行う」よう要望

6

【声明】出入国管理及び難民認定法の改正に対する声明

政府は 2023 年３月７日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という）を閣議決定し、第 211 通常国会に提出されました。その後 2023 年６月９日に出入国管理及び難民認定法の改正法案が、参議院で可決され、改正法が成立しました。

この改正法は、難民認定申請者等の滞日外国人（非正規滞在者を含む）の人権擁護、保健・医療・福祉および生活保障の視点からみれば、不十分かつ憂慮すべき内容となっていることから、日本ソーシャルワーカー連盟はここに意見を表明します。

****

出入国管理及び難民認定法の改正に対する声明

2023 年６月９日、出入国管理及び難民認定法の改正法案が、参議院で可決され、改正法が成立しました。
この改正により、母国で迫害の恐れがあり「母国に帰れない事情」を抱えた難民認定申請者等を強制送還することが可能となりました。
これは、日本が締結した難民条約が保障する「難民の権利」を不当に侵害することに繋がり、「生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない」という「ノン・ルフールマンの原則」（追放及び送還の禁止）に反する内容です。

私たち日本ソーシャルワーカー連盟は生命や身体が危険にさらされている難民認定申請者等の自由や権利を守ると共に、適切な保健・医療・福祉及び生活保障等の体制整備などの人道的な支援を行うことを要望します。

2023 年８月７日

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

公益社団法人日本社会福祉士会　会長　西島　善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会　会長　田村　綾子
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会　会長　野口　百香
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会　会長　保良　昌徳

趣旨（5）

- これらの動向を踏まえ、本シンポジウムでは、正規の在留資格を得にくい非正規滞在者の課題も含めて、文化的コンピテンスのあるソーシャルワークの在り方について問いかけ
- 具体的には、関連する実践理論、被収容者・仮放免者のメンタルヘルス、移住家族と子どもが直面する問題、また避難民の受け入れ等に関するシンポジスト報告と登壇者間ディスカッション及び質疑応答を展開

8

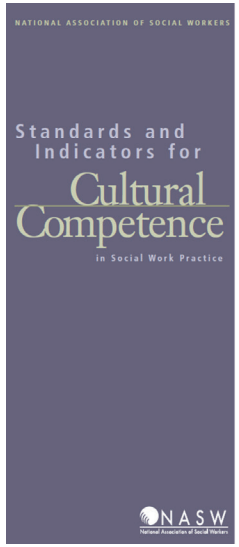

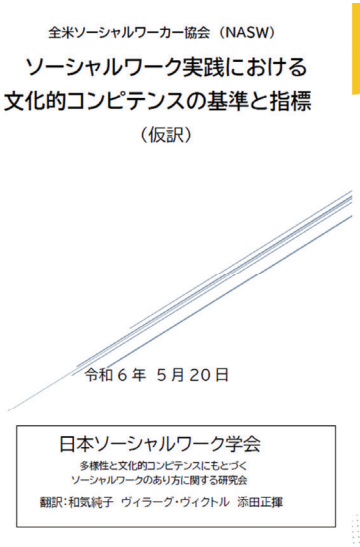

シンポジウムの流れ（1）

10:00 趣旨説明（10分）

10:10 シンポジスト報告（各20分＆休憩10分、計90分）

- 10:10 **武田 丈（関西学院大学）**
  「文化的コンピテンスに基づくソーシャルワークの実践モデル・アプローチ」
- 10:30 **杉山 聖子（入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク）**
  「日本社会における外国人のメンタルヘルス ～収容と仮放免から考える～」
- 10:50 **南野 奈津子（東洋大学）**
  「移住家族と子どもの包摂をめぐる課題とソーシャルワーク」
- 11:10 【休憩】（10分）

10

シンポジウムの流れ（2）

- 11:20 **門 美由紀（横浜市国際交流協会）**
  「“避難民”の共通性と個別性 ～ソーシャルワークの視座から～」

11:40 コメント（各5分、計10分）

- 11:40 **岡野 範子（東京社会福祉士会）**
- 11:45 **森 恭子（日本女子大学）**

11:50 ディスカッション及び質疑応答（40分）

11

日本ソーシャルワーク学会　第41回大会　学会企画シンポジウム
「文化的コンピテンスとソーシャルワーク～国籍、在留資格を超えて～」
2024年6月30日（日）

「文化的コンピテンスに基づくソーシャルワークの実践モデル・アプローチ」

武田丈（関西学院大学人間福祉学部）
jotakeda@kwansei.ac.jp

報告内容

木村真理子・小原眞知子・武田丈編著『国際ソーシャルワークを知る』中央法規, 2022　第2章

1. 文化的コンピテンスとは
2. 文化的コンピテンスに基づくSW実践アプローチ
   - ① エンパワメントアプローチ
   - ② ストレングスアプローチ
   - ③ 反抑圧的ソーシャルワーク（AOP）
3. 文化的コンピテンスに合致した開発分野の実践アプローチ
   - ① 権利に基づくアプローチ(RBA)
   - ② 潜在能力アプローチ
4. 文化的コンピテンスに合致したSWの研究方法（CBPR）
5. 日本で文化的コンピテンスに基づくSW実践を根付かせるために

1．文化的コンピテンスとは

- 1980年代後半に文化的コンピテンスという概念が生み出され、1990年後半に多文化ソーシャルワークの実践枠組みとして広く受け入れられるように
- CSWE（2008）では、文化的コンピテンスは、「人種、民族、文化、階級、・・・、出身国などの異なる文化的背景を有する人たちと効果的にかかわる専門職としての能力」と定義されていた
- 文化的コンピテンスの主な構成要素は、1）知識（他の文化に関する理解）、2）自覚（自分自身の文化的アイデンティティ、価値観、信念、バイアスなど）、3）スキル（クライエントにとって文化的に適切なアプローチや資源の活用）

当初の文化的コンピテンスのコンセプトには批判も

① 他者の文化に対して真にcompetentにはなれない
② competenceという用語はトップダウンのイメージ（パワーを持つ一部の人がその基準を決定）
③ cultural competenceは「competentかcompetentでないか」の二元論的で、competentでなければ専門職としてクライエントと関われない
④ 対人援助のスキルに重きを置いており、組織、コミュニティ、政策レベルの視点の欠如
⑤ 特定のマイノリティが貧困、抑圧、人権侵害の対象となっているという視点の欠如という視点（構造的な問題）

文化的な謙虚さ(cultural humility)の概念の発展

ワーカーと利用者の間の力関係の不平等性の解消に向けて、またお互いにとって有益で非父権的な関係をクライエントとの間に築き、また対象集団のアドボカシーを行うようなパートナーシップをコミュニティとの間に構築するために、自己評価や自省を生涯にわたって実践すること。

こうした視点は、ワーカーを学習モードへと導き、利用者との関係の中で父権的、権威的、統制的になることを防ぐことができる。ホスト社会の中での文化的経験は、利用者のほうが知識がある。

学習者(聞き手)というワーカーの位置づけは、利用者をその人の人生のエキスパートして位置づけることができ、エンパワメントを促進する。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(2014年)

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

より新しい文化的コンピテンスの定義

クライエント及びクライエントのシステムを最適化するための活動に従事したり、それに必要な状況を作り出す能力である。文化的コンピテンスに基づくソーシャルワークには、サービス提供者が多元的で民主的な社会の中で効果的に機能するのに必要な洞察力、知識、及び技術(文化的に多様な背景を持ったクライエントのために対話、交流、交渉、介入することのできる能力)を獲得することが含まれる。また組織・社会レベルにおける文化的コンピテンスは、すべてのグループにより対応できる新しい理論、実践、政策、および組織構造の構築を効果的に訴えていくこと(Sue, Rashard, & Rashard, 2016, p.67)

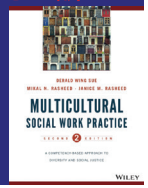

Sue, D. W., Rashard, M. N., & Rashard, J. M. Multicultural social work practice: A competency-based approach to diversity and social justice (2nd ed.), Wiley, 2016

全米ソーシャルワーカー協会(2015)による文化的コンピテンスの定義

NASW
National Association of Social Workers

個人、家族、コミュニティの価値を認識し、支持し、尊重し、そしてそれぞれの尊厳を守り維持する方法で、個人とシステムが、すべての文化、言語、階級、人種、民族的背景、宗教、スピリチュアルな伝統、在留の地位、そしてその他の多様性の要因をもつ人々に対して敬意を表し効果的に対応するプロセスである。

全米ソーシャルワーカー協会

ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスのNASW基準（2001）
ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスの基準と指標（2015）

① 倫理と価値←文化的な謙虚さが明示
② 自己覚知←文化的な謙虚さが明示
③ 多様な文化に関する知識←人種や民族に加えて、宗教・スピリチュアリティ、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ/表現、社会階級、精神・身体能力など
④ 多様な文化に対応するスキル←メゾ・マクロの視点が明示
⑤ サービス提供←メゾ・マクロの視点が明示
⑥ エンパワメントとアドボカシー
⑦ 多様な労働力
⑧ 専門職教育←生涯学習の視点の明示
⑨ （言語の多様性→）言語とコミュニティケーション←障害者の追加
⑩ （異文化リーダーシップ→）文化的コンピテンスを高めるリーダーシップ←メゾ・マクロの視点の追加

文化的コンピテンスとは（まとめ）

- ワーカーは自分自身の特権と権力を認識し、文化的謙虚さと、ソーシャルワークのあらゆる領域における権力と特権の力学に感受性を示さなければいけない。
- （多様な文化に関するの知識・スキル）さまざまな文化集団に関する専門知識や理解を継続的に発展させて、幅広いスキル（ミクロ、メゾ、マクロ）の技法を使用する。
- ワーカーは特定の文化的集団に影響を及ぼすサービスの格差を認識し、問題に取り組むよう努めなければならない。
- ワーカーは、周縁化され抑圧のされた集団をエンパワーし、アドボケートする政策や実践の開発や実践に参加すべきである。
- ワーカーは、組織内文化的コンピテンスを高める責任を果たし、構造的・制度的抑圧に対抗し、多様で包括的な制度やコミュニティを構築・維持することに貢献すべきである。

2. 文化的コンピテンスに基づくSW実践アプローチ

① エンパワメントアプローチ
② ストレングスアプローチ
③ 反抑圧的ソーシャルワーク（AOP）

① エンパワメントアプローチ＊

当事者と援助者との対等でバランスのとれたパートナーシップを媒介にしながら、社会構造的に生み出される問題によって無力感を抱いている当事者自身が、

1. 問題の社会構造的な特質を理解し
2. パワーレスネス（無力の状態）からの脱却が可能であると自覚し
3. 問題解決に必要な知識やスキルを習得し
4. それらを用いて資源を効果的に活用して問題（個人的・対人関係的・社会的）の解決を図るための一連のプロセスを促進・支援するアプローチ

ワーカーは援助者や支持者ではなく、ファシリテーター。この関係性がワーカーと当事者の間の対話と批判的分析（批判的意識化）を促進

＊和気純子(2005)「エンパワメント・アプローチ」久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル』(p. 205), 川島書店. Parsons, R. J. Empowerment practice. In T. Mizrahi & L. E. Davis (Eds.) (2008) Encyclopedia of Social Work (20th ed.) Volume2, pp. 123-126. NASW Press.

② ストレングスアプローチ＊

クライエントの「病理、欠陥、足りない側面」ではなく、「強さ、能力、スキル、可能性」に焦点。ストレングス視座に基づくSW実践における6つの原則

1. ストレングスの尊重
2. 病理や葛藤を「その人が成長する（スキルや能力を身につける）」機会
3. クライエントの願望を尊重し、クライエントに対して高い期待を寄せる
4. クライエントとの協働
5. 環境内の資源の活用
6. コミュニティの重要性を認識し、社会正義の理念のもとに社会のすべての人の包摂を目指す

＊Kim, J. S. Strength perspective. In T. Mizrahi & L. E. Davis (Eds.), Encyclopedia of Social Work (20th ed.) Volume 4, pp. 177–181, NASW Press, 2008.

③ 反抑圧的ソーシャルワーク（AOP）＊

個人・家族・コミュニティが経験する問題に影響を与えている社会的抑圧を認識し、顕在化している問題だけを実践の対象とするのではなく、その抑圧的な権力構造の変革の促進に取り組む

- 一つの抑圧の形にのみ焦点をあてて実践するのではなく、抑圧の連鎖や交差性を考慮して問題を分析
- ワーカー自身が自分の立ち位置を多方向から分析（批判的省察）
- クライエントをエキスパートと捉えワーカーはアライ（Ally）：協働して問題解決法を見出す
- 最小限の介入
- 新自由主義や管理主義など、構造的な問題がどのように個人・家族・コミュニティに与えているかを批判的に分析

＊坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛・二木泉・市川ヴィヴェカ（2021）『脱「いい子」のソーシャルワーク』現代書館. Bains, D. et al (Eds.) (2017) Doing anti-oppressive social work (3rd ed.). Fernwood.

3. 文化的コンピテンスに合致した開発分野の実践アプローチ

① 権利に基づくアプローチ(RBA)
② 潜在能力アプローチ

① 権利に基づくアプローチ(Rights-Based Approach=RBA)＊

- 目標を「福祉の実現」ではなく、「人権/権利の実現」として捉える
- ニーズではなく権利と捉えることで政治的アプローチ
- マイノリティなどの社会的排除を人権という観点から総合的に扱う
- RBAの特徴
  - 貧困や抑圧を権利の剥奪と捉える視点
  - 人権基準と「人権の原則」の重視
  - 包摂（社会的排除の認識＝一部の人のサービス受給では不十分）
  - 権利保有者が権利を要求でき、責務履行者が責務を履行するように促していく
  - エンパワメント（被抑圧者の意識化によって不当な社会構造を認識→問題解決は個人ではなく社会的な共通な課題という認識）
  - 参加と説明責任→誰の参加か（権力者ではなく、すべての人）、何のための説明責任か（効率的な支援の手段としてではなく、権利保有者への義務）

＊川村暁雄「人権基盤型アプローチの射程」ヒューライツ大阪編『アジア・太平洋人権レビュー2008』(pp.8-34), 現代人文社, 2008. McPherson, J. (2015) Human rights practice in social work. European Journal of Social Work, 18(4), 599-612, 2015. Pawar, M. The adoption of a rights-based approach to welfare in India. Journal of Comparative Social Welfare, 28(1), 35-47,

②　潜在能力アプローチ＊

- 開発の評価の焦点を「収入」から「人が価値を置いている事柄を達成できる能力」（個々人の「潜在能力」、つまり自由や選択の程度）にシフト
- 「その人が、現実的に何をすることができ、どのような状態になることができるのか」を問い、「そのための機会があるか」を問うことが重要
- ただし個人的特性（例：健康、性別、識字能力、知能レベルなど）、社会的特性（例：公共政策、社会規範、差別、権力構造など）、そして環境的特性（例：気候、インフラ、法律、公共機関の有無など）の影響で実現化できない可能性があるので、潜在能力を行使できる機能へと変換させる「力」にも着目する必要性
- 「その人が望む生活様式」に関しては、適応的選好(adaptive preferences)に注意を払う必要性
- SW実践で取り組む課題に「構造的な不平等によって潜在能力を行使できない状況に追い込まれていることに起因するという視点」を提供するので、より人道主義や社会正義を基盤とした実践が可能となる

＊Frediani, A. A. Sen's Capability Approach as a framework to the practice of development. Development in Practice, 20(2), 173–187, 2010.　Gupta1, A., Featherstone, B., & White, S. Reclaiming humanity: From capacities to capabilities in understanding parenting in adversity. British Journal of Social Work, 46, 339–354, 2016.

4. 文化的コンピテンスに合致したSWの研究方法

CBPR=Community-Based Participatory Research: コミュニティを基盤とした参加型リサーチ）＊とは

コミュニティの人たちのウェルビーイングの向上や問題・状況改善を目的として、リサーチのすべてのプロセスにおける、コミュニティのメンバー（課題や問題に影響を受ける人たち）と、研究者の間の対等な協働によって、生み出された知識を社会変革のためのアクションや能力向上に活用していく、リサーチに対するアプローチ（指向）（武田, 2015, p. 39）

＊武田丈『参加型アクションリサーチ（CBPR）の理論と実践：社会変革のための研究方法論』世界思想社, 2015

関西学院大学 KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

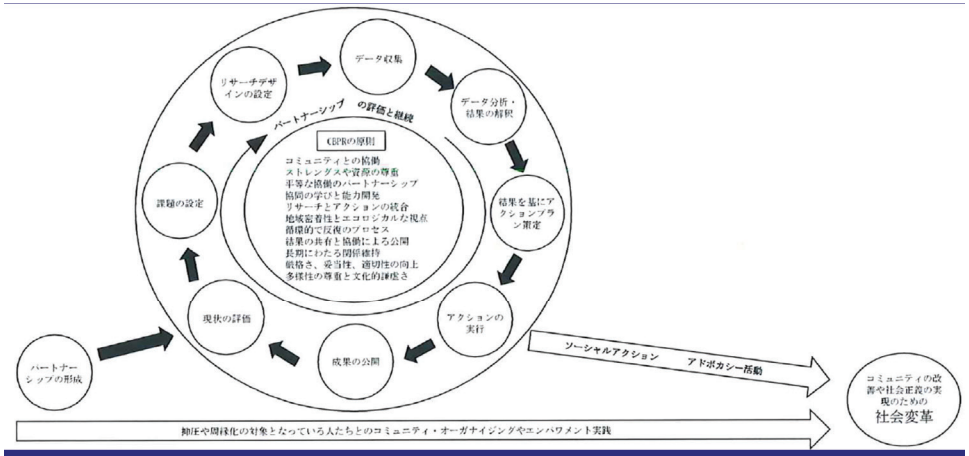

CBPRの概念図

関西学院大学 KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

CBPRの原則

- コミュニティとの協働
- ストレングスや資源の活用
- 平等な協働のパートナーシップ
- 協同の学びと能力開発
- リサーチとアクションの統合
- 地域密着とエコロジカルな視点
- 循環的で反復のプロセス
- 結果の共有と協働による公開
- 長期にわたる関係維持
- 厳格さ、妥当性、適切性の向上
- 多様性の尊重と文化的な謙虚さ

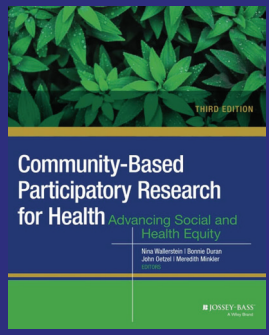

関西学院大学 KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

5．日本で文化的コンピテンスに基づくSW実践を根付かせるために

- 専門家の養成だけでなく、すべてのソーシャルワーカーの実践の枠組みとしての位置づけ
- 能力ではなく、プロセス
- 文化的な謙虚さ（対象集団のアドボカシーを行うようなパートナーシップをコミュニティとの間に構築）
- 対人援助（ミクロ）だけでなく、社会への働きかけ（メゾ・マクロ）
- 多文化共生から多文化協創へ
- 広い意味での「多文化」共生（協創）へ

日本社会における外国人のメンタルヘルス

～収容と仮放免から考える～

2024年6月30日
杉山聖子（社会福祉士・精神保健福祉士）

社会福祉士・精神保健福祉士として

これまでの仕事
◎就労継続支援B型事業所　支援員
◎軽費老人ホーム・生活相談員、介護老人保健施設・支援相談員
◎総合病院、診療所　医療ソーシャルワーカー
◎社会福祉協議会　権利擁護センター専門員（日常生活自立支援事業）

★職能団体
◎東京社会福祉士会　権利擁護委員会
◎日本精神保健福祉士協会　多文化共生ソーシャルワークプロジェクト

★ボランティア・市民活動
◎BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～　メンバー
◎仮放免者の会（PRAJ）　事務局
◎入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク　事務局

入管収容施設での面会活動の始まり

私たちBOND(バンド)は、日本に暮らす外国人労働者や難民のための支援活動を行うボランティア団体です。

関東地方を中心に学生、社会人メンバーで支援活動を行っています

入管収容問題を考える ソーシャルワーカーネットワーク

私たちは社会福祉士／精神保健福祉士を中心とした有志のメンバーで活動しています。様々な専門家や支援団体と協力しながら、日本に住む全ての人をソーシャルワークの対象と捉え、「多文化共生・地域共生社会」を目指しています。ともに生きる人々の尊厳を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。

入管収容問題とは何か？

様々な理由で在留資格を失った、超過滞在となってしまった非正規滞在外国人。彼らを収容する施設があることを知っていますか?その施設の中で起きている非人道的な扱い、正規滞在者として日本で生活できるようになるまでの過程で起きている人権問題、及びその背景にある問題が入管収容問題です。

―私たちの原理原則―
ソーシャルワークのグローバル定義
- 社会正義、人権、集団的責任、および多様性の尊重の諸原則は、ソーシャルワークの中核をなす。
- ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である。

- 現在1～2ヶ月に1回程度、勉強会や情報交換会をオンラインで行っています。
- 当事者の方や支援者の現場の声を聞きながら、連帯して行動します。
- ソーシャルワーカー以外の方も、活動に賛同していただける方はどなたでも参加可能です。

事務局：杉山聖子　間庭尚之　長谷川真実
連絡先：nmsw.netw @gmail.com

日本に在住する外国人

【在留外国人の増加】※在留資格のある人
３４１万９９９人（令和５年末）
引用：出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html

非正規滞在者
7万9,113人（令和6年1月1日）
被収容者
229人（令和4年末現在）
仮放免者
4,671人（令和4年末現在）

【日本に在住する全ての外国人】

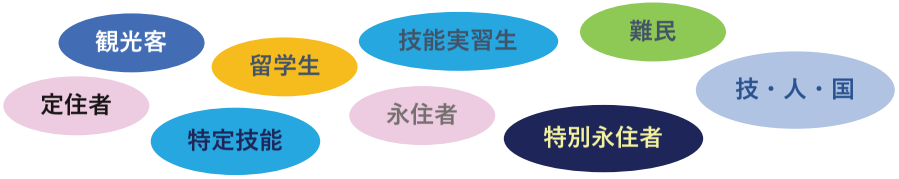

移住の段階とストレス要因

移住前	移住過程	移住後	統合・定住
移住の決断 ・勉強、留学 ・仕事、貧困 ・紛争、暴力 ・迫害 移住の準備 ※プッシュ要因とプル要因が必ずある	好奇心、期待 緊張、高揚感 無我夢中 避難、逃亡 不安、不眠 ※慣れ親しんだ場所から離れる、離別	新しい社会への適応、新たな役割 不安定な地位や生活、医療等サービスへのアクセスの障壁、収容されることも	ストレングス、エンパワメント 生活の基盤 結婚、家庭 母国への郷愁 アイデンティティ 移住当初とのギャップ、孤立、病気 差別・排除、送還

※WHOの「移民と難民が直面する問題とストレス要因」より図を作成

移住者・難民の状態

移住者の精神科疾患は
一般人口より多い
難民は最も弱い立場

【移住トランジション複雑化リスク状態】
Risk for complicated immigration transition
移民としてトランジションにおける、不満足な結果や文化的障壁に対して、否定的な感情（孤独感、恐怖、不安）を経験しやすく、健康を損なうおそれのある状態。（出所：NANDA-I 看護診断 定義と分類 2018-2020 原書第11版 医学書院 2018 391頁より転載）

危険因子
・自分の能力を発揮できない環境
・文化、言葉の障壁、人種差別
・社会資源へアクセスできない
・不十分なソーシャルサポート
・不衛生な住宅、大人数の生活

ハイリスク群
・強制移住
・不十分な訓練下での危険な労働
・非正規滞在の状態、仮放免
・不安定な経済状況
・移住前の期待が満たされない

※日本に住む外国人のメンタルヘルスは多文化共生社会への課題の一つ

アルマ・アタ宣言（1978年）

◎スローガン「すべての人々に健康を」、健康が基本的人権であること

宣言４
人々は皆、自分自身の健康管理の計画や実現に、個人および集団として、参加する権利を持ち、また責務を負っています。

自分の命と健康を守る権利がある

宣言５
各国の政府は、そこに暮らす住民の健康に責任を負っています。そしてその責任は、適切な健康および社会政策によってのみ達成可能です。これからの数十年間のうちに、各国政府、国際機関そして全世界の社会が目指すべき社会的目標の一つは西暦2000年までに、すべての人々が社会的にも経済的にも実りある人生を送ることが可能となる健康水準を達成することです。社会的正義の理念を促進する一環として、プライマリヘルスケアは、この目標を達成するための鍵なのです。

出所：https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter-2/alma-ata/　公益社団法人日本WHO協会より転載

数字で考える日本の人権・反差別①

外国籍の方々が日本において より良い生活を
送るために必要な支援や取り組みは何か？

（当事者が日本社会をどう感じているか）

数字で考える日本の人権・反差別①

図表 204　外国人の方々が日本においてよりよい生活を送るために必要な支援や取組（単一回答）

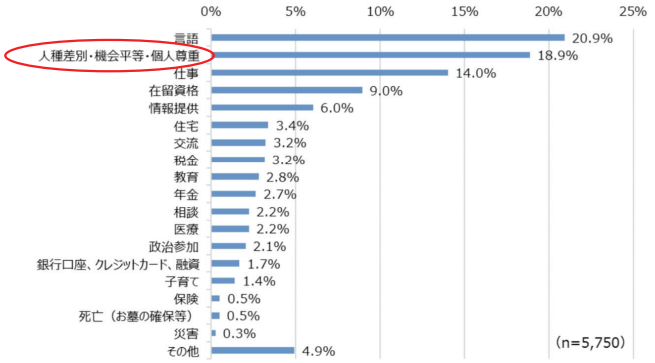

出典：出入国在留管理庁「令和3年度在留外国人に対する基礎調査報告書」2022年8月19日

数字で考える日本の人権・反差別②

移民統合政策指数

Migrant Integration Policy Index、略称MIPEX　2020年

8つの政策分野（労働市場、家族呼び寄せ、教育、政治参加、永住、国籍取得、反差別、保健）について、167の政策指標を設け、数値化

（正規滞在外国人対象）

総合順位
56カ国中
35位

反差別の取組
56カ国中
51位
100点満点中
16点

出典：Migrant Integration Policy Index 2020
https://www.mipex.eu/anti-discrimination

数字で考える日本の人権・反差別③

難民認定者数＝３０３人
　アフガニスタン　２３７人
　ミャンマー人　２７人
　エチオピア　６人
　イエメン　５人
　中国　５人
　他

不認定者数＝１万３千人以上
　ミャンマー
　一次審査不認定　９２３人
　審査請求不認定　６８８人

最多申請回数　６回

※難民認定数の増加
→認定制度の改善はみられず。保護されるべき人が依然として保護されていない。

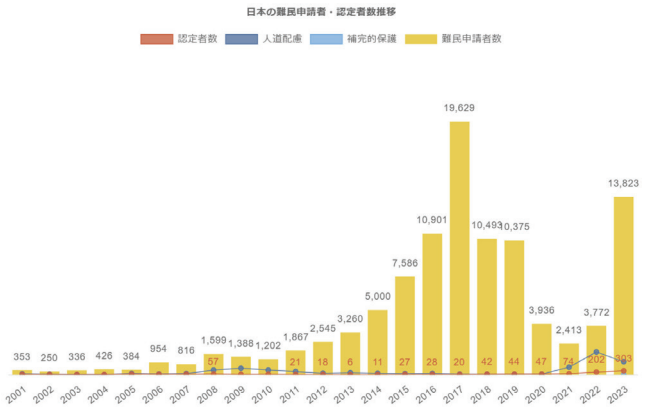

出所：https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2024/04/recog23/　難民支援協会より転載

数字で考える日本の人権・反差別④

入管収容施設での死亡事例（2007.2月～2021.3月）

	発生年月	国籍	性別・年齢	死因	収容施設
1	2007年2月	ガーナ	男性・50代	肺炎	東京
2	2008年1月	インド	男性・20代	縊死（自殺）	西日本
3	2009年3月	中国	男性・30代	縊死（自殺）	東京
4	2010年2月	ブラジル	男性・20代	非定型縊死（自殺）	東日本
5	2010年4月	韓国	男性・40代	縊死（自殺）	東日本
6	2010年4月	フィリピン	女性・50代	不明	東京
7	2010年12月	フィリピン	女性・50代	急性心筋梗塞	東京
8	2013年10月	ミャンマー	男性・50代	くも膜下出血	東京
9	2014年3月	イラン	男性・30代	低酸素性脳症	東日本
10	2014年3月	カメルーン	男性・40代	病死	東日本
11	2014年11月	スリランカ	男性・50代	急性心筋梗塞	東京
12	2017年3月	ベトナム	男性・40代	くも膜下出血	東日本
13	2018年4月	インド	男性・30代	縊頸（自殺）	東日本
14	2018年11月	中国	男性・60代	多臓器不全	福岡
15	2019年6月	ナイジェリア	男性・40代	餓死	大村
16	2020年10月	インドネシア	男性・40代	不明	名古屋
17	2021年3月	スリランカ	女性・30代	不明	名古屋

入管の管理下で亡くなった人数

25人

出所：https://note.com/nanmin_bond/n/nd3204609cd24　BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～

【収容と仮放免の問題】

生存権にかかわる問題

収容
・無期限の長期収容、再収容
　6カ月以上の長期収容者の増加

・処遇の問題
　衛生・栄養面、行動制限
　面会・電話の制限、精神・身体的な制圧

・医療の問題
　拘禁症状、施設症化、自殺・自殺未遂、医療へのアクセスが不十分

※恣意的拘禁だと国連から指摘

仮放免
病気やその他やむを得ない事情を考慮して、一定の条件の下で一時的に収容を停止する制度。

・働くことを禁止
・住民登録がされない
・社会保障から排除
・居住都道府県以外への移動制限
・定期的な出頭義務
・常に監視

※状況を改善するよう国連から指摘

ケース①　Aさん　イラン国籍　30代　男性

2022年9月16日、中東イランで女性の髪を覆うスカーフ「ヒジャブ」の着用をめぐって警察に拘束された女性が死亡。友人と抗議デモに参加、翌朝友人は逮捕され収監される。Aさんの自宅にも警察が来たが、Aさんと家族は別の所にいたため、そのまま逃げた。妻や他の家族から「逃げて」と言われ出国を決意。

※事例等の使用は対象者の承諾を口頭で得ています。

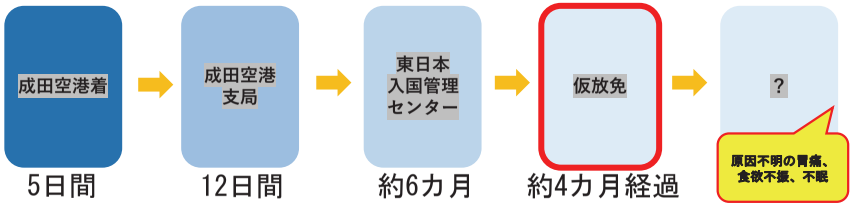

ケース①　Aさん　イラン国籍　30代　男性

「難民としてきたのに犯罪者みたいに扱われてしまっている。日本政府の上の人と戦争しているみたいだ。空港から直接来たのになんで住所や保証人が準備できるのか。携帯電話も使えずまるで刑務所だ。入管はおかしい、日本はおかしい。日本では物理的な暴力はないが、イランの方が良かったかもしれない。難民に対してこんな扱いは不当だ。何年もいることになるなら、日本にとどまるか迷ってしまう。」

ケース②

普通の暮らしがしたい
働いて自分で暮らしたい
日本は難民に厳しい
他の国に行けるなら行きたい

●約８年前に何カ国か経由して来日
●家族は母国、両親とは絶縁状態
●難民認定申請中
●日本人女性との離婚で超過滞在に

S氏（男性）
30代前半
中東出身

●LGBTQ
●キリスト教に改宗
●高血圧、不安障害
●1年半長期収容
制圧による負傷
●仮放免での生活
●レスリング

帰国したくてもできない・帰国すれば死刑になる
仮放免という不安定な立場のA氏にどのようにかかわったか

※事例等の使用は対象者の承諾を口頭で得ています。

ケース②
本人の状態とその対応、およびソーシャルワーク機能

【収容される前の生活】
日本人女性と結婚をするため来日するものちに離婚、超過滞在に。
※生来健康であり病院を受診することもなく暮らしていた。

本人の状態	対応	ソーシャルワーク機能
×年Ｙ月までの１年半収容 コロナ感染、高血圧、皮膚トラブル、制圧による負傷	・面会訪問 ・これまでの経緯、心身状況、難民認定申請や仮放免申請の状況確認 ・収容所内の状況確認	・ラポール形成 ・インテーク ・アセスメント

面会の意義
外部との接触、SOS
話し相手、励まし

ケース②
本人の状態とその対応、およびソーシャルワーク機能

本人の状態	対応	ソーシャルワーク機能
極度のストレスで心身状況の悪化 高血圧、眩暈、倦怠感、頭痛、全身発赤、抑うつ、パニック障害	・面会、安否確認 ・医師に面会同行と入管への意見書作成を依頼、弁護士と連携 ・仮放免後の住所確保、NPOとの連携 ・入管へ申し入れ	・仲介、代弁 ・ネットワーキング ・調整（住環境、仮放免後の受診先）

カーテンを開けられない
みんなに見られている
不眠、先がみえない

もともとの生きづらさに加え、長期収容や
収容所内でのつらい経験、再収容への不安、不安定な仮放免での生活

本人の状態とその対応、およびソーシャルワーク機能

本人の状態	対応	ソーシャルワーク機能
×年Y月仮放免となり、収容生活から地域生活へ	・無料低額診療、自立支援医療の受診調整と同行 ・住まいの確保（シェルター、空き部屋） ・社協との勉強会の企画、カンファレンス ・教会との連携 ・RHQの申請 ・日常の相談対応	・利用できる社会資源の洗い出しとアプローチ ・ストレングスモデル ・エンパワメント ・啓発機能

穏やかで真面目
子ども、動物が好き
細かな手作業得意
３カ国語できる

ケース③（日系三世・30歳代）

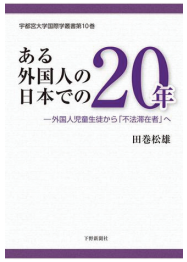

適用障害、うつ病、ADHD

◎ブラジル国籍、祖父母移住
父母ブラジル国籍、1歳半で来日

◎父母・本人は永住、弟は定住
両親とはポルトガル語で話す
ブラジルコミュニティ馴染めず

◎幼少期の虐め、非行、中卒
少年院や鑑別所、刑務所
→入管収容約1年半

https://note.com/torinokosarenai/n/n120876fea60c

※事例等の使用は対象者の承諾を口頭で得ています。

ケース③（日系三世・30歳代）

「収容のつらさ、仮放免のつらさ、それぞれある。仮放免中の生活もすごくつらいものだった。いつまた収容されるのかという恐怖心が常にある。家に入管がいつくるのか？という心配も常にある。実際に仮放免中2回入管が自宅に来た。玄関先で話をしていると、背伸びして中をジロジロ観察したり、プライバシーにかかわるようなことをどんどん質問してくる。お金はどうしているのか？両親の給料はいくらか？どこで遊んでいるのか？つきあっている人はいるのか？つきあっている相手はどこに住んでいるのか？など。出頭日が近くなると不安で仕方がなかった。出頭した際にもいろんな質問をされて嫌な思いをする。いつまで仮放免でいられるかわからないよ、帰った方が良いよ、今日ここまで来たお金はどうしたの？両親が大変じゃないか？だったら国に帰って働いた方がいいんじゃない？など言われた。『帰れ』と言われるが、『帰る』という風には到底思えず、『外国へ行け』と言われているのと同じなんだ。」

※事例等の使用は対象者の承諾を口頭で得ています。

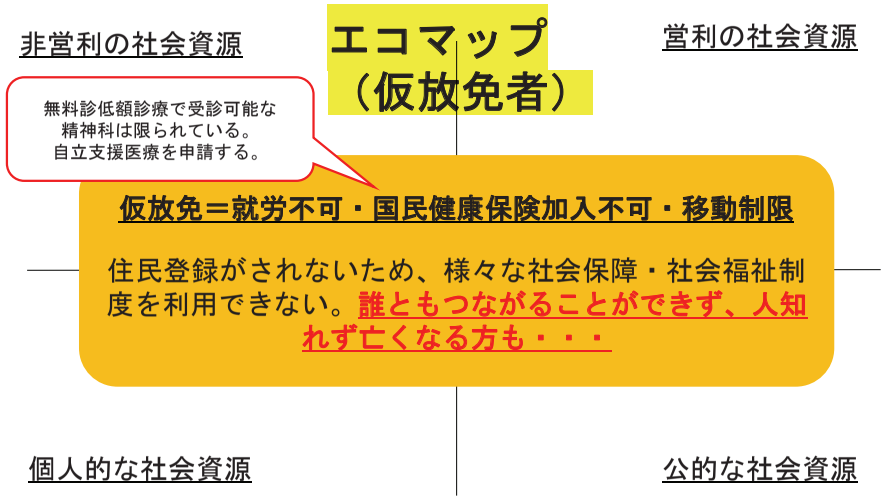

収容と仮放免が精神面に与える影響

◎無期限の長期収容
・収容される前から精神疾患、精神障害がある場合は症状が悪化
・収容される前に精神面で問題がない場合、収容が長期化するにつれ抑うつ状態、頭痛、不眠、皮膚疾患、高血圧などが出現。
・収容中、精神科受診とカウンセリングがあるが、長期収容という根本的な問題が解決されないため、症状が改善されない。

◎仮放免での生活
・就労不可、社会保障からの排除、移動制限等のため、衣食住の確保が困難。不安定な立場で先の見えない生活であるため、「生きているのに死んでいるみたいだ」精神科受診につながりにくい。

ソーシャルアクションは難しくない

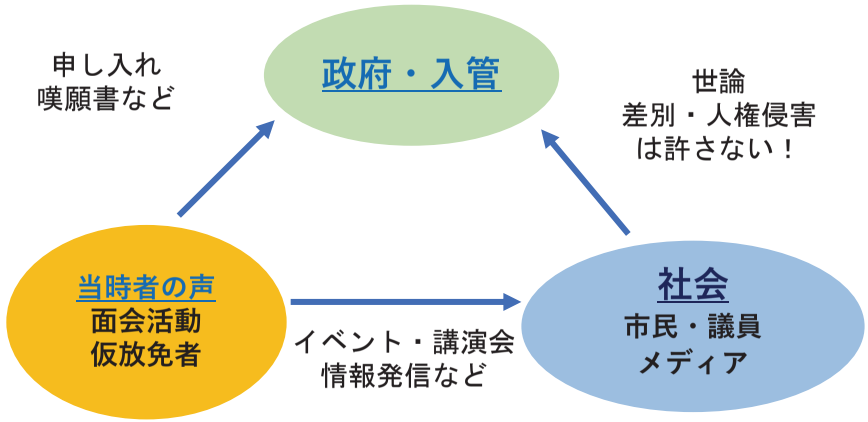

ソーシャルワーカーとして

※母国にも帰れず、日本でさらに生きづらさが増幅している彼らにソーシャルワーカーがやるべきこと、できることは何か
●面会活動から連続した仮放免後のかかわりの重要性
●心身の不調を回復させるべく医療福祉の専門家とのつながり
●国籍、非正規滞在、依存症といった交差性、複合差別の状況を理解することが必要（インターセクショナリティ、TIC）
●少ない社会資源だからこそ、多くの団体、支援者、特に地域とのつながりをつくる（孤立させない）
●当事者をとりまく社会環境を構造的にとらえて、ミクロ、メゾ、マクロでのソーシャルワークを実践する

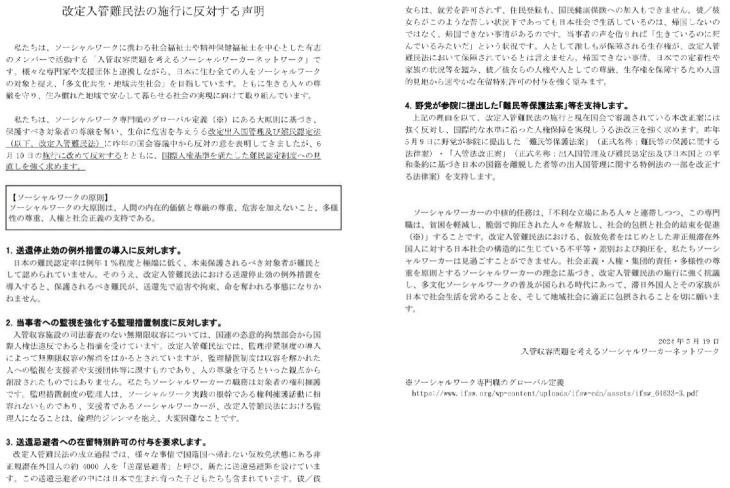

改定入管難民法の施行に反対する声明

私たちは、ソーシャルワークに携わる社会福祉士や精神保健福祉士を中心とした有志のメンバーで活動する「入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク」です。様々な専門家や支援団体と連携しながら、日本に生計全ての人をソーシャルワークの対象と捉え、「多文化共生・地域共生社会」を目指しています。ともに生きる人々の尊厳を守り、生み続ける地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。

私たちは、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（※）にある大原則に基づき、保護すべき対象者の尊厳を奪い、生命に危害を与えうる改定出入国管理及び難民認定法（以下、改定入管難民法）に昨年の国会審議中から反対の意を表明してきましたが、6月10日の施行に改めて反対するとともに、国際人権基準を満たした難民認定制度への見直しを強く求めます。

【ソーシャルワークの原則】
ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である。

1. 送還停止効の例外措置の導入に反対します。
日本の難民認定率は例年1％程度と極端に低く、本来保護されるべき対象者が難民として認められていません。そのうえ、改定入管難民法における送還停止効の例外措置を導入すると、保護されるべき難民が、送還先で迫害や拘束、命を奪われる事態になりかねません。

2. 当事者への監視を強化する監理措置制度に反対します。
入管収容施設の司法審査のない無期限収容については、国連の恣意的拘禁部会から国際人権法違反であると指摘を受けています。改定入管難民法では、監理計画制度の導入によって無期限収容の解消をはかるとされていますが、監理措置対象は収容を解かれた人への監視を支援者や支援団体等に課すものであり、人の尊厳を守るといった視点から創設されたものではありません。私たちソーシャルワーカーの職務は対象者の権利擁護です。監理措置制度の監理人は、ソーシャルワーク実践の根幹である権利擁護活動に相容れないものであり、支援者であるソーシャルワーカーが、改定入管難民法における監理人になることは、倫理的ジレンマを招え、大変問題なことです。

3. 送還忌避者への在留特別許可の付与を要求します。
改定入管難民法の成立過程では、様々な事情で国籍国へ帰れない仮放免状態にある非正規滞在外国人の約3000人を「送還忌避者」と呼び、新たに送還忌避罪を設けています。この送還忌避者の中には日本で生まれ育った子どもたちも含まれています。彼／彼女らは、就労を許可されず、住民登録も、国民健康保険への加入もできません。彼／彼女らがこのような苦しい状況下であっても日本社会で生活しているのは、帰国しないのではなく、帰国できない事情があるのです。当事者の声を借りれば「生きているのに死んでいるみたいだ」という状況です。人として誰しもが保障される生存権が、改定入管難民法において保障されているとは言えません。帰国できない事情、日本での定着性や家族の状況等を鑑み、彼／彼女らの人権や人としての尊厳、生存権を保障するため人道的見地から速やかな在留特別許可の付与を強く望みます。

4. 野党が参院に提出した「難民等保護法案」等を支持します。
上記の理由を以て、改定入管難民法の施行と現在国会で審議されている本改正案には強く反対し、国際的な水準に沿った人権保障を実現しうる法改正を強く求めます。昨年5月9日に野党が参院に提出した「難民等保護法案」（正式名称：難民等の保護に関する法律案）・「入管法改正案」（正式名称：出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案）を支持します。

ソーシャルワーカーの中核的任務は、「不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、皆個を軽減し、脆弱で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進（※）」することです。改定入管難民法における、仮放免者をはじめとした非正規滞在外国人に対する日本社会の構造的に生じている不平等・差別および国任を、私たちソーシャルワーカーは見過ごすことができません。社会正義・人権・集団的責任・多様性の尊重を原則とするソーシャルワーカーの理念に基づき、改定入管難民法の施行に強く抗議し、多文化ソーシャルワークの普及が図られる時代にあって、滞日外国人とその家族が日本で社会生活を営めることを、そして地域社会に適正に包摂されることを切に願います。

2021年5月19日
入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク

※ソーシャルワーク専門職のグローバル定義
https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-edit/assets/ifsw_61633-3.pdf

誰一人取り残さない

ソーシャルワーク
国や行政の政策をしっかりと「弱者の立場から」とらえて、社会をより良く変革していこうという実践的学問、目的は社会変革。

国籍、在留資格の有無で区別することなく、彼らの社会経済的正義の促進を追求する。人権と生活の質を制限する状況を阻止するという原則。

※独力で非正規滞在外国人の不安定な状況を解決することは不可能
⇒クライエントや地域の機関等を協働して、問題解決に向けた努力をすることはできる。（ネットワークの重要性）

出所：明石書店「ダイレクト・ソーシャルワークハンドブック　対人支援の理論と技術」第1章より抜粋

交流の場
レクレーション

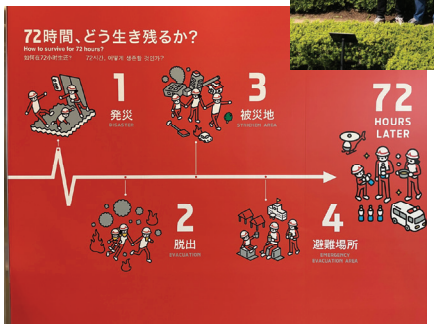

入管に関する
自主上映会
当時者からのお話

2024年6月30日　日本ソーシャルワーク学会第41回大会
学会企画シンポジウム「文化的コンピテンスとソーシャルワーク～国籍、在留資格を超えて～」

移住家族と子どもの包摂をめぐる課題とソーシャルワーク

南野奈津子（東洋大学）
minamino@toyo.jp

1

1. 子どもの権利と移住家族・子どもの包摂の課題

- 貧困
- 教育
- 非行
- 社会的養育
- 非正規滞在

2. 移住家族・子どもの包摂のために

文化的コンピテンスの視点から考える移住家族・子どもの包摂
今後の展望・期待

2

子どもの権利と移住家族・子どもの包摂

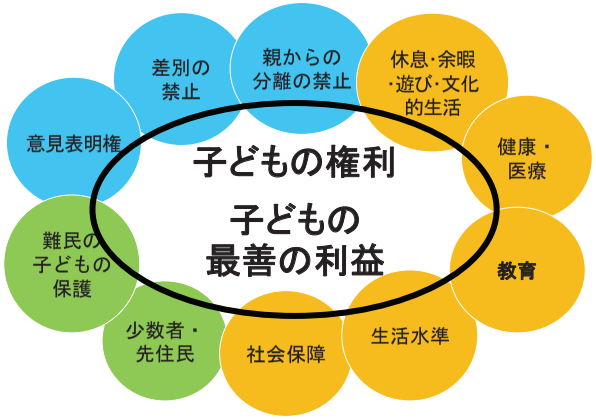

3

子どもの権利と移住家族と子どもの包摂

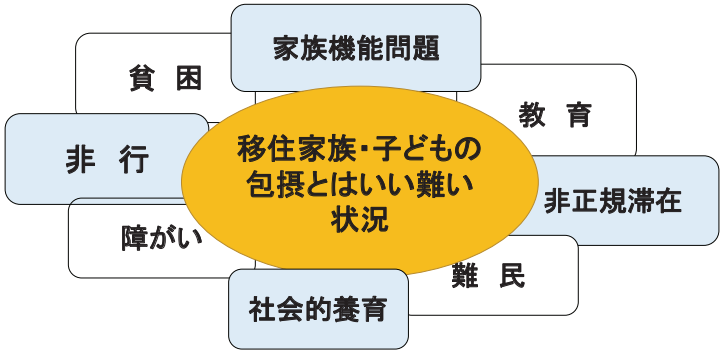

文化的コンピテンスの視点をふまえたソーシャルワークの提言が望まれる

4

外国ルーツの子ども家庭の貧困

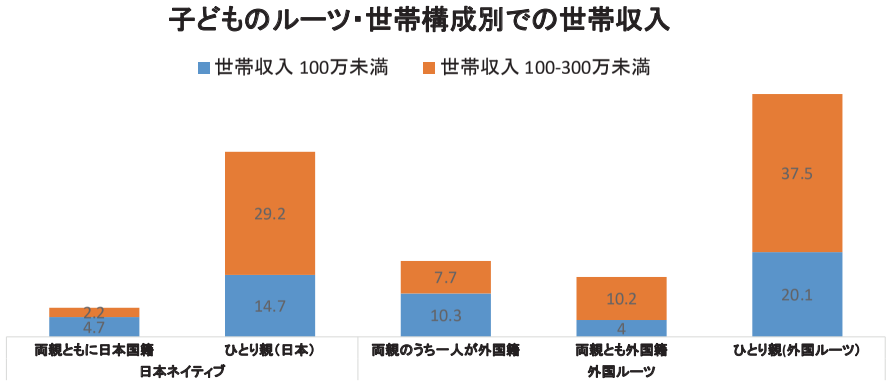

千年（2023）より作成

外国ルーツの子ども家庭の貧困

	食料が買えなかった経験（%）	衣服が買えなかった経験（%）
両親ともに日本人	2.4	3.0
両親ともに外国人	7.9	8.0
日本人シングルマザー	8.7	9.6
外国人シングルマザー	13.1	15.9

千年（2023）より作成

・外国ルーツの子ども家庭は「子どもが病気の時に頼れる人がいない」「就学援助を知らない」等で「はい」の割合が高い

教育：学校から姿を消す外国ルーツの子ども達

・2021（令和3）年度における、日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人
前回調査(2018年)より14%増加

・令和4年度、学齢相当の外国人の子ども125,468人のうち、不就学は778人
就学状況が確認できない子ども6,675名を加えた7,453人の子ども（全体の5.5%）の子どもが不就学の可能性

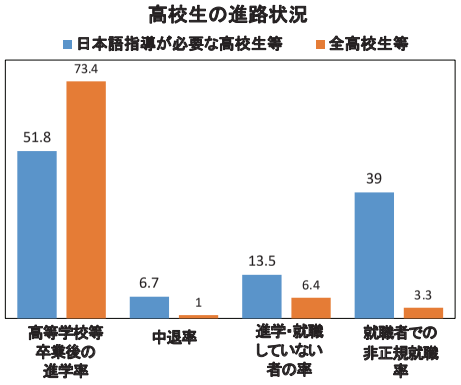

文部科学省(2023)より作成

社会的養育

• 2021年、厚生労働省は全国の乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、児童相談所、里親を対象とした初の実態調査を実施

- 入所児童において、約1%が外国ルーツの子ども家庭と推定される
- 日本語が話せない状態での入所ケースも
- アイデンティティ確立の難しさ、ロールモデルの不在、養育者の将来の展望が不明であることが、子どもの心理的課題、自立困難へ
- 支援機関と養育者の協働の困難

非行

外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人数の推移
（平成15年～令和4年）

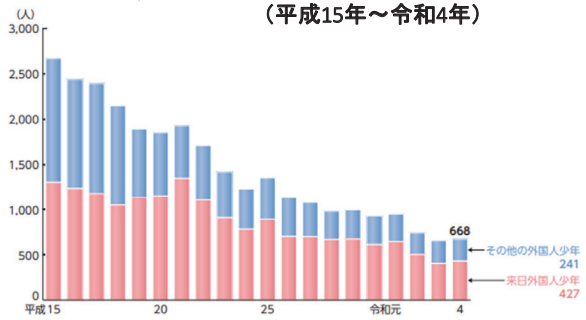

注 1 検察統計年報による。
2 検察官の送致に係るものに限る。
3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

・外国人の犯罪・非行少年の数は長期的には日本人と同様に減少傾向

・「外国人は治安を脅かし得る」との認識は意識調査で一定数みられる

・個別調査の多くで、日本語理解に困難があるものは調査対象から除外

9

非正規滞在外国人の実態調査（NPO法人北関東医療相談会）から

・20代から50代が全体の83%

・35%「支援者はいない」

・16%「食事の回数は1日1食」、60%「1日2食」

・82%「家賃の負担」が「苦しい」「とても苦しい」
家賃額は1万円台から4万円台が半数（53%）、約40%が滞納（平均約7カ月）

・84%「経済的な問題で医療機関を受診できない」

・79%は「経済的余裕があれば治療したい病気やけががある」

・90%子どもの教育費の負担感は「とても苦しい（67%）」「苦しい（23%）」

10

非正規滞在外国人の実態調査（日本社会福祉士会　2024年）から

外国人

- 子どもに関する相談が非常に少ない
- 母子の確執、不登校などは示された
- 子どもの権利保障に関わる実践例は少ない

支援者

- 29%は「児童相談所と連携」
- 約3割「非正規滞在の外国人の支援で改善してほしいこと」は
- 「教育・保育の保証」

大人の法的、医療的、経済的課題の訴えが優先
→子どもの社会生活、ウェルビーイングは置き去りにされている？

11

非正規滞在の子どもたち

・我が国の在留資格のない18歳未満の子どもは概ね200人とされる
・子どもたちに関する諸研究は、以下を明らかにしている

- 栄養不足による発達不良、治療をうけられず病気がち
- 基礎教育、文化的活動の欠如
- 教育費の不足と拘留への不安ゆえの不就学
- 将来がみえないゆえの心理的な不安定さ
- 親の心理的、経済的不安定さが子どもの生活全般にも影響を与える
- 共有できる友人や知人がいない
- 親子関係の悪化

（Thomas, et.al 2018 ; PICUM 2020）

12

2. 子ども・家族の包摂のために

・ジェンダー、子どもの権利保障上の課題など、日本社会の構造的要因が深刻な格差として表出
　→　国籍、在留資格を越えた課題

・大人の排除が子どもの排除を生み出す

・格差がありながら、なぜ不可視化されるのか？
- 子どもの声をひろいあげる枠組みから排除される構造
- ホスト社会の外国人に対する認識

13

文化的コンピテンシーの視点から考える移住家族・子どもの包摂

1 Ethics and Values
2 Self-Awareness
3 Cross-Cultural Knowledge
4 Cross-Cultural Skills
5 Service Delivery
6 Empowerment and Advocacy
7 Diverse Workforce
8 Professional Education
9 Language and Communication
10 Leadership to Advance Cultural Competence

（NASW 2024）

◆不可視化される子どもの声を聴く枠組み構築の役割を認識することが求められる

14

2 Self-Awareness

子ども家庭に関わる者の認識変容が重要

2023年3月、兵庫県の高校の卒業式で「コーンロウ」のヘアスタイルで出席した男子生徒が、その髪型を理由として、元々予定されていた場所とは違う座席で卒業式に参加することを求められた

「外国にルーツを持つ子どもたちの学校における髪の毛にまつわる経験についてのアンケート調査」（東京弁護士会　2023）

外国にルーツのある子どもたちは、髪に関連して、
・色が明るいため、地毛証明書の提出を求められた
・編み込みの禁止
・縮毛矯正がパーマをかけてはいけないという校則に反するとの理由で注意を受けた
・縮毛矯正をするよう言われた
などを経験。容姿に関連するいじめを経験している事例も明らかに

“生まれつきの身体的特徴、生物学的特徴を校則というルールのもとコントロールしないでください。眼の一重を二重にしてこいとは言わないじゃないですか…二重を一重にしてこいとは言わないじゃないですか…”

15

Standard 6. Empowerment and Advocacy

・文化の違いがもたらす固有の困難
- 子どもであり、移住者であるという2重の壁
- 日本社会がもつ家族・子どもへのまなざし

・ アドボカシーを通じた意見表明の機会の保障
- 大人が語る子どものニーズではなく子どもが語るニーズを聴く
- データ収集の方法の見直し

16

Standard 8. Professional Education

- 外国人支援コーディネーターでは文化的コンピテンシーを盛り込んでいる
- 現在わが国で行われているソーシャルワーク教育に欠けている文化的コンピテンスに関する学びの機会
  → 社会福祉士教育、その他の専門職教育（スクールソーシャルワーカー養成課程等）で文化的コンピテンシーを扱う必要性

カリキュラム全61時間に「多様な背景をもつ外国人への相談支援」「異文化理解等」（7時間）を配置

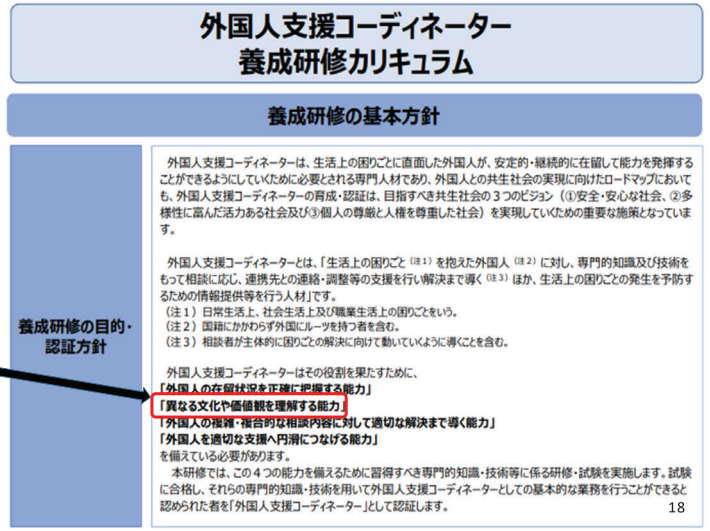

今後の展望・期待

- 日本語教育確保推進法（2019年）の実践への反映
- ヤングケアラーの事例の一部に外国人の子どもを位置づけ
- 「外国人支援コーディネーター」育成（2024）等との連携
- 外国人施策への注目と発信
  （在留資格のない外国人の子に「在留特別許可」認める方針　等）
- こども家庭庁、こども基本法、児童福祉法の改正
  ：多様な文化的背景をもつこども家庭への言及が必要
- 実践における「多文化背景をもつ子ども」の観点の検証・修正

【文献・資料】

法務省（2023）「令和5年版犯罪白書　第9章第4節　外国人非行少年の動向と処遇」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00127.html
南野奈津子（2024）「社会的養護のもとで育つ外国ルーツの子どもたち」『教育と医学』822, 48-55
みずほ情報総研株式会社（2021）「厚生労働省 令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究報告書」 https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000863977.pdf
文部科学省（2023）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」
https://www.mext.go.jp/content/20230113-mxt_kyokoku-000007294_2.pdf
日本社会福祉士会(2024)「非正規滞在外国人の実態調査」 R5tabunkahoukokusho.pdf (jacsw.or.jp)
Platform For International Cooperation on Undocumented Migrants（PICUM）（2020）「FAQ　UNDOCUMENTED　CHILDREN」
https://picum.org/wp-content/uploads/2023/08/FAQs-Undocumented-Children.pdf
千年よしみ（2023）「外国ルーツの子どもと家族の多様性 – 生活困難と親の就労 – 第128回労働政策フォーラム（2023年10月13日～19日）外国にルーツを持つ世帯の子育てと労働を考える配布資料」
出入国在留管理庁（2023）「在留外国人統計」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html
出入国在留管理庁「外国人との共生に関する意識調査（日本人対象）－調査の概要－」
https://www.moj.go.jp/isa/content/001416008.pdf
出入国在留管理庁（2024）「外国人支援コーディネーターカリキュラム」
https://www.moj.go.jp/isa/content/001415646.pdf
Siân Thomas, Andy Jolly and Lisa Goodson(2018) "It was like they cut off all my　dreams": Emotional health and　wellbeing of undocumented children in London. University of Birmingham & Institute for Research　into Superdiversity.
https://www.barnardos.org.uk/sites/default/files/2020-11/FINAL_Thomas%2C%20Jolly%20and%20Goodson%20%282018%29%20Undocumented%20Children%20in%20London%20and%20their%20Emotional%20Health%20and%20Wellbeing%5B1%5D%5B1%5D.pdf
特定非営利活動法人 北関東医療相談会（2022）「―生きていけない―追い詰められる仮放免者 仮放免者生活実態調査報告」
https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/seikabutsu/2021/20210201091-02-01.pdf

2024年6月30日　日本ソーシャルワーク学会第41回大会
学会企画シンポジウム「文化的来ピテンスとソーシャルワーク～国籍・在留資格を超えて～」

“避難民”の共通性と個別性
～ソーシャルワークの視座から

公益財団法人横浜市国際交流協会
多文化共生推進課　門 美由紀
m.kado@yoke.or.jp

公益財団法人 横浜市国際交流協会 YOKOHAMA ASSOCIATION FOR INTERNATIONAL COMMUNICATIONS AND EXCHANGES (YOKE)
Українське кафе "ДРУЗІ" ウクライナ交流カフェ ドゥルーズィ Ukrainian community café

横浜市に暮らす外国人住民　117,922人
約170か国地域（人口の約3.13%）
2024年3月末現在

（人）

1	2	3	4	5
中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール
43,145	12,467	11,835	9,223	6,836

6	7	8	9	10
インド	台湾	インドネシア	ブラジル	米国
3,764	3,043	3,023	2,793	2,775

<参考>在留資格別　2024年3月末現在

1 永住者	34.0%
2 技術・人文・国際業務	13.3%
3 家族滞在	11.4%
4 留学	6.4%
5 特別永住	6.0%
6 定住者	5.2%
7 日本人の配偶者	4.8%

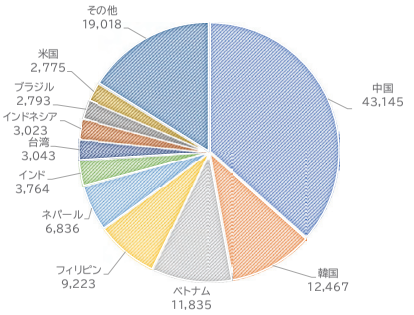

横浜市統計資料をもとに作成

横浜市の国際政策および多文化共生の推進

横浜市国際戦略（2021年2月改定）
基本目標：未来へつなぐ国際都市・横浜
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kokusai/sonota/guideline.html

「横浜市多文化共生まちづくり指針」～創造的社会の実現に向けて～（2017年3月策定）
基本目標：「多文化共生による創造的社会の実現」
施策の方向性：
方向性1　外国人が認められ活躍できる「機会を創りだす」
方向性2　誰もが活動・認め滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」
方向性3　外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/machishishin.html

「横浜市中期計画2022～2025」
政策11　多文化共生の推進
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html

図表4-2-1　地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

地域共生社会の実現が、こんにちの地域福祉のテーマ

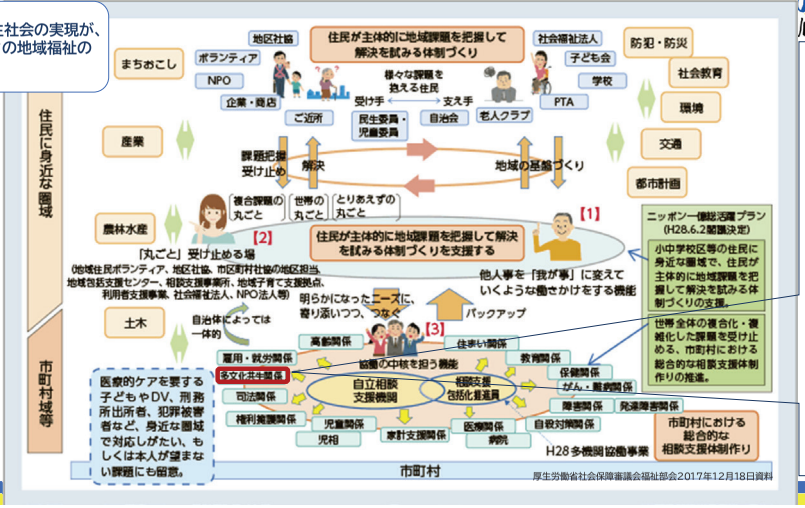

多文化共生関係として位置づけ

【参考】多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省2006より抜粋

公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE・ヨーク)

- 横浜市の外郭団体(1981年設立)
- 総務省認定の地域国際化協会
- ミッションステイトメント:私たちは、国際都市横浜の歴史的・文化的特性を継承しつつ、異なる文化や価値観をともに認め、尊重し合える豊かな社会づくりを目指します。
- 事業体系
  - 多文化共生のまちづくりを支援する事業
  - 在住外国人の自立を支援する事業
  - グローバル人材育成を支援する事業
  - 国際協力・交流に関する施設を管理運営する事業

＜活動拠点＞
市内5か所(西区・中区・南区・鶴見区)

5

YOKEが目指す多文化共生
中期4か年計画(2022～2025)

施策1	地域多文化共生を「ささえる」 在住外国人や地域への支援
施策2	人と人を「つなぐ」 地域や学びの場におけるつながり
施策3	相互理解を「ふかめる」 お互いの国の文化、国際的な課題への理解を深める
施策4	外国人が「かつやくする」 各分野で外国人が社会参加し活躍する環境づくり
団体運営	政策を進めるにあたって土台となる持続可能な団体運営の取組

https://www.yokeweb.com/wp-content/uploads/2022/09/YOKE_chukikeikaku_2022_2025.pdf

横浜の生活で困っていることや心配なこと

令和元年度横浜市外国人意識調査(横浜市国際局)

1	日本語の不自由さ	29.8%
2	病気になったときの対応・病院で外国語が通じない	19.3%
3	自分または家族の健康	14.7%
4	災害時・緊急時の対応	14.6%
5	子どもの教育	14.5%

7

母国で暮らしていても困っていた・・・？
―海外で暮らすなかで、ニーズが発生した時に自助努力では解消困難になりがちな理由

・母国にいるときに比べ、そもそも生活の状態が低位にある
・さらに社会資源・ネットワークが限定的(特に人的ネットワーク)なことが多い
・災害等突発的な出来事の際に、外国人住民の脆弱性(バルネラビリティ)が顕在化

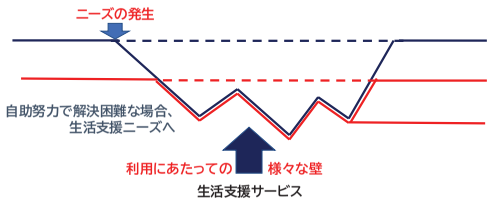

外国人住民に生活課題が生じる背景

門作成

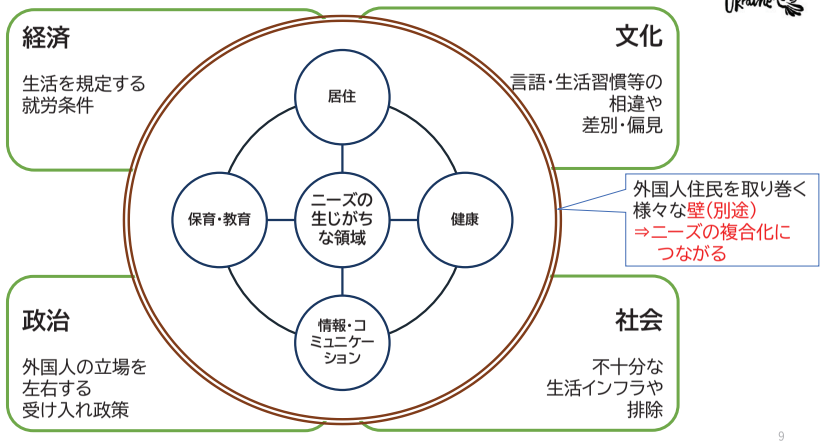

多文化共生をすすめる、生活を支える2つのセンター

横浜市多文化共生総合相談センター

（横浜市委託事業）

・ワンストップセンター
・市内在住外国人に総合的な情報提供・相談対応を行う拠点
・2019年8月開設
・11言語対応
相談件数のべ5,521件
（2022年度）

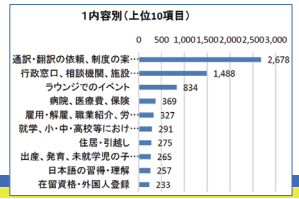

よこはま日本語学習支援センター

・地域日本語教育の総合的な体制づくりを進める基盤となる拠点
・外国人住民の日本語習得支援のための拠点
・2020年8月開設

目標：こどもから大人までの切れ目のない地域の日本語教育の支援、総合的な推進

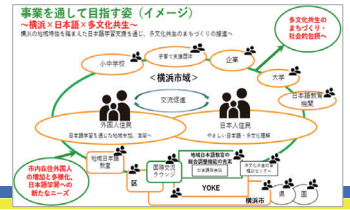

国際交流ラウンジ―相談・情報・ 交流等

地域の国際交流・多文化共生の拠点

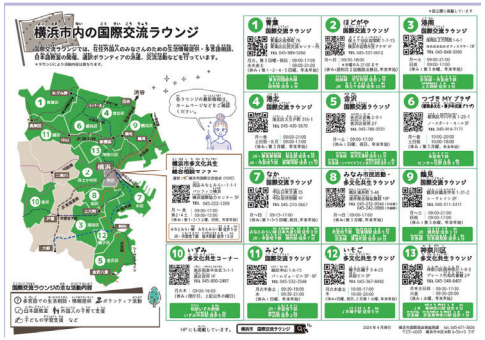

地域日本語教室

―家の近くで、職場の近くで日本語を学ぶ、仲間を作る

市内にはボランティア団体やNPOによる日本語・学習支援教室が約140

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/internationallounge.html

ウクライナ避難民の受け入れと支援

- 日本にいるウクライナ避難民：2,082人
- 神奈川県：172人
- 横浜市：約132人
  - 子ども連れの女性、高齢者が中心
  - 市内在住ウクライナ人の合計は269人

（2024年3月31日現在）

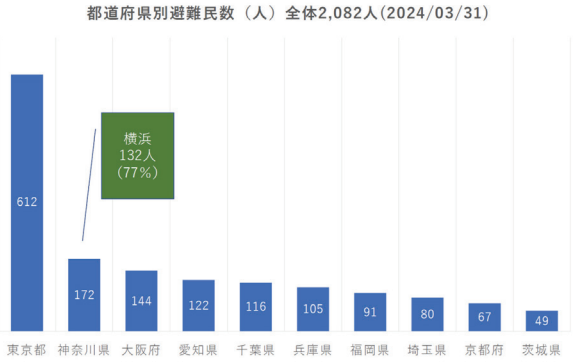

横浜市提供

オール横浜 支援パッケージ

2024.4現在

一時滞在施設提供
- ✓ 海外からの来浜直後２～３週間程度一時滞在用の施設（食事付）
  ※事業終了

生活スタート支援
- ✓ 在留資格変更・区役所窓口手続
- ✓ スマートフォンを1年間無償貸与
  ※新規受付終了

医療サービス
- ✓ 医療ニーズの把握
- ✓ 必要な医療サービスへの繋ぎ

YOKEは相談窓口、交流拠点、日本語学習支援を市より受託（2022年度～）

生活に係る費用
- ✓ 日本財団様のご支援をご案内
  ※新規受付終了
- ✓ 似島国際奨学財団様のご支援をご案内　生活費　20歳以上8万円・20歳未満4万円/月一人　※支援条件有

Unite FOR Ukraine

住居・家具・家電
下記新規受付終了
- ✓ 市営住宅を1年間無償提供（家具・家電等整備）
- ✓ 最長３か月間滞在できる民間の賃貸住宅等をご案内（海外からの転入時のみ）

滞在の長期化傾向に伴い支援も変化

日常生活の支援
- ✓ 就労を希望する方への支援
- ✓ 弁護士による法律相談

就学・日本語支援
- ✓ 小中学校への就学支援
- ✓ 無償を基本とした就学援助
- ✓ 日本語指導等による学習支援
- ✓ 日本語教室・通訳翻訳機の提供

ウクライナ交流カフェ
- ✓ ウクライナ避難民等の交流拠点
- ✓ 企業等の皆様による支援を繋ぐ

協　力（五十音順、敬称略）　神奈川県弁護士会、KDDI㈱南関東総支社、劇団プレイバッカーズ、JICA横浜、Japan Immigration Lawyers Association (JILA)ウクライナ避難民支援チーム、（公財）似島国際奨学財団、（公財）日本財団、㈱ノジマ、ハローワーク横浜、富士通㈱、（公財）横浜国際交流協会（YOKE）、横浜桜木町ワシントンホテル、横浜商工会議所、（公財）横浜YMCA、㈱レオパレス21、その他 市民・市内企業等の皆様等

ウクライナから避難してきたみなさんが、横浜で安心して暮らせるように…

YOKE のウクライナ避難民支援

2022 年 2 月 24 日に始まったウクライナ侵攻により、多くのウクライナ人が命を失い、負傷する事態が続いています。このような状況の中、横浜市では市民・企業・民間団体等と力をあわせて、オール横浜で避難民のみなさんの安全・安心な生活を支援しています。YOKE はこれと連携し、避難民のみなさんの支援にあたっています。

YOKE では横浜市から次の支援事業を受託し運営しています。

支援体制の強化

ウクライナ避難民の支援は YOKE にとって前例のない事業です。これまでの在住外国人のみなさんへの相談対応などで蓄積した知識と経験を基に、組織間の連携・協力と日々の情報共有により、一つひとつ課題解決にあたっています。また、ウクライナ出身のスタッフからの避難民のみなさんの立場にたった意見を反映するとともに、外部専門家によるメンタルケアの勉強会など研鑽に努めています。

『ヨークピア』2022年10月号　https://www.yokeweb.com/yokepier/#toc1

ウクライナ避難民支援相談窓口

YOKE では平時より在住外国人のみなさんからの相談に対応する「横浜市多文化共生総合相談センター」を運営していますが、横浜市では、2022 年 3 月、この相談センターと市内 11 か所の「国際交流ラウンジ」を「ウクライナ避難民支援相談窓口」と位置づけました。
相談センターには、新たにウクライナ語を話せるスタッフを配置するとともに、外部専門家の助言や関係機関・団体の協力を得ながら、避難民のみなさんの相談に応じています。
また、母語による情報提供として、生活案内や関係機関窓口の紹介を作成するとともに、8 月にはウクライナ語・日本語による避難民支援ウェブサイトを開設しました。

日本語学習の支援

避難民のみなさんが、日常生活に必要なことばや文化習慣等を学ぶお手伝いをしています。支援にあたっては、地域で日本語学習を支援されている方等の協力も得ることで、日本語学習を通じて知り合いが増え、地域社会での共生につなげます。

ウクライナ・カフェ「ドゥルーズィ」の運営

避難民のみなさんが、母語で情報交換し、安心して交流できる拠点を運営しています。この拠点は、日本語学習や就職支援セミナーなどさまざまな支援やイベントの場にもなっています。

来日からの支援の流れと広がり

実際には、メンタルヘルスを含む健康、仲間づくり、日本語学習、就労が2年間の支援の中心（直接支援及び、共通性へのアプローチ）

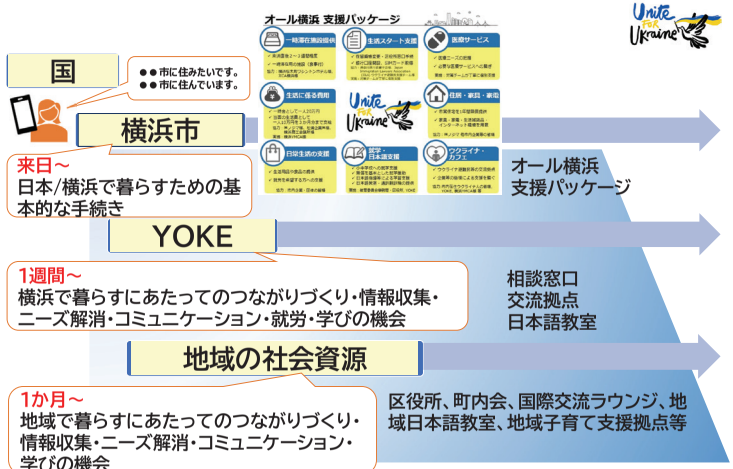

2022/6/30 緊急連続講座『地域が難民を受け入れるということ』第5回：避難民受入れの「流れ」と避難民をとりまく支援の「体制」主催：さぽうと21 事例報告：公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）門美由紀

避難民支援のネットワーク

2年を経て、避難民と社会資源とのつながりは徐々に広がりを見せ、一部深まりも⇒徐々に個別性が見られるように

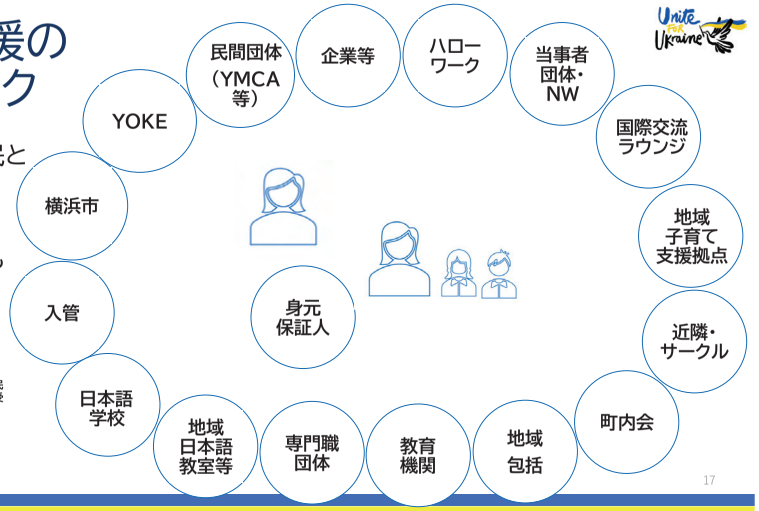

2022/6/30 緊急連続講座『地域が難民を受け入れるということ』第5回：避難民受入れの「流れ」と避難民をとりまく支援の「体制」主催：さぽると21 事例報告：公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）門美由紀 を基に2024年5月改変

17

ウクライナ避難民の個別性と共通性
ー支援を通して見えたことと課題

【共通性】
避難民として
様々な壁の存在
世代ごと

【個別性】
出身地域
来日背景・目的
世帯構成
母国／日本の家族・親族
一人一人異なる壁の高低
ニーズ

避難民からの相談、日々のコミュニケーション、現況調査等を通して状況を整理、事業を企画・実施

【課題】
- 一人一人の個別性
- どのように寄り添い、支援を行っていくか
- 直接支援と間接支援
- 自立支援（依存的自立を含む）を中心に置いた事業展開の時期
- この経験は他の難民・避難民支援、また多文化共生施策に反映することは可能なのか

多文化の背景を持つ人たちを取り巻く壁と多文化ソーシャルワーク実践における構成要素

門作成

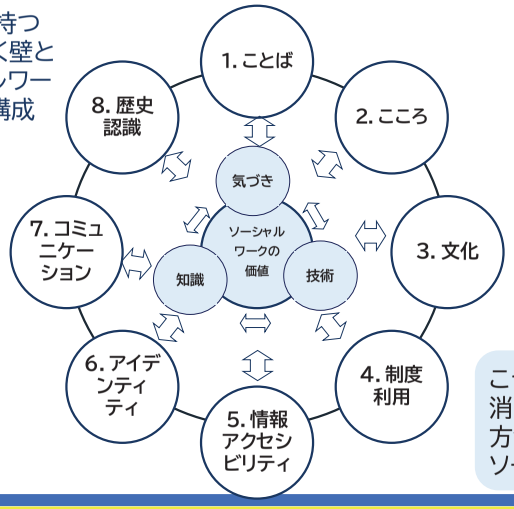

「壁」によって、
ーその人らしさが出せなくなる
ーその人らしく生きられなくなる
＝その人の「福祉」が脅かされている状態

こうした状況の改善、解消に向けた支援の方策・方法としての社会福祉・ソーシャルワーク

事例－共通性、個別性

1. ことばの壁
- アルファベットではなくキリル文字
- 英語はほとんどわからない世代
- ロシア語の方が話しやすい世代・出身

2. こころの壁
- 惨事ストレス対応の必要
- 差別、偏見

3. 文化の壁
- 生活習慣・生活環境の違い

4. 制度利用の壁
- 自分の国にはない制度ー制度の存在を知らない、制度の内容が違う
- 来日時期により制度が適用されない

5. 情報アクセスの壁
- ウクライナ語対応の情報が少ない

6. アイデンティティの壁

7. 親子間コミュニケーションの壁
- 子どもは日本の学校・日本語等環境に慣れていく
- 別居していた成人親子が同居することの難しさ

8. 歴史認識の壁
- ウクライナについて歴史的背景も始め知っている人が少ない

2024年度
ウクライナ避難民等支援事業へ

相談窓口・交流拠点の一元化
- 避難民が暮らす地域で、地域の人々と共に生活していく
- 避難民が地域社会でできることを増やしていく

キーワードは「自立支援」
地域とつながる

支援の対象を広げる

取組
- 社会制度や生活にかかわるセミナー（就労支援、健康相談会、ライフプランニング等）
  ⇒内容により避難民以外の方も対象に
- 地域の国際交流ラウンジ、地域ケアプラザ、市民団体との連携や協力
- 避難民が活躍する機会の創出
- スタッフ研修も継続

相談窓口

2022～2023年度

ウクライナ語による相談・通訳・翻訳・申請補助・同行等
カウンセリング：週1日
教育相談：週2日（2022年度）

健康
- 健康相談会
- 医療通訳

2023年7月以降の展開：避難民の心理的ケアは第2フェーズへ。生活にまつわるストレスに対するカウンセリングも実施

就労
- 市、ハローワークとの共催による説明会、相談会

ウクライナ語による情報提供
- ポータルサイト（ウクライナ語、日本語）
- FACEBOOK
- リーフレット／くらし方ガイド
- 情報カード（名刺大）

2024年度

ウクライナ語による相談・通訳・翻訳・申請補助等

各種行政セミナー、生活セミナー

ウクライナ語による情報提供
- ポータルサイト（ウクライナ語、日本語）
- FACEBOOK
- くらし方ガイドの多言語版作成

地域関係団体とのつながりづくり

2022年度には社会福祉士・精神保健福祉士・日本語教師によるスーパーバイズも

22

日本語教室・日本語ワークショップ

2022～2023年度

日本語を学ぶのが初めての人のための教室（会場開催）
仕事の日本語を学ぶ教室（オンライン開催）
日本語・日本文化ワークショップ
集住地域での日本語教室

地域日本語教室での学習
日本語学校

2024年度

日本語教室（会場開催）

講師のボランタリーなかかわりによる日本語教室
- 会話サロン（会場開催）
- 仕事の日本語を学ぶ教室（オンライン開催）

地域日本語教室での学習
日本語学校

23

交流拠点ーウクライナ交流カフェDruzi（ドゥルーズィ）

2022～2023年度

- 一人でもくつろげる居場所
- 出会いの場
- 母語での交流・情報交換
- ウクライナコーディネーターによる傾聴・サポート
- 各種プログラム開催
  - ケースワークにとどまらない
  - グループワーク、コミュニティワーク
- 心と体のケア
  - ヨガ、セルフ・ペアマッサージ
  - 若者外出企画・親子ミュージッククラス
  - 母親のためのおしゃべり会
- 企業等からの申し出企画の協力

2024年度

- 生活セミナー
  - ライフプラン
  - 防災
  - 交通　等
- 地域での／との／へのプログラム協力・共催
- 自主企画開催支援を通したエンパワメント
  - 茶道
  - キャッシュフローゲーム

24

支援を通した社会福祉／ソーシャルワークの再考

平和と人権　そして、社会正義

【一人一人の声と経験、専門性】

- ウクライナ避難民
- 避難民の家族・親族、身元保証人
- ウクライナにつながる方たち
- 市内、国内企業
- 横浜市民
- NPO、NGO、ボランティア団体
- メディア
- 国内地方自治体、国際交流協会等

【スキル】

- 課題把握
- 事業構築
- 企画
- コーディネーション
- 連携と協働
- ピアサポート
- 既存取組での経験の活用

【ソーシャルワーク的視点】

- 当事者主体
- 個別性
- ストレングス視点
- エンパワメントアプローチ
- (多文化)ソーシャルワーク
- 空間軸と時間軸、ミクロ-メゾ-マクロ
- コミュニティ・ソーシャルワーク
- 政策・制度・援助を視野に

多様性を尊重し、異質性をどう架橋していくか

文化的コンピテンスのあるソーシャルワークの在り方の検討へ

エスニシティに配慮したソーシャルワークの体系化へ向けた課題(門2016)

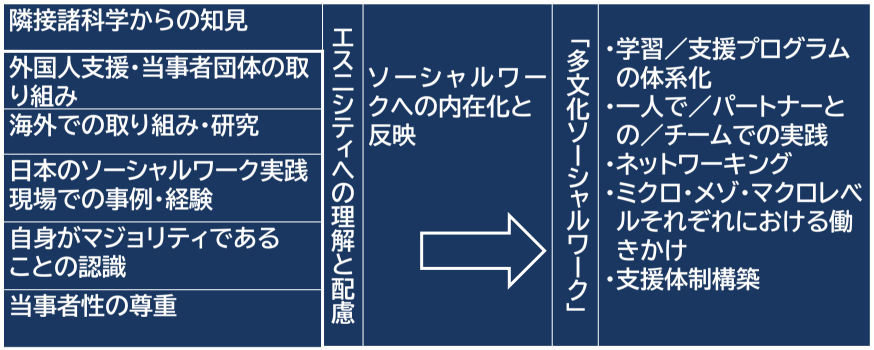

「エスニシティに配慮したソーシャルワーク実践-充実に向けての取り組みと課題-」
ソーシャルワーク研究所『ソーシャルワーク研究Vol.42 No.2』、2016

全体プログラム　　閉会式

司会　杉野 聖子（江戸川おおたかの森専門学校）

閉会あいさつ（学会）

保正 友子（日本福祉大学）

閉会あいさつ（実行委員会）

田上 明（一般社団法人　東京都医療ソーシャルワーカー協会）

次年度開催校あいさつ

自由研究発表

【1 日目】自由研究発表　　第 1 分科会

司会：横山 登志子（札幌学院大学）　会場 1 － 102 教室

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	16：15～16：45	○安井 優子（上智大学） 「混合研究法による医療ソーシャルワーカーの Spiritual Sensitivity の検証 ―Spiritually-Sensitive-Social Work の実践に向けて―」
2	16：45～17：15	○間嶋 健（健康科学大学） 「個別支援のソーシャルワークにおけるエビデンスの機能とその活用に関する一考察 ―Evidence Based Practice の枠組みを通して―」
3	17：15～17：45	○篠崎 ひかる（立教大学） 「再犯防止推進施策における犯罪をした人等への「支援」に関する考察 ～ソーシャルワークの視点から～」

【1 日目】自由研究発表　　第 2 分科会

司会：白川　充（仙台白百合女子大学）　会場 1 － 103 教室

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	16：15～16：45	○齊藤 都子（三島北区地域包括支援センター） 「地域包括支援センターにおける虐待予防 ～効果的なアプローチと予防的支援～」
2	16：45～17：15	○小川 幸裕（弘前学院大学） 「独立型社会福祉士によるコーディネート活動の構造と関連要因」
3	17：15～17：45	○口村 淳（岡山県立大学） 「ショートステイ生活相談員の予約業務および稼働率管理の実態 ―短期入所生活介護事業所へのアンケート調査を通して―」

【1 日目】自由研究発表　　第 3 分科会

司会：大谷 京子（日本福祉大学）　会場 1 － 104 教室

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	16：15～16：45	○植田 嘉好子（川崎医療福祉大学） 「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の方法 ―アクションリサーチによる研修モデル構築に向けて―
2	16：45～17：15	○鈴木 美乃里（株式会社 LITALICO パートナーズ） 「AOP（Anti-Oppressive Practice）の理念に基づいた就労移行支援事業所における実践 ～障害者雇用を取り巻く社会的抑圧に対するソーシャルアクションに関する研究」
3	17：15～17：45	○小林 麻衣子（社会福祉法人相模原市社会福祉事業団） 北澤 和美（社会福祉法人相模原市社会福祉事業団） 「主任相談支援専門員による相談支援専門員の人材育成に関する研究 ～地域課題解決に向けた相模原モデルの相談支援専門員研修実施から～」

【2 日目】自由研究発表　　第 4 分科会

司会：川島 ゆり子（日本福祉大学）　会場 1 － 103 教室

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	14：15～14：45	○岸本 尚大（東京都立大学大学院博士後期課程） 菅野 花恵（米国バルドスタ州立大学） 和気 純子（東京都立大学） 「社協職員による外国人支援・協働実践に関する予備的検討 ―「文化的コンピテンス」着目した実証研究にむけて―」
2	14：45～15：15	○安藤 幸（関西学院大学） 「福祉を学ぶ外国人生徒の地域理解とエンパワメント ―フォトボイスから地域共生社会実現に向けたソーシャルワーク・アプローチの展開へ―」
3	15：15～15：45	○黄 慧娟（同志社大学大学院博士後期課程） 「中国のソーシャルワーク実践における文化的課題に関する検討 ―ソーシャルワーカーへのインタビューを通して―」

【2 日目】自由研究発表　　第 5 分科会

司会：岡田 まり（立命館大学）　会場 1 － 104 教室

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	14：15～14：45	○章 琦（東京工業大学） 「ソーシャルワーカーの政治参加に関する文献研究 ―欧米諸国ソーシャルワーカーを中心に―」
2	14：45～15：15	○菅野 花恵（バルドスタ州立大学） 「アメリカのソーシャルワーカーが経験するクライエントバイオレンス ―安全な職場環境を構築するために―」
3	15：15～15：45	○宮崎 理（明治学院大学） 「ソーシャルワークにおける「インターセクショナリティ」（交差性）概念の再考 ―在日朝鮮人女性の活動からの示唆―」

第　1　分　科　会

混合研究法による医療ソーシャルワーカーのSpiritual Sensitivityの検証

ーSpiritually-Sensitive-Social Workの実践に向けてー

○　上智大学総合人間科学部社会福祉学科　安井優子（会員番号0915）

キーワード：スピリチュアリティ、Spiritual Sensitivity、Spiritually-Sensitive-Social Work

１．研究目的：本研究の目的は，混合研究法を用いて医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker,以下MSW）のSpiritual Sensitivityとは何かを明らかにすることである．それによりスピリチュアリティを含めた全人理解に基づいたソーシャルワーク（以下 SW）実践及び教育に必要な提言を行うことが本研究の意義である．日本では2020年6月改定の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」で漸く新たな原理として，スピリチュアリティの文言が追加され，ソーシャルワーカー（以下 SWr）が前提とする人間観は，スピリチュアリティを含めた全人的人間理解であることが明示された(日本ソーシャルワーカー連盟2020)．しかし，これまで日本のSW研究では，スピリチュアリティに関する研究自体が数少なく，SSSW 以前に，スピリチュアリティや Spiritual Sensitivity とは何かについても，十分議論されているとは言えない状況にある．

そのような人間観に依拠する対人援助職として，SWrがまずは全人である自己のスピリチュアリティに気づき，自己覚知できることは，援助過程全体を通して，クライエント（以下 CL）のスピリチュアリティへの気づきや理解を深めていけることにつながると考える．また，CL のスピリチュアルなストレングスにも着目し，それをエンパワメントしていくことができれば，CL の変化や成長を通し，問題解決へと導く可能性にもつながると考える．スピリチュアリティを含めた全人としての人間理解に基づく実践である SSSW の実践に向けて，スピリチュアリティに加え，これまで明らかにされてこなかった，Spiritual Sensitivityについて明らかにすることで，SWrが自己とCL,双方のスピリチュアリティ，スピリチュアルなストレングスへの認識を深め，死も含めて，互いがともに生きていく力を支えることに貢献したいと考える.今回の発表では，混合研究法（フェーズ1質的研究【QUAL】＋フェーズ2量的研究【QUAN】）のうち，フェーズ2の量的研究【QUAN】の結果について報告する．

２．研究の視点および方法：本研究では，研究者自身の哲学的前提としてプラグマティズムの立場から，混合研究法を採用する．今回フェーズ 2 の【QUAN】のリサーチ・クエスチョン「MSW の Spiritual Sensitivity とはどのような構成概念から成るのか」を明らかにするために，仮説 A・B を設定した．仮説 A は「MSW の Spiritual Sensitivity は，以下の 18 の構成概念から成る．①死生観，②人間を超えるものとのつながり，③全人理解，④限界，⑤人間を超えるものへの信頼，⑥共感的関係，⑦CL の意味探求への関わり，⑧多様性，⑨生きがいとしての SW，⑩使命としての SW，⑪自己存在の探求，⑫人間存在の探求，⑬全体的環境，⑭葛藤，⑮宗教的サポート，⑯利他性，⑰自然との調和，⑱宗教性」である．仮説 B は，Spiritual Sensitivity と個人的経験との関連に関するものであり，以下の B-1 から B-6 の 6 項目はそれぞれ Spiritual Sensitivity と関連があると設定した.「B-1 至高経験」,「B-2 どん底体験」,「B-3 いのちに関わる病気や怪我（1 人称）の経験」,

「B-4 大切な人の死（2 人称）の経験」,「B-5 CL の死（2.5 人称）に関わる経験」,「B-6 スピリチュアリティの研修会への参加経験」.【QUAL】の結果，発想された Spiritual Sensitivity の構成概念をふまえて（安井 2021）調査票を作成した．内容的妥当性を検討し，18 概念 53 項目から成る Spiritual Sensitivity 尺度を作成した．調査対象者は，公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会会員で，現在緩和ケア・終末期医療の業務に従事する MSW である．2022 年 1 月に質問紙調査を実施した結果，調査対象者 4,020 人中，1,009 人から回答が得られた（回収率 25.4%）.有効回答は 911 であった．

３．倫理的配慮：本調査は，関西学院大学「人を対象とする行動学系研究」倫理審査部会の承認（承認番号 2021-66），及び公益社団法人医療ソーシャルワーカー協会倫理審査委員会の承認（名簿使用承認第 21-02 号）の下，調査対象者には調査目的・概要，調査は任意で，協力しない場合も不利益を被ることは一切ないこと，プライバシーの保護等について説明し同意を得た上で実施した．尚，本報告について開示すべき利益相反（COI）はない．本抄録は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程・研究倫理指針に基づき作成している．

４．研究結果：仮説 A については，探索的因子分析の結果，最終的に尺度は 7 概念 38 項目となり，MSW の Spiritual Sensitivity の構成概念は「共感性」,「超越性」,「全体性」,「宗教性」,「SW への使命感」,「意味指向性」,「限界の自覚性」の 7 因子であることが明らかとなり，尺度の信頼性が確認された．また仮説 B ついては，従属変数を「Spiritual Sensitivity 尺度合計得点」，独立変数を「個人的経験に関する 6 変数」と設定し，重回帰分析を実施した結果,「大切な人の死」（β =.099, t = 2.499, p =.013）,「CL の死」（β =.098, t = 2.454, p =.014),「どん底体験」（β =.136, t = 3.299, p =.001）,「至高経験」（β=.172, t = 4.282, p <.001),「スピリチュアリティ研修」（β=.132, t = 3.237, p =.001)と従属変数に有意な正の関連がみられ，独立変数のなかでは「至高経験」（β =.172, t = 4.282, p <.001)が最も Spiritual Sensitivity に影響していることが明らかとなった．さらに因子分析で抽出された 7 因子を従属変数，個人的経験に関する 6 変数を独立変数に設定し，重回帰分析を実施した．その結果,「共感性」,「宗教性」,「SW への使命感」,「意味指向性」には,「至高経験」（β=.222, t = 5.254, p <.001，および，β=.107, t = 2.534, p =.012，および，β=.243, t = 5.797, p <.001，および，β=.110, t = 2.548, p =.011)が最も影響し,「全体性」,「限界の自覚性」には「どん底体験」（β=.166, t = 3.878, p <.001，および，β=.147, t = 3.292, p =.001)が,「超越性」には「スピリチュアリティ研修」（β=.138, t = 3.294, p =.001)が最も影響していることが明らかとなった．

５．考察：今回導き出された Spiritual Sensitivity の構成概念の下位項目 38 項目中，先行研究から加えた 11 項目以外の 27 項目は，【QUAL】の結果を基に発想された項目である．【QUAL】で，長年緩和ケア・終末期医療に携わるエキスパートの実践経験に裏打ちされた語りから得た発想を，【QUAN】に組み込み，検証し確認するという一連の手続きを経て導き出された Spiritual Sensitivity の 7 つの構成概念（38 項目）は，質的・量的どちらか一方のアプローチからだけでは得られなかった結果であると考える．

個別支援のソーシャルワークにおけるエビデンスの機能とその活用に関する一考察

ーEvidence Based Practiceを枠組みとしてー

○　健康科学大学　　氏名　間嶋　健（0867）

キーワード：Evidence　Based　Practice、意思決定理論、実証研究

１．研 究 目 的

近年ソーシャルワーク領域においても実証研究の知見が多く発表されている。しかし、実践においてそれらがエビデンスとして効果的に活用されているかという点では課題が残ると思われる。EBP は、「効果が実証された介入方法を用いること」という認識が一部に広まったことにより、「RCT 至上主義」ともいうべき誤解が存在する。EBP が介入局面に限られたアプローチではないことや、したがって、RCT が常に至上の研究法とはいえないということは自明である。しかし、誤解が広がった分だけ、多様な研究法による知見をどのように実践に活用するかという議論は十分になされているとはいえない。そこで、本研究では、効果研究を含めた多様な研究法による知見が実践にどのような機能を持ちうるのかという点や、どのように活用し臨床判断を下すのかという点を検討する。

２．研究の視点および方法

RCT のように対象や方法を厳密に統制することで、統計学的な一般性の確保を図る研究法もあるが、質的研究法や事例研究による知見のように、知見の一般性が不明確な研究法もある。こうした中でのエビデンスの活用方法について明確にされる必要がある。

こうした検討は、実証研究の特性に規定されると考えられ、実証研究手法がもたらす知見の類型化を試みる。

３．倫理的配慮

本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。また、本報告は、人を対象とした研究ではなく、文部科学省の示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を参照し、研究倫理に抵触をしないこと、および、開示すべき利益相反（COI）が生じないことを確認している。

４．研 究 結 果

まず、エビデンスの機能について検討する。ソーシャルワーク領域においてよく用いられる研究法を参照し、そこから得られるエビデンスの機能としては、①「操作性の獲得」、

②「基準の獲得と評価」、③「相互関係性の把握」の3点が分類された。

①については、エビデンスは未知の現象を明確にし、操作可能性を確保する機能のことである。また、②はエビデンスをもとにして、判断や評価を行う際の基準を獲得しうるということである。そして、③はエビデンスを活用することで、相互関係性の把握を可能にすることである。

また、これらのエビデンスの機能をどのように実践で活用するのかという点については、まず、「アナロジカルに実践に適用する」ことが求められる。エビデンスを機械的に実践場面に適用するのではなく、アナロジカルな思考によって知見の中の一般性を見出し、他事例に応用することが求められるということである。そして、知見の一般性が不明確であることを前提として、その知見に基づく行動を実施した際の、リスクや、メリット、コストといった意思決定を行う要因を検討することが必要である。こうした検討によっては、必ずしも厳密に統制された知見ではなくとも、「臨床的な専門判断」を下すことに寄与しうると考えられる。

そして、本報告では、エビデンスや、対象者の選好、所属機関における制約等の諸要素を総合させて、「臨床的な専門判断」を下すための思考について議論する。

５．考 察

本報告により、多様な研究方法の知見がエビデンスとしてどのような機能を有し、それをどのように活用するかということが示された。これにより、これまでに産出された多くの実証研究が実践に還元される理論的な道筋が開かれたと考えられる。あるいは、すでに一部の実践者によって行われている、実践における科学的知見の活用方法が説明可能となったと考えられる。

本研究は、Evidence Based Practiceの枠組みでは、step3（エビデンスの活用）～step4（実践への適用）に該当する。「臨床的な専門判断を下す」際に、ソーシャルワークの価値や、対象者の嗜好、組織の関心、現実的な制約、等の様々な要因の中で一定の判断を下す際の思考の機序については、まだ課題を残すと考えられる。

※本報告は間嶋(2024)の一部を加筆・修正されたものである。

引用文献

間嶋健（2024）『介護老人保健施設の退所支援におけるソーシャルワーク～エビデンスを活用する実践』中央法規出版.

再犯防止推進施策における犯罪をした人等への「支援」に関する考察

－ソーシャルワークの視点から－

○　立教大学　　篠崎　ひかる（1096）

キーワード3つ：犯罪をした人への支援、再犯防止、ソーシャルワーク

１．研 究 目 的

2000年代半ばから、福祉的ニーズを有する犯罪をした人等の孤立や排除を背景に、「司法と福祉の連携」が進められてきた。2016年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、犯罪をした人等に対する「福祉サービスの利用の促進」、「地域による包摂」が国の計画の重点課題となっている。これらの施策の進展によって、従来は国が行ってきた刑務所出所者等に対する再犯防止推進施策が、地方自治体においても実施されることとなった。現在は、刑事司法関係機関も含め、犯罪をした人等に対する「息の長い」支援の実現を目指して釈放後の継続的な関わりや地域のネットワーク構築のための地域援助が行われている。これらの再犯防止を目的とした施策における「支援」の広がりがもたらす影響について、ソーシャルワークの視点からの考察は十分になされていない。そこで本研究では、再犯防止推進施策における犯罪をした人等への「支援」の全体像を整理し、現在の「支援」における課題をソーシャルワークの視点から考察することを目的とする。

２．研究の視点および方法

上記の問題意識から、本研究では「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定された国の第二次再犯防止推進計画（計画期間：2023年度から2027年度）を分析対象とした。分析にあたっては、計画に定められた96施策のうち、その内容に「支援」を含むものを抽出・整理し、第二次再犯防止推進計画における「支援」のもつ課題をソーシャルワークの視点から考察した。

３．倫理的配慮

本研究は文献研究であり人を対象としたものではないが、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に基づき実施した。報告者には、開示すべきCOI関係事項はない。なお、本研究は、日本学術振興会科学研究費（課題番号：24K16559）の助成を受けて実施した。

４．研 究 結 果

本計画で定められた96施策のうち64施策において、犯罪をした人等に対する「支援」に関する記述が見られた。これらの施策を①刑事司法関係機関による継続的な関わりを拡充する施策、②地域の支援者による支援充実に向けた施策の2軸とミクロ・メゾ・マクロ

のレベルから分類したところ、その「支援」の主な内容は以下のように整理することができた。

表１　第二次再犯防止推進計画における「支援」施策の整理（報告者作成）

	①刑事司法関係機関による関わりを拡充する施策	②地域の支援者による支援充実に向けた施策
ミクロ	刑事司法関係機関による継続的な関わり	本人が釈放後地域に移行するための環境調整
メゾ	刑事司法関係機関と他機関との連携強化、地域援助の充実	地域の支援者に対する相談支援、情報提供
マクロ	刑事司法関係機関の機能充実	地域のネットワーク構築に向けた基盤整備

この結果からは、計画における「支援」の内容や対象が多岐にわたっており、「支援」とされるものの中には、個人に対する刑事司法関係機関による関わりを継続的に実施するものも混在していることがわかる。

５．考 察

研究結果から、本計画における「支援」の担い手は、地域で本人の生活課題を解決することを目的とした機関だけではなく、刑事司法関係機関も多く含まれていることがわかった。先行研究で指摘されてきたように、司法と福祉のアイデンティティの差異がある以上、「支援」と一言で言っても、その支援目的や対象者観は異なることに注意が必要となる。

本計画においては、犯罪をした人等への「自立支援」として、「息の長い」支援の実現が目標とされ、専門性の異なる担い手による「指導」「支援」「援助」といった様々な名目で本人への関わりが行われている。ソーシャルワークの視点からいえば、「息の長い」支援という考え方は、当事者を「支援対象者」として、援助「される」側に固定化してしまう懸念があり、それぞれの機関の専門性や機能に基づく役割分担が必要である。

さらに、本計画においては、「福祉的支援が必要な」受刑者等に対し、特性に応じた「指導」の一環として、福祉的支援の動機づけが行われている。しかし、刑事司法関係機関という権力や強制力を伴う環境における「指導」を通じて、福祉サービス利用への動機づけを行うことは、当事者の本意ではない福祉の利用にもつながりうる。

ソーシャルワークの倫理綱領においては、「クライエントの自己決定の尊重」や「クライエントの意思決定への対応」が求められ、クライエントが自らの人生に影響する決定に「参加」できることを重要視する。本来、犯罪をした人等に対する福祉サービスも、再犯防止を目的としたツールではなく、本人のウェルビーイングを高めるために実施されるものである。このようなソーシャルワークの倫理・価値に基づけば、単に専門家が必要と考える支援を一方的に提供するだけでは十分ではなく、本人の「自己決定」や「参加」に向けて、犯罪をした人等への「支援」のあり方を捉え直す必要がある。

第２分科会

地域包括支援センターにおける虐待予防

－効果的なアプローチと予防的支援－

三島北地区地域包括支援センター　齊藤都子（会員番号1098）

キーワード：地域包括支援センター　高齢者虐待　予防的支援

１．研 究 目 的

地域包括支援センター（以下，包括）には，虐待の兆候に気づき，虐待を未然に防ぐことが期待されている（高齢者虐待防止法に基づいた国マニュアル 2023）．しかし，高齢者虐待防止法の条文では，発見・通報といった事後対応が中心に示され，予防の方策について具体的事項は提示されていない．さらに個々の事業所で培われた実践知は蓄積されているが，予防的支援の方法は明らかにされていない．

虐待の兆候を察知できれば，虐待は予防できる可能性がある．そのためには，実践の場で，包括職員がどのような場面で兆候を感じ，予防のためにどのようなアプローチを行うべきか，明らかにする必要がある．

そこで本研究の目的は，包括の3職種（主任介護支援専門員・保健師又は看護師・社会福祉士）が高齢者虐待について，どのように兆候を把握しているのかを明らかにすることにより，予防的支援をすれば良いのか支援モデルを提示することである．

２．研究の視点および方法

本研究では，予防概念をキャプラン（Caplan,G）の理論的枠組みにあてはめて分析を行った．2023年3月1日～5月30日に，他機関に所属する委託型包括職員7名に対して，半構造化インタビュー調査を実施した．包括のエキスパート職員を選定した理由は，個々の事業所で培われている実践知，暗黙知を明らかにするには，権利擁護業務の中で，高齢者虐待防止及び対応の経験を積んでいるからである．虐待対応の実態や背景などを把握するためには，詳細な状況の想定が必要であり，適切と考えた．さらに，包括1か所あたりの年間新規虐待判断件数は，1.3件である（法に基づく対応状況調査 2023）ため，エキスパートの条件として，経験年数を概ね5年以上とした．

インタビュー時間は1回60分程度で，調査協力者の同意を得て，会話をICレコーダーで録音した．インタビュー項目は，虐待の兆候，兆候を察知してからのアプローチ，実践の場で行った予防的支援，包括のチームアプローチ等について把握することを意図して設定したものである．

調査協力者の依頼方法は，県地域・在宅介護支援センター協議会に所属して，包括に18年勤務したエキスパートから，現任者7名（主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師の資格を保有している者）との紹介を頂いた．

佐藤郁哉の質的データ分析法を参考にして，分析を行った．そして，逐語から「虐待の察知」「予防的支援」に焦点をあて，それぞれの研究協力者が語っている部分を意味のあるまとまりで抽出した．文脈の意味が損なわれないように配慮し，できる限り研究協力者の言葉を用いながら要約しコード化した．次に，コードの類似性や相違性を比較検討し，抽象度を高めながら，サブカテゴリー，カテゴリーを生成した．

３．倫理的配慮

本研究の実施にあたり，日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号：22-021）を得て，その後インタビュー調査を行った．

インタビュー調査協力者には，事前に本研究の目的，意義，方法，個人情報の保護等について文書による説明を行った．その上で，当日，調査内容に不明な点等がないかどうか口頭で確認し，同意を得てインタビューを実施した．別途，協力者には，同意書に著名を得て，調査前又は事後に回収した．なお，抄録は，「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規

程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している．また，発表者に開示すべきCOI関係事項はない．

４．研 究 結 果

第1段階「目に見えるリスク要因」は，【介護者が病気を抱えながらの介護】，【本人の身体や認知機能低下に伴う状態変化】と病気に伴う身体的・心理的変化である．また，「支援者が意識的に探るリスク要因」では，【周囲から比較され続ける兄妹の不全感】，【周りが見えない再婚熱々カップル】，【介護者の介護に対する使命感】，【本人がリスクをリスクと感じない】，【家族の役割とパワーバランスの変化】，【親子間の根深い否定的な関係性】と家族関係の要因が示された．第2段階「表面化してくる出来事」は，【こだわりと自分流の介護】，【生活費のやりくり困難と金銭欲】，【介護サービス増加が介護者の負担増】，【周囲から孤立していく本人と介護者】が現れる．第3段階「虐待発見前の変化」では，【家族力動の不自然さ】，【自宅内の環境から察する不自然さ】，【支援者に見抜かれないように演じる本人と介護者】，【介護者がイライラを抑えきれない】，【家族が本人を施設に入れたがる】，【本人から不安な言葉と震える声】を察知する．

予防的支援は，虐待察知までの3段階に合わせた支援内容が示された．「リスク要因に対しての支援」は，【介護者の介護の意味を聞く】，【生活課題を一つ一つ解決する】，【パートナーシップを築く】，【介護者の生活を支援】，【親子の依存と特性を掴む】である．「表面化してきた出来事に対しての支援」は，【介護者をクライエントと捉えた支援】，【地域のネットワークから見守り体制をつくる】，【経済的支援と本人の権利擁護】，【本人と介護者の変化を予測する】である．「虐待の予防的支援」は，【虐待を起こさせないアプローチ】，【虐待予防のルート確保と抑止力】，【予防的な介入と長期的なサポート】である．

以下のように，虐待を察知するまでの現れ方として①「目に見えるリスク要因」と「支援者が意識的に探るリスク要因」，②「表面化してくる出来事」，③「虐待発見前の変化」の3段階が示された．虐待が一度も起こっていない状況の枠組みを1.5次予防とした．

５．考 察

本結果では，虐待の予防的支援は兆候が現れる前から実践していることが明らかになった．その枠組みを1.5次予防とし，予防的支援モデルについて3段階ごとに述べる．

第1段階では，本人と介護者の潜在的要因から，問題の有無が明らかになる．家族アセスメントで，介護観・家族観・家族のルールを聞くことで，本人と介護者を取り巻く状況を多面的・統合的に評価していく．また，「支援者が意識的に探るリスク要因」から，家族の関係性や家族のシステムを捉える視点が重要となる．

第2段階では，介護が続く過程で表面化してきた介護者のこだわりや介護負担，孤立していく状況に対して対応する．この段階で，「生活費のやりくり困難と介護者の金銭欲」が顕著に表れてくる．それに対して，家族全体の経済的支援と本人の権利擁護が重要であり，関連機関と連携して生活を支えるサポートを行う．

第3段階では，「虐待が起こりそう」な段階で予防的支援を行う．虐待予防のルートを確保するため，支援者はマメな訪問をし，面談を重ねて密室性を開放していく．同時に介護者の動きを察知し，家族システムを循環的に捉えて虐待行為を起こさせないように介入する．そして長期的に支え続けられる体制づくりが必要である．

本研究でエキスパートたちが語った虐待対応ケースは，個別性があることから，結果を一般化するには限界がある．しかし，社会的意義として，虐待を察知する過程の3段階ごとに予防的支援の方法が示されたことは，虐待が起こりそうな循環を起こさせない，断ち切る支援が展開できる可能性があるといえる．今後，虐待を起こさせない予防的支援モデルとして，現任者の教育に一石を投じたい．

【主要文献】 乙幡美佐江（2019）『ソーシャルワーク実践による高齢者虐待予防』民事法研究会．/厚生労働省老健局（2023）「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」．/佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法』新曜社．

独立型社会福祉士によるコーディネート活動の構造と関連要因

○弘前学院大学　小川　幸裕（日本社会福祉士会会員 26221）

キーワード：独立型社会福祉士　コーディネート　アドボカシー

１．研 究 目 的

地域共生社会の実現にむけ整備がすすめられる包括的相談支援体制において、社会福祉士には公私の多様な主体間のコーディネート役として、資源調整にくわえ資源開発や地域づくりを推進する役割が求められている。既存の組織や機関から独立開業しソーシャルワーク実践を行う独立型社会福祉士は、自由度の高い事業形態を活かした新たなコーディネート人材として期待されるが、独立型社会福祉士によるコーディネート活動の実態や環境条件は明らかにされていない。

以上から、本研究では独立型社会福祉士によるコーディネート活動の構造および関連要因を明らかにすることをつうじて、包括的相談支援体制における独立型社会福祉士によるコーディネート活動の有効性を検証することを目的とする。本研究の意義は、独立型社会福祉士によるコーディネート活動の構造を明らかにすることでコーディネート活動を可視化する資料とできること、またコーディネート活動に影響を与える関連要因を明らかにすることで研修プログラムを作成する資料とすることができる。

２．研究の視点および方法

各種相談支援機関の業務は制度や法令、所属機関や市町村の理解と方針などに縛られることが指摘されている。独立型社会福祉士は、独立開業というソーシャルワーク機能を発揮するうえで制約が少ない事業形態のもとでコーディネート活動に取り組んでいると考えられる。独立型社会福祉士によるコーディネート活動の構造と関連要因を明らかにすることによって、独立型社会福祉士によるコーディネート活動の実態と環境条件を浮き彫りにできると考えられる。

調査対象は、公益社団法人日本社会福祉士会の会員名薄所属先種別コードが独立型社会福祉士に該当する社会福祉士 1,247 名とし、無記名自記式の郵送調査を実施した。有効回収率は 39.9%(N=490)で、調査期間は 2019 年５月７日から６月 20 日とした。分析方法は、独立型社会福祉士のコーディネート活動を構成する因子を検討するため探索的因子分析（プロマックス回転・一般化最小二乗法）を行った。また、個人特性を独立変数に設定し抽出された各因子の得点を従属変数とする重回帰分析を行った。統計解析は、個人特性の集計および探索的因子分析は SPSS29.0 を用いた。因子分析は、個人特性９項目およびコーディネート活動 30 項目において１項目でも無回答があった 63 票をリストごと除外し、417 票（調査対象者の 33.4%、回答者の 85.1%）のデータを用いて分析を行った。

３．倫理的配慮

調査の実施にあたり、弘前学院大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号18-05)。日本社会福祉士会への依頼文において、調査の趣旨と内容の説明、回答内容はID番号で作成したデータベースを使用し個人や事業所が特定されない匿名性、プライバシーの厳守、研究目的以外で使用しないこと等を明記した文書を添付し調査協力について依頼した。本原稿は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。本発表に関連して開示すべきCOIはない。

４．研 究 結 果

探索的因子分析の結果、独立型社会福祉士によるコーディネート活動として、「住民支援活動」「アドボカシー活動」「専門職支援活動」「行政支援活動」の4因子が抽出された。次に、独立型社会福祉士の個人特性を独立変数に設定し、抽出された各因子の得点を従属変数とする重回帰分析を行った。結果、年齢が若く独立型社会福祉士としての経験年数が長いほうが「アドボカシー活動」の活動度が高いこと、個人事務所より法人のほうが「アドボカシー活動」の活動度が高いこと、年収が高いほうが「アドボカシー活動」「専門職支援活動」「行政支援活動」の活動度が高いこと、人口規模が小さいほうが「住民支援活動」「アドボカシー活動」「行政支援活動」各因子の活動度が高いこと、独立型社会福祉士名縛に登録しているほうが「住民支援活動」「アドボカシー活動」「専門職支援活動」の活動度が高いことが確認された。

５．考 察

本研究の結果から明らかになった知見として２点あげられる。第１に、独立型社会福祉士によるコーディネート活動は、「住民支援活動」「アドボカシー活動」「専門職支援活動」「行政支援活動」の４概念で構成され、アドボカシー活動を基盤として住民、専門職、行政担当者のエンパワメントをつうじてコーディネート活動に取り組んでいることが考えられる。第２に、独立型社会福祉士によるコーディネート活動の環境整備として、事業体の独立性の確保にむけた経済的安定と活動の質を担保する研修受講が重要であると考えられる。これまでの独立型社会福祉士に関する研修は、独立開業後のソーシャルワーク実践の質担保に関する内容が中心であるといえ、今後は事業体の独立性確保に関する内容の充実が求められる。また、コーディネート活動の基盤となるアドボカシー活動は、若年で経験年数が豊富な独立型社会福祉士によって取り組まれていることから、30～40代の独立開業支援や独立開業後のフォローアップ体制の整備および社会福祉士賠償責任保険の補償内容の見直しが必要といえる。

付記　本研究はJSPS科研費研究課題番号17K04236の成果である。

ショートステイ生活相談員の予約業務および稼働率管理の実態

－ 短期入所生活介護事業所へのアンケート調査を通して－

○　岡山県立大学　　口村 淳（593）

キーワード3つ：ショートステイ、生活相談員、予約業務

１．研 究 目 的

短期入所生活介護（以下、ショートステイと記す）には、利用希望日を予め押さえておくというホテル予約のような業務（以下、予約業務と記す）が存在する。一方で予約業務は、施設の稼働率管理を考える上で重要な役割を果たしているとされる。予約業務を担当する生活相談員には、利用者・家族のニーズと施設経営の両方の側面が求められると推察される。そこで本研究では、ショートステイ生活相談員の予約業務および稼働率管理の実態や課題について把握することを目的とした。

２．研究の視点および方法

調査対象者は、A県内の短期入所生活介護事業所全239ヵ所に勤務する生活相談員である。各事業所に調査依頼書、自記式調査票、返送用封筒を郵送した。回収は個別に返送してもらう方法をとった。調査期間は2022年7月～8月までの2ヵ月間とした。自記式調査票は「A：回答者の属性に関する項目」「B：予約に関する項目」「C：稼働率に関する項目」「D：生活相談員業務の悩みや困りごとに関する項目」から構成されている。「A」「B」「C」は選択回答、「D」は自由記述で回答を求めた。分析方法について、「A」「B」「C」は単純集計のほか、所属先の属性と稼働率に関する項目（平均稼働率、稼働率の目標値の有無、目標値）の関連についてクロス集計を行った。「D」については、質的記述的分析を行った。

３．倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定および日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を遵守している。調査依頼書に研究目的と倫理的配慮（プライバシーの保護、無記名であること、研究目的に限定した調査結果の使用、事業所や個人が特定されない形での分析と公表、研究参加への自由意志の尊重、不参加への不利益がないこと）を明記した。データファイルの管理は、他者が閲覧できないように細心の注意を払った。調査票の返送および回答をもって承諾いただいたこととした。本研究は「2022 年度 岡山県立大学独創的研究助成費」を受けて実施したものであり、申請の際に倫理的配慮（人権の保護及び法令の遵守）の項目を記入し、承認されている。なお、利益相反（COI）はない。

４．研 究 結 果

本研究では、調査票を送付した239事業所に所属する生活相談員のうち、121名より返

信があり、すべての調査票を分析に用いることができた（有効回答率50。6%）。研究結果を次の5点に整理して示す。

①直近3カ月間の平均稼働率は「74%以下」が最も多く、7割近くの事業所に稼働率の目標値があることがわかった。目標値は「90～94%」に設定している事業所が最も多かった。②直近3カ月間の平均稼働率の「90～100%」をみると、定員10床以下の事業所が11床以上の事業所の割合に比べ2倍近く高かった。③生活相談員の9割が予約受付の時点で稼働率の維持・向上を意識しており、その対策として9割近くの生活相談員がケアマネジャーに空き状況の発信を行っていた。④生活相談員の6割以上が稼働率管理の業務を負担に感じており、その要因は「現場スタッフと管理者の板挟みになる」が最も多かった。⑤自由記述の分析から、生活相談員の悩み（困りごと）の構造として、ショートステイの【受入れ・調整】と事業所での【サービス提供】が相互に関連しており、それらは【業務管理】と不可分の関係にあることがわかった（注1）。

5．考 察

研究結果を踏まえ、ショートステイの生活相談員が行う予約業務および稼働率管理の特徴について考察する。第一に、予約受付の際に利用順位の決定にあたって考慮していることで「緊急性」が最上位にあげられていたことからも、生活相談員は予約業務では利用者や家族のニーズを重視していることがうかがえる。また情報収集も間接的な方法にたよらず、利用者・家族に直接出会い、状況に応じてアウトリーチする方法をとっていることがわかった。このことから、生活相談員にとって予約業務は単に希望日を調整する業務ではなく、相談援助の一環と捉えられており、柔軟かつ丁寧な対応が展開されているという特徴が明らかになった。第二に、9割の生活相談員が予約受付で稼働率の維持・向上を意識しており、自らを稼働率管理を担う一員と認識していると同時に、組織からもその役割を期待されている傾向がうかがえた。このことから、生活相談員は予約業務を相談援助の一環と捉えている一方で、稼働率管理の手段としても捉えていることがわかる。生活相談員が担う予約業務には、相談援助と稼働率管理の両方の側面がある特徴を見出すことができた。第三に、経営状況の厳しい事業所を中心に稼働率の高い目標値が定められていることもあり、6割以上の生活相談員が稼働率管理の業務を負担に感じていることがわかった。対人援助とはかけ離れた経営的な業務への貢献が強く求められている点に生活相談員がジレンマに陥りやすい傾向があると考えられる。その一方で、利用者数を増やすことは現場スタッフへの業務負担や現状で提供でき得るサービスの質にも影響を及ぼす。生活相談員が働率管理に固執するあまり、多職種との板挟みの状態に陥る可能性を指摘することができる。生活相談員が孤立しないために、稼働率管理の責任を生活相談員のみに帰するのではなく、事業所としてのサポート体制が必要と考えられる。

注1：【　】はコード化した際のカテゴリーを示す。

第３分科会

「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の方法

－アクションリサーチによる研修モデル構築に向けて－

○　川崎医療福祉大学　　植田　嘉好子（会員番号0950）

キーワード：ソーシャルワーカー　現象学的研究　アクションリサーチ

１．研 究 目 的

本研究は「ソーシャルワーカーが現象学的研究を実践するための研修モデルの構築」に向けて,「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の方法を検討することを目的としている．現象学的研究法は心理学や看護学，教育学等では一定程度用いられているが，ソーシャルワークでは特に国内では僅かに散見されるのみである（植田 2018：1）.

現象学とは認識の哲学原理であり，クライエントにとって疾病や障害，社会的抑圧がどのように経験されているのかといった，人々の生きる上での意味を深く理解するための方法論として援用される.海外の現象学によるソーシャルワーク研究をレビューしたところ，クライエントの危機的な経験に対する実存的な理解に加え，その家族や他職種など異なる価値を持つ人々との相互理解や合意形成の方法を探究し，ソーシャルワークの専門性を現実経験から本質的に解明する役割を果たしていた（植田 2023：1）.

現場のソーシャルワーカーが現象学的研究の方法を身に付け，事象（人々の経験や社会課題）の理解を深めると同時に，自らの実践を客観的・批判的に振り返ることができれば，個々のソーシャルワーカーの「一回性」の支援実践が科学的に積み上げられ，ソーシャルワークの学問としての発展にも寄与すると考えられる.

２．研究の視点および方法

Padgett（2017）は『Qualitative Methods in Social Work Research』において6つの質的研究法を紹介し，その一つに「Phenomenological Analysis（現象学的分析）」を挙げる．しかし，具体的な分析手順に乏しいため，Churchill（2022）『Essentials of Existential Phenomenological Research』並びに，佐久川他（2013）『質的研究のための現象学入門―対人支援の意味をわかりたい人へ』を参照し，ワークショップの内容を構成する.

検証方法としては，アクションリサーチを採用する．この方法は「計画」「行動と観察」「リフレクション」「評価」の4段階をらせん状に展開させ，課題解決を図るものである（岡本他 2007：145）．本研究ではワークショップを計画・実施し，参加者の態度や言動を観察し，各回終了後に参加者が記入するリフレクションシートを用いて評価を行う．現象学に関する講義と事例分析の体験を通して，現場ソーシャルワーカーがどのように現象学を理解し，応用していくのかを解明する.

3．倫理的配慮

本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会の承認を得て実施し，匿名性を確保するなどプライバシーに配慮して実施する（承認番号 21-037）．本演題に関して開示すべき COI はない．

4．研 究 結 果

「ソーシャルワーカー向け現象学的研究ワークショップ」は全 3 回，1 回あたり 3 時間で，下記の方法を考案した．各回は 1 か月程度間隔を空け，課題に取り組めるようにする．

1 回目:	2 回目:	3 回目:
①ワークショップの趣旨の説明（10 分） ②参加者自己紹介（10 分） 氏名，所属，今回参加した理由 ③現象学的研究とは(目的，位置付け，現象学の主要概念)（60 分） —休憩—（10 分） ④現象学的分析の例（20 分） ⑤「実存」とは（15 分） ⑥「言葉」とは（15 分） ⑦今日の学びについてのディスカッション ⑧リフレクションシート記入 →次回までの課題：自分の取り上げたい事例（場面や発言）を記述してくる	①前回の復習と本日の流れ（10 分） ②グループ内で事例の紹介（20 分） →現象学的に分析してみたい事例をグループで一つ選ぶ ③分析の手順の説明（15 分） ④グループでワークシートを用いて分析（20 分） —休憩—（10 分） ⑤各グループより発表（40 分） ⑥植田よりコメントと解説（20 分） ⑦リフレクションシート記入（10 分） →次回までの課題:自分の事例で分析してくる(一週間前までにメール提出)	①自分の事例での分析をグループ内で発表（30 分） ②グループ内で各事例へのフィードバック及び質問の抽出（15 分） ③植田から修正点アドバイス（30 分） —休憩—（10 分） ④各自で分析をブラッシュアップ（ワークシート上で修正）（15 分） ⑤再分析をグループ内で発表（30 分） ⑥植田より総括（15 分） →今後への活かし方（職場での事例研究，学術雑誌への投稿など） ⑦リフレクションシート記入（10 分）

本ワークショップの特徴は，現象学的研究の方法や研究例を示すだけでなく，実際に参加者が持参した事例を用いて実践的に分析を体験する点が挙げられる．これは筆者自身が様々なテキストを読むだけでは，現象学的方法の修得が困難であった経験に基づく．

また分析を行う際には，グループワークや発表を行い，そのフィードバックをもとに再分析し，さらに発表するというプロセスを取り入れた．現象学は実践者自身の認識方法を転換させ，支援の対象をあるがままに理解するための方法であるが，自身の価値観や対象に対する暗黙の捉え方を自覚するためには，他者から自身の理解を問い直され，批判的に吟味する場が求められるからである．

さらに 1 回目の講義内容には，現象学の認識原理だけでなく，それに付随する実存論及び言語論の概要も含めた．他の質的研究法と比較して，解釈の度合いが深い研究法であり，特に「人々の生の在り様」や「関係性における言葉の意味」の理解は不可欠となる．分析の根拠を「生」の構造から明らかにし，解釈の妥当性を高めることを目指す．

5．考 察

本ワークショップの計画において，現象学的研究の目的や方法，実践の仕方は盛り込まれているが，そもそもこの研究法にはどのような事象が適しているのかが明確でないと考えられた．また事例検討における倫理的配慮も具体的に提示することが課題である．各種シートもアクションリサーチの評価に必要十分な内容か，さらなる精査が必要である．

※本研究は，JSPS 科研費 21K01989 の助成を受けて実施した研究成果の一部である．

AOP（Anti-Oppressive Practice）の理念に基づいた就労移行支援事業所における実践
―障害者雇用を取り巻く社会的抑圧に対するソーシャルアクションに関する研究―

株式会社LITALICOパートナーズ　鈴木美乃里（1052）

キーワード：AOP(Anti-Oppressive Practice)・就労移行支援・SCAT

１．研 究 目 的

就労移行支援事業所において「配慮を得るには障害者手帳を取得して就職しなくてはならない」と伝えたり、言葉の裏にある意味を読むのが苦手な利用者に何度も面接練習を行ったりすることがある。「障害は社会の側にある」と考える障害の社会モデルは、2006 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されている。障害のある人が「社会に参加しづらい」と感じている時、私たちは利用者個人の側ではなく、社会の側を変えるための支援をしなくてはならないのではないか。1990 年代後半のイギリスで生まれ、その後カナダ、オーストラリアでも根付いてきた Anti-Oppressive Practice（以下 AOP）は「まず当事者の立場から理解し、問題を抑圧という視点で構造的に分析することで、複数のレベルから解決に向けてアプローチする、というソーシャルワーク実践理論と実践法である」（坂本，2021）。AOP は「抑圧」を「個人やグループの所属を理由に不当な行為（個人の行動、社会的な政策など）が行われること」と捉える。坂本（2021）は AOP への批判の 1 つに「マニュアル化には理念的に相容れない AOP であるがゆえに、特に初心者にとっては、実践方法が具体的でなく、どこから手をつけて良いかわからないかもしれない」ことを挙げる。鎌田（2020）は「仲間を集め、その輪を広げ、多くの人々が共に行動することで社会変化を起こすこと」などと定義される Community Organizing（以下 CO）の実践を、パブリック・ナラティブ、関係構築、チーム構築、戦略作り、アクションの 5 つのステップで整理している。社会的弱者といわれる人たちをエンパワメントし社会構造を変化させることを目的とする点で類似する CO を参考に AOP の実践ができるのではないか。そこで本研究では、就労移行支援事業所において AOP の考え方に基づき、CO の実践ステップを参考に行った支援・起こしたアクションを整理し、今後の就労移行支援事業所におけるソーシャルアクションの可能性を考察することを目的とする。

２．研究の視点および方法

① X 年 10 月～X+1 年 5 月に毎月 2 回行った支援者間ワークショップ、② X+1 年 8 月に行った利用者向けプログラム、③ X+1 年 10 月に行った企業・利用者向けイベント、④日々の業務の中で随時行った企業との条件交渉について実践を振り返り、①～③については参加者アンケートの回答内容を分析した。①は全ての取り組みが終了した X+1 年 11 月に振り返りを行い、後日同意を得た 7 名について分析を行った。②③は当日にアンケート記入の依頼を行い、後日同意を得た、②の 13 名、③は障害者雇用における雇用者・被雇用者でない支援者を除き、利用者と卒業生の計 11 名、企業担当者 9 名について分析を行った。

３．倫理的配慮

本抄録は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。また、LITALICO倫理委員会へ本研究の発表について申請し承認を得た(審査結果:承認,承認年月日:2024年2月7日,審査番号:23013A)。

４．研 究 結 果

アンケートの記述内容に大谷（2019）の質的データ分析手法SCAT（Steps for Coding and Theorization）を用いて、生成された構成概念を記述した。①の支援者間ワークショップでは、〈自分自身と抑圧の関係性の実感〉、〈社会側への働きかけの経験を得られた実感〉、〈支援での介入対象を考察する視点の変化〉等が生まれた。②の利用者向けプログラムでは、〈抑圧の存在が当然としての認識や、社会常識としての抑圧の内在化による変化の可能性の無自覚〉、〈抑圧の内在化に対する諦めと社会を変えることへの無力感〉を抱く方もいた。また〈抑圧からの解放や現状改善の願望〉を抱く方がいたと同時に〈抑圧に対して今後の自分の行動を選択する判断の難しさ〉を感じる方や〈抑圧により被る不利益への自己対処法の検討〉をする方がいた。③の企業・利用者向けイベントにおいて利用者と卒業生は、〈自身が組み込まれている問題の構造的理解の契機〉となり〈相互理解の必要性の実感〉を抱く方がいた。また〈他者に意見を伝えられたことの喜び〉を感じた方もいた。企業担当者は、〈抑圧という新しい視点を得たことによる視野の広がりの実感〉に留まらず〈自身の言動の省察〉をした方や、〈当事者の意見を聞けたことへの喜び〉、〈対話を通じた状況を変えることへの意志〉を表明した方もいた。④の日々の業務の中での企業への交渉では、就職活動における面接の方法を企業と相談し工夫した結果、2名が内定に繋がった。また、企業に対し求人に「正社員登用あり」の条件を入れて作成する助言を行い、実際にその求人について1名が内定に繋がった。さらに、条件面の改善を要望したり昇給状況や査定結果を確認したりしたことで、1社の会社全体のベース給与のアップ、2名の昇給に繋がった。

５．考 察

就労移行支援事業所がAOPに基づいた実践に取り組むことで、当事者中心の支援や障害者雇用の在り方を確立できる可能性が示唆された。今後は支援者が自身の抑圧・特権に気づくことから始め、身近に起こせるソーシャルアクションを継続する方法を検討したい。

引用・参考文献

鎌田華乃子（2020）．コミュニティ・オーガナイジング―ほしい未来をみんなで創る5つのステップ．英治出版，1-2,55.

大谷尚（2019）．質的研究の考え方―研究方法論からSCATによる分析まで．名古屋大学出版会，271-276.

坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛・二木泉・市川ヴィヴェカ（2021）．脱「いい子」のソーシャルワーク．現代書館，91.

＊COI開示：著者は、株式会社LITALICOパートナーズに雇用され給与を受け取っている。

主任相談支援専門員による相談支援専門員の人材育成に関する研究

－地域課題解決に向けた相模原モデルの相談支援専門員研修実施から－

○　社会福祉法人相模原市社会福祉事業団（会員番号 1065）小林　麻衣子
北澤　和美（社会福祉法人相模原市社会福祉事業団・会員番号 1064）

相談支援専門員，ソーシャルワーク，人材育成

１．研 究 目 的

本研究は，主任相談支援専門員が実施する相模原モデルの相談支援専門員研修〔グループスーパービジョンと地域課題検討演習の一体型研修〕が，相談支援専門員のソーシャルワーク実践における地域課題の解決に向けた実践力を向上させるのかを実証的に明らかにする．

２．研究の視点および方法

（１）研究の視点

相模原市内で実施してきた GSV 後の地域課題検討の場で使用した地域課題整理シート（改訂版）は，ソーシャルワーカーが必要とされる地域課題解決に向けた主体的な行動の促進に一定の効果がある[1]．地域課題整理シート（改訂版）図 1 は，個別支援における課題が，ミクロ，メゾ，マクロの各視点の実践を網羅しソーシャルワーク業務として展開していくことを一枚のシートで概観することができるものである[2]．

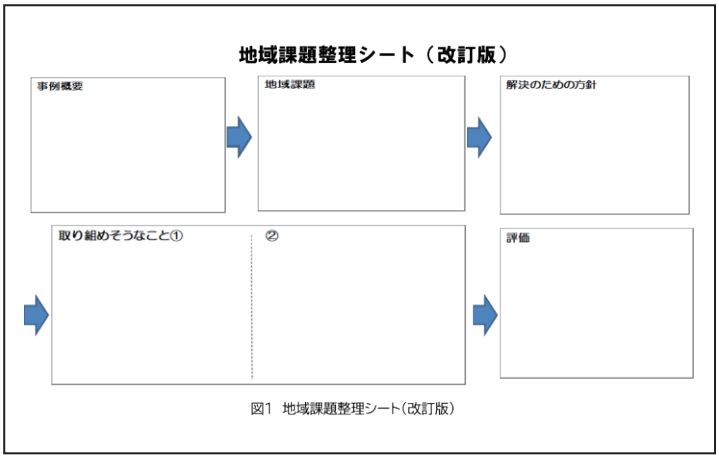

図1　地域課題整理シート(改訂版)

本研究では，グループスーパービジョン（以下 GSV）と，地域課題整理シート（改訂版）を活用した演習を一体型研修として企画し，主任相談支援専門員が行う人材育成として実施することにより，相談支援専門員がソーシャルワークの知識理解だけでなく，ミクロ，メゾ，マクロの各実践を網羅した実践力が研修を通じて向上することを視点とする．

（２）研究方法

本研究の対象者は，相模原市以外の地域である A 県の 3 町合同での研修会において実施した相模原モデルの相談支援専門員研修参加者の相談支援専門員 6 名とした．2023 年 12 月 22 日に研修を実施し，参加した 6 名のアンケート結果について，佐藤（2008）[3] の質的データ分析法を参考に分析した．

① 実施した研修内容

- 講師：主任相談支援専門員 2 名（講師 B，C）
- 内容：全体時間 2 時間 30 分（休憩 10 分含む）

ア　全体講義（GSV と地域課題整理シート）　40 分

イ　GSV（ファシリテーター：講師B，模擬事例提出：講師C）　60分

ウ　地域課題整理シートを用いた演習（講師B，C）　40分

② アンケートの内容

ア　GSV参加経験　イGSVの感想　ウGSVの参加継続意向　エ　地域課題整理シートの感想　オ　地域課題整理シート活用した演習　カ　相模原モデル相談支援専門員研修の感想　キ　その他自由意見

３．倫理的配慮

日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程を遵守し，本研究について対象者に説明した．本アンケート回答を以て同意を得ることの説明をし，個人が特定されないよう留意した．なお，報告者には，開示すべきCOI関係事項はない．

４．研 究 結 果

アンケートの自由記述を分析し，抽出された主なカテゴリーは表１の通りである．

表1 相模原モデルの相談支援専門員研修アンケートから抽出されたカテゴリー

主な質問内容	抽出されたカテゴリー
GSVに関すること	GSVの構造化された研修の良さ
	ファシリテーターに要する力量
	他者からの意見による気づき
	自身の支援の振り返り
	地域の支援者で共に考えることの効果
	地方の困難事例の少なさ
地域課題整理シート(改訂版)に関すること	シートのわかりやすさ
	ミクロ、メゾ、マクロ視点を網羅
	他職種での視点の共有と具体的な方針の立案
	課題解決力の向上
	シートの活用経験とSVの必要性
相模原モデルの相談支援専門員研修に関すること	ソーシャルワークの一連の流れが収れんされた学び
	思考と方向性の共有によるチーム力の向上
	地域課題への取組み方法の学びとさらなる期待

５．考 察

ＧＳＶの経験による学びは，先行研究で小松尾（2012）[4]が，参加者自身の振り返りや気づきを上げている．同様に【自身の振り返り】や【他者からの意見による気づき】などがあげられた．地域課題整理シート（改訂版）に関することについては，【シートのわかりやすさ】や，【他職種での視点の共有や具体的な方針の立案】による【課題解決力の向上】を感じられたことがわかった．相模原モデルの相談支援専門員研修については，【ソーシャルワークの一連の流れが収斂された学び】であることや，【思考と方向性の共有によるチーム力の向上】が図られること，【地域課題の取組み方法の学びとさらなる期待】があげられ，ソーシャルワーク実践における地域課題の取組みが，様々な地域の支援者とともに検討する経験を通してチーム力向上を感じ，より実践的な学びとなることがわかった．

本研究により，相模原モデルの相談支援専門員研修の受講は，相談支援専門員がミクロ，メゾ，マクロの各実践を網羅したソーシャルワーク実践における地域課題の解決に向けた実践力を向上させる可能性を示唆すると考えられた．

参考文献
(1) (2)　小林麻衣子・北澤和美（2021）「基幹相談支援センターにおける地域を基盤としたソーシャルワーカーの人材育成 ： GSV(相模原モデル)と地域課題整理シート(改訂版)を活用した取り組み」『社会福祉士』(28)，P78-84.
(3)佐藤郁也（2008）『質的データ分析法―原理・方法・実践』新曜社.
(4)小松尾京子（2012）「グループスーパービジョン経験者の変化のプロセスと要因に関する研究 - 成長を支える視点から - 」『日本福祉大学社会福祉論集』(126) P91-105.

第４分科会

社協職員による外国人支援・協働実践に関する予備的検討

－「文化的コンピテンス」に着目した実証研究に向けて－

○　東京都立大学大学院 博士後期課程　　氏名　岸本　尚大（0995）

菅野 花恵（米国バルドスタ州立大学・0740）

和気 純子（東京都立大学・0537）

キーワード 3 つ：社会福祉協議会　外国人支援・協働実践　文化的コンピテンス

１．研 究 目 的

我が国では、近年地域の生活者としての在留外国人（以下「外国人」）との共生が目指されており、多様な文化的背景に対応した SW 実践への期待は大きい（石河 2020）。地域福祉の実践・推進の中核を担うとされる社会福祉協議会（以下「社協」）においても、コロナ禍による生活課題の表面化を契機に外国人との接点が増えたことで、外国人支援・協働実践の充実に向けた気運が高まりつつある（全社協 2020）。一方で、現場では実践経験やノウハウの不十分さがゆえに戸惑いや混乱も生じており、実践能力の現状やその獲得・発揮にかかる諸要因を構造的に把握し、資質向上に向けた方策を検討することが求められている。外国人をはじめ多様な文化的背景に対応した SW 実践を検討する上で、近年着目されているのが「文化的コンピテンス」である（武田 2016 など）。SW 領域ではアメリカやイギリス、カナダ、オーストラリアを中心に文化的コンピテンスに基づく実践や研究・教育の推進が行われてきたが、日本ではさらなる展開が期待される萌芽的な段階にある。本研究は、今後社協職員による外国人支援・協働実践の現状と課題を文化的コンピテンスの観点から実証的に検証するための予備的検討と位置づけ、社協職員を含めた「SW 専門職」の役割・機能に焦点を当てながら、外国人支援及び文化的コンピテンスに関する先行研究の到達点と課題を整理することを研究目的とする。ここでの「SW 専門職」とは、国籍やルーツを問わず様々な社会的・文化的背景を有するクライエントに接する SW 専門職を指すことにする。

２．研究の視点および方法

本研究は文献研究である。第一に、外国人支援及び文化的コンピテンスに関する国内の研究動向を確認するために、論文検索システム「CiNii Research」で文献収集を行った。検索にあたっては、社協や SW 全般に関するキーワード（「社会福祉協議会 OR 社協」、「ソーシャルワーク OR 社会福祉 OR 地域福祉」）と、外国人支援に関するキーワード「外国 OR 多文化 OR 国籍 OR トランスナショナル」、また文化的コンピテンスに関するキーワード「文化的コンピテンス OR カルチュラル・コンピテンス OR カルチュラルコンピテンス」を、それぞれ AND 検索した。検索した文献のうち、社協職員を含め「SW 専門職」の役割・機能に言及していること、学術的な文献であること、2000 年以降の文献であることを選定条件とした。また、選定した文献の中で言及されていた重要な文献も分析対象とした。第二に、今後の実証研究の実施に向けて、SW 領域で文化的コンピテンスの分析を行った海外の主要な先行研究についても、量的・質的調査を行った文献を中心に整理した。

３．倫理的配慮

本研究は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定及び同研究倫理指針を遵守している。また、東京都立大学南大沢キャンパス研究安全倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号 H5-178）。なお、報告者に開示すべき COI 関係事項はない。

４．研 究 結 果

(1)「外国人支援」に関する文献レビュー

社協に焦点化した文献はごく僅かに留まることから、「SW 専門職」の役割・機能に言及した文献の分析を中心的に行った。先行研究では、アメリカやイギリス、カナダ、オーストラリアなどの文献や実践事例を参照しながら、「SW 専門職」が持つべきスキルや視点が広く示され、文化的コンピテンスの議論を下敷きにしたものも一定見受けられた。一方で、「SW 専門職」の外国人支援への協力や介入の消極性、支援者による社会的排除の側面など、支援者の実践能力を取り巻く課題を事例的に指摘する先行研究もみられた。こうした課題を受けて、「SW 実践者」を対象とした研修を実施する重要性が多くの文献で指摘されていた。

(2)-1「文化的コンピテンス」全体に関する文献レビュー

先行研究は、外国人支援の文脈にウェイトを置いた文献が大半を占めていた。また、Sue や Lum などの代表的な研究者、もしくは NASW や CSWE などのアメリカの職能・教育団体の枠組みに基づく理論研究も多くみられた。社協実践に関連する文献には、メゾレベルの実践に焦点化したもの、コミュニティソーシャルワーク機能に着目したものなどがみられた。

(2)-2「文化的コンピテンス」の計量分析に関する文献レビュー

SW 領域の国内の主要な文献では、学生を対象に Lum の「ソーシャルワークにおける文化的な力量の自己アセスメント・テスト」の和訳版の作成を試みたヴィラーグ（2018）が挙げられた。国外の文献では、統計学的な信頼性・妥当性をもって因子構造が確認された尺度がいくつか見られたが、いずれも個別性・専門性の高い領域を想定した尺度であった。

５．考 察

国内の文献においても、「SW 支援者」に関する理論的・事例的検討は一定確認されたが、実践者の外国人支援能力、文化的コンピテンスの実態を明らかにした実証研究は管見の限りほとんどみられなかった。文化的コンピテンスの議論を国内の実情に引き付け、研修企画など効果的かつ具体的な方策を検討するには、実証的な研究が必要な段階にあるといえよう。国外で開発された尺度は個別性・専門性が高いことに加え、日本の実践者にうまく馴染まない表現も多く、今後はより日本の SWr の実情を反映させた尺度開発が必要である。社協職員の文化的コンピテンスを評価するにあたっては、国内外の先行研究でよく引用されていたアメリカの SW 職能団体の NASW（2015）の「基準と指標」が参考になると考えられる。

参考文献

石河久美子（2020）「変容する外国人の現状と多文化ソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』46（1）, 5-16.

武田丈（2016）「多様性の尊重とソーシャルワーク：人権を基盤とするアプローチ」『ソーシャルワーク研究』42（2）, 73-86.

全国社会福祉協議会（2020）『「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」報告書』.

ヴィラーグ・ヴィクトル（2018）「多様性時代のソーシャルワーク　―外国人等支援の専門職教育プログラム―」中央法規.

NASW（2015）*Standards and Indicators for Cultural Competence in Social Work Practice.*

福祉を学ぶ外国人生徒の地域理解とエンパワメント

－フォトボイスから地域共生社会実現に向けたソーシャルワーク・アプローチの展開へ－

○　関西学院大学　　安藤 幸（会員番号 1024）

キーワード：フォトボイス　エンパワメント　地域共生社会

１．研 究 目 的

本研究の目的は、福祉を学ぶ外国人生徒の地域理解とエンパワメントを促進するフォトボイスの実践の考察から、地域共生社会の実現に向けた新たなソーシャルワーク・アプローチを提案することにある。フォトボイスは、参加者自らが撮影する写真（フォト）とその写真に関する自らの語り（ボイス）から成る作品の作成をとおして、当事者の声を表出させ、社会変革を促すアクションリサーチの手法である（武田 2014）。本研究では、外国人生徒のフォトボイス作品の分析から得た知見をもとに、多様な他者の視点や語りを包摂する地域共生社会実現に向けたソーシャルワーク・アプローチの展開を検討する。

２．研究の視点および方法

本研究が対象とするのは、記紀をはじめとする多くの文献に登場する歴史文化資源に恵まれ、高原に立地する自然環境豊かな地域特性を持ちながら、県全体でも最も早いスピードで少子高齢・過疎化が進んでいる近畿地方のとある地域である。数年前この地域の高等学校に専攻科が新設され、今では日本人と外国人の生徒がともに介護福祉を学んでいる。外国人生徒の多くは地域外の居住地から通学しており、地域内の施設で実習やアルバイトをしているものの、この地域に馴染みがないことが課題であった。

介護の専門職には、利用者の生活を支える地域の理解が求められている。そと者の地域の理解は、地域住民との関係性構築にも影響するとされる（敷田ら 2023）。専攻科のカリキュラムには、地域生活について考える科目がある。しかし、日本語を勉強中の外国人生徒にとって、言語だけに頼ることはハードルが高い。そこで、自分が見たものを写真に撮り、感じたことを自由に語るフォトボイスは、生徒の地域理解とエンパワメントを促進する有効な手段であると考えられた。

2022 年度と 2023 年度それぞれ合計 6 回の授業のなかで「わたしたちの暮らす地域」をテーマにフォトボイスを実践し、同校専攻科の全生徒が参加した。フォトボイスは主に 5 つのステージから構成された。第 1 ステージでは、写真を「読む」練習と、自らが撮影した写真を他者と共有することに慣れた。第 2 ステージでは、テーマについて説明し、生徒らが写真撮影を進め、撮影・印刷した写真を持ち寄った。第 3 ステージでは、写真に表題と説明文をつけて整理・選択し、一般展示に向けて準備をした。第 4 ステージでは、フォトボイス作品の一般展示（同校の文化祭、同市のお祭り、市の協力のもと市役所で約 1 ヶ

月間の展示）を行った。第 5 ステージでは、フォトボイス全体の振り返りを行った。

本研究では、フォトボイスの実践で作成された 59 作品のなかから、外国人生徒による合計 51 作品を質的に分析・考察した。

３．倫理的配慮

本研究は、関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会の審査を受けている。本研究の発表は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程と指針にもとづいて行う。具体的には、フォトボイス作品をデータとして全体的に分析し、当該地域や個人が特定されることがないように配慮する。なお、本研究における利益相反の状況はない。

４．研 究 結 果

質的分析の結果、5 つのカテゴリーが抽出された。「学校生活」では、外国人生徒にとって学校は地域生活の中心であることが明らかになった。「通学・通勤」では、最寄り駅、そこからの通学路には、繰り返される日々のなかにある思いが表れた。「自然・景色」では、地域の豊かな自然は生徒にとって元気の源であり、心が安らぐものであることがわかった。「日々の出来事」では、日々の生活で、四季を感じ、時の流れを実感し、友人や教員と過ごす時間があり、将来を展望していることが見出された。「地域の特性」では、地域をあらためて観察して発見した驚きや楽しさが記されていた。

５．考 察

フォトボイスは、地域生活者としての生徒の思いを可視化し、生徒自らの声に力を持たせ、地域に暮らす多様な背景を持つ人々の存在を明らかにする。地域共生社会の実現には、地域を共にする者同士の相互関係性が不可欠である。他者の視点や思いに触れることで、地域住民が地域をあらためて考えるきっかけとなり、地域の共創につながりうる（図 1）。

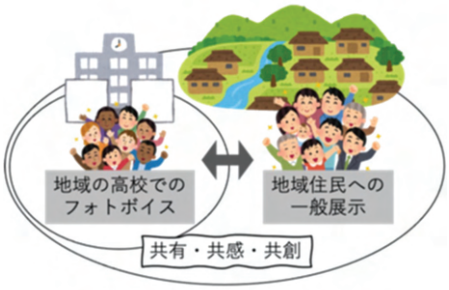

図1. 地域共生社会実現に向けて

本研究の結果は、フォトボイスを地域に関わる人々の関係性を調整するツールとして用いることにより、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク・アプローチとして展開できることを示唆している。今後の課題として、フォトボイス作品を見た地域住民の声を集めて生徒に還元し、地域に向ける視線を交差させることがあげられる。

６．主な参考文献

敷田麻実ら編（2023）『移動縁が変える地域社会―関係人口を超えて』水曜社.

武田 丈（2014）「フォトボイスによるコミュニティのニーズ把握、アドボカシー活動、そしてエンパワメント」『コミュニティ心理学研究』18(1), 3-20.

中国のソーシャルワーク実践における文化的課題に関する検討

－ソーシャルワーカーへのインタビューを通して－

同志社大学博士後期課程　　黄　慧娟　（会員番号1023）

キーワード3つ：文化、中国、ソーシャルワーク実践

１．研 究 目 的

中国ではソーシャルワークの実践への展開がなかなか順調ではない現状がある。その中、中国のソーシャルワーク実践にあたって文化的課題が生じていることが指摘されてきた（王思斌2001；李賀・馬文静 2023など)。「文化的課題」とは、要するにソーシャルワークのアプローチモデルや手法などは、欧米の文化及び欧米人の生活に基づき作られたものであるため、中国人の支援にうまく適用できていないことを指している。また先行文献からは、「中国人の生き方」及び「中国人の人間関係の特徴」などにより、「『個』に焦点を当てる支援にクライエントからの抵抗がある」、「専門的な援助関係が保たれにくい」、「クライエントへのアプローチがしにくい」について現場が課題を抱えていることが指摘された（馮浩2015；杜平2020；王藍瑤2023など)。

本研究は、中国の実践現場で働くソーシャルワーカーへのインタビューを通して、彼らが実際の援助活動における工夫や悩みを明らかにすることにより、中国のソーシャルワーク実践における文化的課題を検討する。

２．研究の視点および方法

（1）研究の視点

中国のソーシャルワーカーの思いや悩み聞き取ることを通して、中国のソーシャルワーク実践上の文化的課題を考察する。

（2）研究の方法

インタビュー調査を用いる。2023年8月に中国・上海市、深圳市、東営市における計18名のソーシャルワーカーに対して半構造化グループ・インタビューを実施した。

グループ・インタビューの対象：①上海市Aソーシャルワーク事務所に所属するソーシャルワーカー2名；②上海市B病院に所属する医療ソーシャルワーカー4名；③上海市C老人ホームに所属するソーシャルワーカー5名；④深圳市Dソーシャルワークサービスセンターに所属するソーシャルワーカー3名；⑤東営市Eソーシャルワークサービスセンターに所属するソーシャルワーカー4名。

主な質問項目：①支援対象者とのかかわりにおいて悩んでいること。それに対する理解と対応。②支援対象者との関わりにおいて大事にしていること。③学んだソーシャルワークの理論や技術と実践との間に感じたズレや矛盾。

３．倫理的配慮

本調査研究は、同志社大学における社会学部・社会学研究科　人を対象とする研究の倫理審査委員会の承認を得て（申請番号 2023_0001)、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を遵守して実施した。調査対象者に対して、口頭及び文書にて説明し同意を得た。また本研究について開示すべき利益相反（COI）はない。

４．研 究 結 果

現場のソーシャルワーカーは①職場での人間関係への配慮により、クライエントに対する支援のあり方も理論通りにならなく、より慎重的に扱っていることが見られる。②クライエントの遠回しの態度をとるため、本当のニーズを把握することにソーシャルワーカーは工夫を必要としている。③クライエントは見知らぬソーシャルワーカーに対する抵抗があり、ソーシャルワーカーはクライエントとの信頼関係の構築に工夫をかけている。④クライエントはワーカーのメンツを配慮し、他人ともめることを恐れるため、クライエントとの信頼関係を構築することが大事であるとワーカーが思う。⑤クライエントは契約関係にあまり馴染みがないため、ソーシャルワーカーは進め方に悩んでいる。

５．考 察

中国人は「社会」というより「圏子(circle)」(輪)の中心に生きる存在であると費孝通（=2019）は指摘した。「各個人は一人一人が、自らの社会的な影響によって生み出した『圏子(circle)』(輪)の中心となる。そしてその『圏子(circle)』(輪)の波紋が及ぶ所に『関係(グアンシー)』(つながり)が発生する」(費孝通=2019:68)。こうした中国人の生き方、日常生活のあり方を踏まえつつ、ソーシャルワーク実践上の文化的課題を検討する必要があると考える。

参考文献

馮浩（2015)「案主自决原則在華人社会中的実践困境」『華東理工大学学報（社會科学版)』2015,30(04),1-11.

王思斌（2001)「試論我国社会工作的本土化」『浙江学刊』2,56-61.

李賀・馬文静（2023)「汲取、融通、嵌入--中国社会工作倫理本土化路経選択」『太原城市職業技術学院学報』12，47-49.

杜平（2020)「専業关系的情境化建构：基于“讓我們做朋友-河北”的个案分析」『社会建設』2020,7(06),42-53.

王藍瑤 (2023)「文化模式理論視角下困境儿童社会工作本土化困境与路径研究--以 X 机构的実践為例」吉林大学大学院哲学社会学院 2023 年度修士論文.

費孝通(2012)『郷土中国』北京大学出版社（初出は 1948 年）.（=2019,西澤治彦訳『郷土中国』風響社.）

第５分科会

ソーシャルワーカーの政治参加に関する文献研究

－欧米諸国ソーシャルワーカーを中心に－

○　東京工業大学　　章琦（会員番号1071）

キーワード：欧米ソーシャルワーカー、ソーシャルワーク学生、政治参加

１．研 究 目 的

近年、欧米諸国では新自由主義の台頭により、政府は社会福祉支出を削減し、自己責任や準市場的な社会サービス提供システムを強調しており、その結果、すでに社会的排除を経験している周縁化された人達は、社会福祉に関する政策からますます排除されるようになっている。他の専門職とは異なり、ソーシャルワーク専門職の倫理綱領は、ソーシャルワーカーが政治活動に積極的に関与し、政治などのマクロな視点からソーシャルワークにとってより専門的価値のある政策形成に努め、最終的には社会正義の推進という専門職の使命を達成することを求めている。

欧米諸国とは異なり、日本ではソーシャルワーカーの政治参加に関する研究テーマは十分な注目を受けていない。日本ソーシャルワーカーは主にミクロなケースワークに焦点を当てており、マクロな実践と呼ばれるのはソーシャルアクションである。しかし、これらの研究はソーシャルアクションを社会福祉士の介入手段として捉えているが、市民としての政治参加権利と行動を持っていることを無視している。日本ソーシャルワーカーの政治参加者に関する学術的な領域には依然として大きなギャップが存在している。

しかし、1990 年代に入ってから、欧米のソーシャルワーク学界では、 ソーシャルワーカーの政治参加に関する研究が数多く蓄積されてきた。そこで本研究では、欧米におけるソーシャルワーカーの政治参加に関する既存文献を調査し、現段階におけるソーシャルワーカーの政治参加の研究の研究成果や特徴、影響要因を探ることを試みる。最終的には、日本、さらにはアジアにおけるソーシャルワーカーのマクロのアプローチの参考となる。

２．研究の視点および方法

今のソーシャルワーカーの政治活動に関して、主に「政治参加」や「政治活動」という２つの視点が存在している。故に、本研究は主に「政策実践」と「政治参加」という２つの視点から構成された。

「政策実践」の視点とは、政策について、ソーシャルワーカーが専門的な手法利用し、政策の変更に影響を与える。この定義は、政策実践と一般市民の政治参加を区別し、ソーシャルワーカーが政策に影響を与える行動を社会福祉の専門的な実践方法と見なしている。この概念はますます多くの政策活動を政策実践と見なしているが、この概念は専門分野と一般市民の政治活動の境界を曖昧にしている。

「政治参加」の視点とは、ソーシャルワーカーの政治活動は基本的に市民の政治活動と

区別がなく、ソーシャルワーカーが政治活動を行う際に、それがソーシャルワーカーとしてのアイデンティティに基づくものなのか、一般市民としてのアイデンティティに基づくものなのかを区別することが難しいとされている。

そこで、本研究では、Google Scholar をはじめとする文献プラットフォームを用いて、ソーシャルワーカーに関する先行研究をメインキーワードとして、「政治参加（Political participation)」、「政策実践（Policy practice)」、「市民参画（Civic engagement)」、「政治参画（Political engagement)」などのキーワードとともに検索を行った。1980 年代から 2023 年 12 月までの先行研究を検索し、具体的な先行研究を入手して、欧米のソーシャルワーカーによる政治参加研究のこれまでの展開を分析するために文献研究を行った。

３．倫理的配慮

本研究において原文に言及する引用はすべて詳細に引用した。本研究では、著作権侵害の防止に対して十分な倫理的配慮を行った上で、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程に厳守した。本報告について開示すべき利益相反（COI）はない。

４．研 究 結 果

欧米の研究によると、ソーシャルワーカーの政治参加に関する主要な研究領域は、ソーシャルワーク学生の政治への関与、市民としてのソーシャルワーカーの政治参加、そして専門職としてのソーシャルワーカーによる政策実践である。これらの研究によれば、ソーシャルワーカーとしての市民としての政治参加は、多くの影響因子に関連しており、性別や職種、そして政治的有効性の感覚などが指摘さている。さらに、成人後の政治参加には、幼少期に親が政治問題について議論をするのを目撃したかどうかという要素も影響を及ぼすことが示されている。欧米のソーシャルワーカーの政治参加は主に投票に基づくものだが、選挙に出るような直接な政治参加が行われるケースも多数存在している。この他、政策実践においては、ソーシャルワーカーは穏やかなアプローチを取るため、政治家と協力して政策環境を変革しようとする傾向がある。また、ソーシャルワーク学生の政治的関与に関する研究では、彼らが主に SNS を通じて政治的意見を表明する傾向が強く、その際に教育が重要な役割を果たしていることが示されている。

５．考 察

欧米のソーシャルワーク研究では、マクロレベルでの政治参加の取り組みが、専門職支援の重要な側面として認識され、専門教育の一環として積極的に取り入れる動きが見られる。特に新自由主義が台頭し、社会福祉支出が削減されている現在、ソーシャルワーカーの政治レベルでの影響力は極めて重要である。しかし、アジア地域では、このような動きはまだ比較的少ない状況である。日本では、社会福祉の従事者が政治家になるケースはあるものの、ソーシャルワーカーの政治参加に関する学術的研究は不足している。この分野の研究が、日本におけるソーシャルワーク研究の新たな方向性を切り拓き、最終的には、社会的排除された人々を支援し、政治や政策に変化をもたらすための一助となるだろう。

アメリカのソーシャルワーカーが経験するクライエントバイオレンス

安全な職場環境を構築するために

米国バルドスタ州立大学　　氏名　菅野花恵（0740）

キーワード：クライエントバイオレンス、ソーシャルワーカー、アメリカ

１．研 究 目 的

ソーシャルワーカーが、クライエントやその家族・関係者から受ける暴力について、アメリカでは、「クライエントバイオレンス」(Client Violence,以下「CV」と略記)と表記され、その実態調査が、1980 年代以降に実施されてきた（Schultz 1987)。精神保健福祉、司法福祉、アルコールや薬物依存症、児童・家庭福祉、女性福祉、シェルターや施設等の現場で、CV の実態が報告され、その発生要因や予防対策に関する分析や考察が行われてきた（Radley & Wilke 2021 等)。「クライエントバイオレンス」という用語が、アメリカのソーシャルワーカーや研究者間で多用されるのは 1990 年代以降である(Newhill 1995)。本研究では、CV を「クライエント（以前のクライエントも含む）やその家族、関係者から受けた①意図的な所有物の損害・窃盗、②脅迫（法律訴訟による脅迫も含む)、③言葉の暴力、④実際に行われたあるいは行われそうになった身体的暴力である。」と定義する（菅野 2021)。アメリカにおけるこれまでの CV 実態調査研究の多くは、ソーシャルワーカーの CV 被害の頻度・程度に焦点を当てた量的調査が主であったため、本研究では、実際の CV 被害経験や CV に対する認識・対応方法について質的調査を実施し、ワーカーの実際の体験をもとに CV に対する具体的な予防・対応策を考察・提言する。

２．研究の視点および方法

2016 年から 2019 年に、アメリカのある州で活動する 16 人のソーシャルワーカーに、CV の経験と認識に関するインタビュー調査を実施した。調査協力者は、児童虐待防止センター、シェルター、精神保健福祉・行動保健サービスセンター、学校のカウンセリングセンター、青少年自立支援施設、性暴力加害者へのサービス組織、病院、ホスピスの多分野に渡って活動するソーシャルワーカーで、スノーボール法で選出された。各々のワーカーに職場で個別に会い、1 時間程、半構造化インタビューを実施した。インタビュー調査の質問内容は、過去の CV 経験の有無、CV 遭遇時の対応方法、CV 被害後の精神的苦痛、CV に対する認識であった。インタビュー結果は、コンピューターを応用した定性的データ分析ソフトウェアである NVivo12 を用いて分析され、二段階のコーディング技術が使用された。

３．倫理的配慮

本研究は、米国ジョージア州のバルドスタ州立大学の研究倫理委員会の承認を得た上で実施された。また、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定及び同研究倫理指針を遵守しており、報告者に開示すべき COI 関係事項はない。

４．研 究 結 果

インタビュー調査協力者の全員が、過去に言葉の暴力、脅迫、所有物の破損、身体的暴

力のCV被害を経験していた。調査協力者のこれまでの仕事の経験から明るみになったCVの経験とそれに対する認識・対応方法に関して質的調査分析を行うことで、次の8点の共通テーマが抽出された。それは、①暴力の程度、頻度、きっかけにより分類されるCV行為に関するアセスメント、②ソーシャルワーカーとクライエント間の対立を軽減するスキル、③クライエントに対する共感、④職場からのサポート、⑤クライエントに対する健全なコミュニケーションスキルの教育、⑥個人的ネットワークによるサポート、⑦ソーシャルワーカーの専門職意識、⑧個人の安全に関する心的外傷である。またこの調査から、調査協力者の全員が、職場で一度はCVを経験すると予想し、CVを「クライエントからの不愉快な攻撃により受ける想定内の職務ストレス」ととらえていることが明らかになった。更に、CV防止方法に関するワーカーの言及について分析したところ、クライエントとワーカーによる協働的トレーニング、経験共有による計画策定、組織的対応、コミュニティー参加型サポートという4つの共通テーマが抽出された。

５．考 察

CVの対策として、各々のヒューマンサービス組織がCVトレーニングの機会を設置し、ワーカー同士で経験を共有しながら、CVリスクアセスメントスキルや暴力的クライエントへの対話スキルを向上させること、また、暴力的クライエントに関するワーカー間の情報共有を促し、クライエントの家庭訪問の際の安全対策や安全な面接環境の設定を講じるCV予防策の必要性が、本研究を通して確認された。暴力防止に向けて、クライエントとの協働も必要視された。更に、暴力的クライエントに対応する際に、ワーカー一人だけがそれに対応して危険にさらされることがないよう、同僚や他機関とのチームアプローチを組織内外で、そして地域連携ネットワークを予め構築することの必要性も指摘された。CV被害後の対応策としては、CV通告義務手続きの設置やスーパービジョンによるCV被害アセスメントの必要性、CV被害者のためのカウンセリングやデブリーフィング会合、CV事例検討会の設置、そしてサポーティブな組織文化の構築の重要性も示唆された。

注記

この発表は、2023年7月14日に明治学院大学ソーシャルワーク研究所のソーシャルワーク学習会で行った報告に、新たな分析を加えたものである。

参考文献

菅野花恵(2021)「第8章アメリカと世界各国のクライエントバイオレンス」副田あけみ・菅野花恵（2021)『介護職・相談援助職への暴力とハラスメント』勁草書房

Newhill, C. E. (1995) Client violence toward social workers: A practice and policy concern for the 1990s, *Social Work*, 40, 631-636.

Schultz, L.G. (1987) The social worker as a victim of violence, *Social Casework*, 68, 240-244.

Radley, M. & Wilke, D.J. (2021) Client-perpetrated violence among frontline child welfare workers, *Journal of Interpersonal Violence, 36* (11-12), 6260-6280.

ソーシャルワークにおける「インターセクショナリティ」（交差性）概念の再考

－在日朝鮮人女性の活動からの示唆－

○　明治学院大学　　宮﨑 理（0865）

キーワード：インターセクショナリティ、在日朝鮮人女性、抵抗

１．研 究 目 的

「インターセクショナリティ」（intersectionality：交差性）は、個人が経験する複数の社会的アイデンティティ（例えば、ジェンダー、エスニシティ、階級、性的指向、年齢、障害など）が交差することで、複雑な抑圧や特権の構造が形成されることを示す概念である。この概念は、ソーシャルワークにも導入され、反抑圧ソーシャルワークの主要概念の一つとして位置付けられてきた。2010年代中盤以降、日本でも反抑圧ソーシャルワークが参照されると同時に、「インターセクショナリティ」概念が注目されるようになった。しかし、この概念の出自が社会運動アクティビズムであることと、ソーシャルワークにおいて主に対象を認識するためのパースペクティブとして用いられることの間には、決して小さくはない隔たりが存在するのではないだろうか。

本研究では、日本において交差的な抑圧にさらされている代表的なマイノリティ集団のひとつである在日朝鮮人女性の抵抗の活動を参照し、当事者と連帯した社会的協働実践としてのソーシャルワークを志向する立場から、「インターセクショナリティ」概念を再考することを目的とする。

２．研究の視点および方法

本研究は、文献研究である。まず、ソーシャルワークにおける「インターセクショナリティ」概念の受容過程を概観し、その意義と限界を明らかにする。つぎに、ジェンダーと人種／エスニシティいう交差的な抑圧にさらされている在日朝鮮人女性たちが、自らの抑圧の経験を顕在化させ社会に向かって発信してきた活動に焦点を当て、抵抗の持つ意味を検討する。その際参照するのは、在日朝鮮人女性団体による公刊物や、彼女たちのインタビューが掲載された雑誌記事や論文などである。最後に、そこから得られた知見を手がかりとして、ソーシャルワークにおける「インターセクショナリティ」概念の再考を試みる

３．倫理的配慮

本研究は、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守したものである。利益相反はない。

４．研 究 結 果

反抑圧ソーシャルワークには様々なバリエーションが存在するが、「インターセクショナリティ」は、いずれにおいても最も重要な概念として位置付けられている。この概念を用いることで、例えば、「聴覚障害のゲイ男性」や「生活困窮の移住者」など、複数の要素が交差することで生じる抑圧に直接アプローチすることが可能となる。これは、単一のカテゴリーに基づく従来のアプローチでは見過ごされがちな現実を浮き彫りにし、主流のカテゴリーに属さない人びとが排除されてしまうという問題を指摘するものである。また、カテゴリーが交差することで生じる別の形の抑圧も捉えることができる。

しかしながら、「インターセクショナリティ」が単なる対象認識の概念に留まるならば、抑圧された人びと自身の抵抗の歴史や現実が見過ごされがちとなる。また、抑圧の交差性を過剰に強調することによって、「最も抑圧されている人」を特定しようとする傾向や、人びとを集団から離れた孤立した個人として捉えようとする危険性も指摘されている。

「インターセクショナリティ」が社会運動アクティビスムを出自に持つこと、さらには反抑圧ソーシャルワークが当事者と連帯してアライであろうとしていることを想起するならば、この概念の別の側面が見えてくる。在日朝鮮人女性はジェンダーと人種／エスニシティが交差する抑圧にさらされてきたが、その現実を明らかにしてきたのは彼女たち自身である。自らの抑圧の現状を明らかにし社会に向けて発信する活動は、一つの抵抗の形であり、それを通じてエンパワーされる経験でもある。それは、「在日朝鮮人」や「女性」というカテゴリー内部の多様性を顕在化させてきた。また、在日朝鮮人女性の活動は、アイヌ女性や被差別部落女性など、他のマイノリティ女性たちとの連帯を作り出してきた。

５．考 察

多様な経験を考慮しない政策や実践は、一部の人びとのニーズにしかアプローチすることができない。例えば、「女性」全体の問題として捉えられる政策が、実際には「日本人」であることが前提とされており、多様な女性を無視している可能性がある。「インターセクショナリティ」は、ソーシャルワークにおいてこのような問題を克服するための概念として用いることができる。しかし、この概念を対象認識の概念としてのみ用いるならば、ソーシャルワークは人びとの抑圧や抵抗の現実を十分に理解することができず、当事者と連帯することは難しくなるであろう。

当事者にとって、「インターセクショナリティ」は自己の経験に名前をつけ顕在化させる抵抗の概念であり、社会変革のために他者とつながる連帯の概念である。ソーシャルワークは当事者の交差的な抵抗の歴史と現実から、社会変革のための知見を学ぶことができるはずである。そのようなものとして「インターセクショナリティ」概念を再考することは、ソーシャルワークの立場性や人間観を再考するという根源的な問いを生起させることでもある。

（謝辞）本研究はJSPS科研費（21K13462）の助成を受けたものである。